

独立行政法人 医際锯力機棒 医隙锯

平成19年2月

独立行政法人国際協力機構国際協力 総合研修所

総研 JR 05-30

女性に対する暴力の現状と課題 - 開発援助機関の取り組み -

幅崎 麻紀子

北海道大学文学研究科博士後期課程 ネパール・トリブバン大学社会文化人類学部客員研究員

平成19年2月

独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修所

本報告書は、平成17年度独立行政法人国際協力機構客員研究員に委嘱した研究成果をとりまとめたものです。本報告書に示されている様々な見解・提言などは必ずしも国際協力機構の統一的な公式見解ではありません。

なお、本報告書に記載されている内容は、国際協力機構の許可無く転載できません。

発行:独立行政法人国際協力機構 国際協力総合研修所 調査研究グループ

〒162 8433 東京都新宿区市谷本村町10 5

FAX: 03 3269 2185 E-mail: iictae@jica.go.jp

目 次

要約	J		i
1.	序論		1
1	- 1 調	査の背景	1
1	- 2 女	性に対する暴力(VAW)とは	3
1	- 3 女	性に対する暴力と開発の因果関係	4
1	- 4 調	査の目的	5
1	- 5 調:	查手法	5
1	- 6 報·	告書の概要	6
2 .	女性に対	する暴力についての現状分析	7
2	- 1 女	性に対する暴力(VAW)	7
	2 - 1 -	1 暴力の起きる場と文化的社会的特徴による分類	7
	2 - 1 -	2 暴力行為の内容に基づく分類	. 12
	2 - 1 -	3 暴力の起きる背景	. 13
	2 - 1 -	4 暴力のもたらす影響	. 14
	2 - 1 -	5 被害者のとる行動	. 16
	2 - 1 -	6 被害者への対応	. 18
	2 - 1 -	7 社会による暴力対策	. 18
2	- 2 女	性に対する暴力の地域的な特徴	. 21
	2 - 2 -	1 東アジア、東南アジア地域	. 21
	2 - 2 -	2 南アジア地域	. 24
	2 - 2 -	3 南西アジア・北アフリカ・中東地域	. 26
	2 - 2 -	4 サブサハラ地域	. 29
	2 - 2 -	5 中南米カリブ海地域	. 36
3.	女性に対	する暴力についての国際的な取り組み	. 40
3	- 1 国	際公約	. 40
	3 - 1 -	1 国際社会における「女性への暴力」の問題化の過程	. 40
	3 - 1 -	2 女子差別撤廃条約と女性への暴力	. 40
	3 - 1 -	3 世界人権会議と女性に対する暴力撤廃宣言	. 44
3	- 2 国	際機関による取り組み	. 45
	3 - 2 -	1 多国間援助機関	. 45
	3 - 2 -	2 二国間援助機関	. 49
3	- 3 =	国間援助機関の出先機関による取り組み	
	(南	『アフリカ共和国、ネパールでの取り組み事例から)	. 52
	3 - 3 -	1 USAID Nepal	. 52
	3 - 3 -	2 DFID Nepal	. 52

3 - 3	- 3 GTZ Nepal5	3
3 - 3	- 4 CIDA Nepal 5	54
3 - 3	- 5 USAID South Africa 5	55
3 - 3	- 6 CIDA South Africa5	55
3 - 4	国際機関と市民活動団体との連携(南アフリカ共和国での取り組み事例から) 5	6
3 - 4	- 1 Foundation for Human Rights 5	6
3 - 4	- 2 POWA5	6
3 - 4	- 3 Lungelo 5	57
3 - 4	- 4 ADAPT5	8
3 - 4	- 5 SOUL CITY 5	59
3 - 4	- 6 NICRO	0
3 - 4	- 7 Rape Crisis Cape Town	51
4 . 日本にる	おける女性に対する暴力撤廃への取り組み6	32
4 - 1	日本における取り組み6	32
4 - 1	- 1 法整備	32
4 - 1	- 2 保護命令制度の設置と機能6	32
4 - 1	- 3 被害者保護・救済・自立支援6	3
4 - 1	- 4 法識字・暴力防止啓発活動6	3
4 - 1	- 5 加害者に対する支援	34
4 - 1	- 6 調査研究	34
4 - 2	日本における国際協力6	35
4 - 2	- 1 外務省による「女性に対する暴力」への取り組み	35
4 - 2	- 2 JICAによる「女性に対する暴力」への取り組み6	8
5 . 国際協力	カにおける女性に対する暴力撤廃 支援の今後の方向性7	'1
5 - 1	政策レベルへの支援7	1
5 - 2 N	NGO・地域社会への支援7	'2
5 - 3	当事者への支援7	'2
5 - 4 3	女性に対する暴力問題における国際援助の留意点7	′3
終わりに .		'4
参考文献 .		'5
略歴	8	33

図表目次

図4-1	UNIFEMへの拠出金の推移	68
表 2 - 1	暴力がもたらす被害	14
表2-2	被害女性の相談先	17
表2-3	DV経験の比率(カンボジア)	22
表2-4	身体的暴力・性的暴力を受けた経験(カンボジア)	22
表2-5	身体的暴力の被害経験(インド)	25
表2-6	女子割礼を行った女性の比率	26
表2-7	割礼を施術された年齢	26
表2-8	割礼の施術者	26
表2-9	割礼を受けた女性のうち、割礼の存続についての意見	27
表 2 - 10	割礼を受けた女性のうち、割礼の存続についての意見(エジプト)	27
表 2 - 11	居住地域別・就労状況別暴力被害経験	28
表 2 - 12	暴力被害 / 加害と教育水準	28
表 2 - 13	暴力被害と子どもの人数	28
表 2 - 14	女子割礼を行った女性の比率	30
表 2 - 15	割礼を施術された年齢	30
表 2 - 16	割礼の形態	31
表 2 - 17	年齢別女子割礼の形態(ナイジェリア)	31
表 2 - 18	都市・農村別女子割礼の形態(ナイジェリア・スーダン)	31
表 2 - 19	女子割礼の施術者	32
表 2 - 20	割礼を受けた女性のうち、割礼の存続についての意見	33
表 2 - 21	割礼を受けた女性のうち、割礼を受けた理由について	33
表 2 - 22	配偶者からの身体的暴力を受けた経験	34
表 2 - 23	属性別暴力被害者の特徴(南アフリカ共和国)	34
表 2 - 24	夫が妻を殴る場合の正当な理由(ナイジェリア)	34
表 2 - 25	配偶者からの暴力被害の比率	36
表 2 - 26	居住地域別の暴力被害経験	36
表 2 - 27	配偶者による暴力の形態	37
表 2 - 28	配偶者による暴力の被害	37
表 2 - 29	暴力被害と子どもの人数	37
表 2 - 30	暴力被害と教育水準・仕事	38
表 2 - 31	助けを求めた人の割合	38
表 2 - 32	暴力加害と飲酒	38
表 2 - 33		
表3 - 1	女子差別撤廃条約	42
表3 - 2	女子差別撤廃委員会による「女性への暴力」に関する一般勧告	43
表4 - 1	草の根・人間の安全保障無償資金協力スキームによるVAM関連の案件	67

要約

1.女性に対する暴力(VAW)についての現状分析

女性に対する暴力(Violence Against Women: VAW)は、世界中で起きている問題である。女性が暴力被害に遭う場合、家族や恋人が暴力の加害者であることが多い。VAWには、ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence: DV)、家庭内暴力、女子割礼、名誉殺人、ダウリ殺人、人身売買、女児差別など、様々な暴力が含まれる。子どもや女性への暴力は、日常生活の中で行われており、躾や教育の一部としてとらえられることも多く、暴力問題として認識されることは少ない。例え暴力被害に遭っても、家庭内の力関係や家族の名誉のために、被害者は被害を受けたことを社会に訴えることは困難である。人身売買問題も深刻で、2005年の米国務省の「人身売買報告」によれば、年間60万~80万人が人身売買の被害者である。

VAWのうち、特定の地域にのみ見られる暴力もある。女子割礼は、アフリカや中東の国々を中心に行われている習慣で、純潔を守る、多産を保証するなど、宗教や伝統的な習慣であるとの説明のもとに、女性の性器の一部を切除したり、陰部を封鎖するもので、毎年、200万人が割礼を受けていると言われている。南アジア社会では、女性側の婚姻の持参財(ダウリー)が少ないと、夫やその家族が、妻に暴行を加える問題が発生している。

暴力行為には、身体への攻撃、精神的な虐待、性的虐待、相手をコントロールしようとする振る舞いなどが含まれる。これらの暴力は、単独で行使されるのではなく、精神的に虐待した上で、殴打などの身体への攻撃や性関係の強要など、複合的に繰り広げられる。

暴力の背景には、夫は妻に身体的な罰を与える権利を持っていると考える社会的観念、経済力の不均衡がある。途上国の女性の中には、夫による殴打を認め、夫には殴る権利があると考えている人が少なからずおり、このような女性自身の認識も、夫による暴力を容認する要因となっている。飲酒もまた、妻への暴力を引き起こす要因と考えられている。

いずれの国でも、被害者が最初にコンタクトするのは、家族や友人、隣人などのインフォーマルネットワークで、公的福祉サービスにアクセスした人の割合は非常に低くなっている。外部に助けを求めない理由は、女性たちが叩かれても暴力として認識しない、もしくは、暴力を受けるのが普通だと考えているからである。また、さらなる暴力への不安や、子どもを失うことへの不安、家族に恥ずかしい思いをさせるなどの意識が、被害女性を救済の手から遠ざけている。

2. VAWについての国際的な取り組み

国際社会において、VAW問題に取り組む根拠となっているのが1979年に国連総会にて採択された女子差別撤廃条約である。同条約によって設置された女子差別撤廃委員会は、女性に対する暴力が差別の一形態であり人権侵害であるとして、条約の締約国にVAWを撤廃するための措置を求めた。

一方、草の根レベルの運動では、1976年にブリュッセルで開かれた第1回女性に対する犯罪に関する国際法廷にて、家庭内暴力や女子割礼などが、VAW問題という枠組みで話し合われた。1980年代を境にVAWは国際社会が取り組むべき問題として取り上げられるようになったものの、女子差別撤廃条約の条文には、VAWについて明文化している条項はなかった。1993年には、世界人権会議において、女性の人権が普遍的人権の一部であり、公的領域、私的領域を問わず、

VAWは廃絶されるべき暴力であることが行動計画に盛り込まれ、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択された。1995年の世界女性会議行動綱領(北京行動綱領)には、VAWが重大問題領域の一つとして組み込まれている。

VAW問題については、多様な国際援助機関が同問題に取り組んでいる。多国間援助機関としては、国連人口基金(United Nations Population Fund: UNFPA)が、リプロダクティブヘルスの枠組みから、各国政府や非政府組織(Non-Governmental Organization: NGO)、ローカルコミュニティが行うプログラムへの支援を行っている。国連婦人開発基金(United Nations Development Fund for Women: UNIFEM)はVAW問題を主要な問題としてフォーカスしており、各国政府、女性団体、ほかの国連機関とパートナーシップを築くことを通して、VAW廃止のための活動を行っている。国連児童基金(United Nations Children's Fund: UNICEF)の主たるターゲットは児童だが、プロジェクトの中には子どもとともに女性への暴力の防止に関わる活動が行われている。国連難民高等弁務官事務所(Office of the U. N. High Commissioner for Refugees: UNHCR)では、難民を対象に、暴力被害者が法的援助を受けるための支援や、暴力の予防に力を入れている。

二国間援助機関の中では、米国国際開発庁(United States Agency for International Development: USAID)が、VAWは女性の生活能力を低下させるものであり、家計維持活動や社会開発への女性の貢献を阻害するものとの認識から、ジェンダー差別を無くすことを目指したプログラムづくりを行っており、特に人身売買問題に力を入れている。英国国際開発庁(Department for International Development: DFID)では、VAWをミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)の達成に関わる重要な課題として、貧困削減と女性のエンパワーメント戦略の中に位置づけている。しかし、DFID全体として具体的な取り組みは行っておらず、各出先事務所独自の取り組み、もしくは、英国のINGO(International Non-Governmental Organization)を通してVAW問題に取り組んでいる。ドイツ技術協力公社(Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit: GTZ)では、VAWをクロスカッティングイシューとして各プログラムの中で意識してはいるものの、VAWに特化したプログラムはほとんど行われていない。カナダ国際開発庁(Canadian International Development Agency: CIDA)でも、複数の分野に跨る問題との認識に立ち、ローカルNGO団体を支援する形で、VAW撤廃に取り組んでいる。

特に二国間援助機関では、VAW撤廃に向けた取り組みは、様々なプロジェクトのベースに広がる問題として取り組まれている。そのため、同じ組織であっても、地域によって、VAWへの取り組みは多様である。USAIDネパールのVAW対策の中心は、人身売買・子どもの労働問題についてのプログラムである。1997年から若年層の女性に向けた人身売買未然防止プログラムや、被害者向けの経済的エンパワーメントプログラムを実施している。DFIDネパールではジェンダーを、カースト、エスニシティとともに、ソーシャルインクルージョンの一つの対象としてとらえているが、直接的にプログラムを行ってはおらず、VAWに取り組む英国のINGOを通して支援活動を行っている。GTZネパールでは、女性に対する暴力問題に特化したプログラムを行ってはいないが、GTZが展開する「参加型学習活動」の中で、地域住民がVAW問題を問題視した場合に限り、VAW問題についてのテクニカルサポートを行っている。CIDAネパールの場合、カナダのINGO団体を通して、ジェンダー・バイオレンスに焦点を当てたプログラムを準備中である。

USAID南アフリカ共和国では、南アフリカ共和国政府が主導するVAWプログラムへの支援を通して、VAW被害者が利用するサービスを統合したワンストップショップの開設運営支援、レイプやDV被害者の法的手続きを行うプログラム、子どもの性被害者へのカウンセリングプログラムへの支援を行っている。CIDA南アフリカ共和国では、VAW問題への資金提供を行うプログラムをいくつか設けており、法的手続き支援、ワンストップセンターへの支援などを行っている。

いずれの国においても、VAW問題に取り組む主体はNGOであり、各機関は、その活動への支援を通して、VAW問題に取り組んでいる状況にある。

3.日本におけるVAW撤廃への取り組み

1990年代に入り、国際社会の動向と相まって、日本においてもVAWが深刻な人権侵害として 社会問題としてとらえられるようになった。2001年にはDV防止法が施行され、同法には配偶者 からの暴力が「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることが明言されている。

わが国では、政府開発援助(Official Development Assistance: ODA)大綱、ODA中期政策のもと、途上国におけるジェンダー平等の推進のための自助努力を効果的に支援すべく、2005年には、第49回国連婦人の地位委員会において「ジェンダーと開発(Gender and Development: GAD)イニシアティブ」を発表している。同イニシアティブでは「ジェンダーに関する伝統的な固定観念を背景とする女性に対する暴力、女性移住者に対する暴力や人権侵害などの問題解決に努める」ことを明記し、VAW撤廃に向けた取り組みを、主に、草の根・人間の安全保障無償資金協力スキームの中で行っている。また、UNIFEMへの拠出、及び、「女性に対する暴力に関するUNIFEM信託基金」への拠出も行っている。

一方、国際協力機構(Japan International Cooperation Agency: JICA)の事業では、カンボジアでは法整備支援事業、インドネシアでは女性の人権保護に関する政策支援を行っている。そのほか、ニカラグアやペルーではヘルスケアプロジェクトの中で家庭内暴力問題への対策を講じている。

4.国際協力におけるVAW撤廃-支援の今後の方向性

VAW問題への支援ニーズは、年々、高まりつつある。JICAにおいても、各地域の文化的社会的背景、当事者や当該社会の特徴に留意しながら、積極的にVAW撤廃に向けた援助・支援を講じることが求められている。

政策レベルへの支援では、VAWについての量的質的データや被害者の援助ニーズを把握するための情報収集への支援、VAW問題に対処するための法整備支援や法律の運用についての援助、VAW問題に関係する機関職員に向けたジェンダー教育や人材育成プログラムの提供、被害者救済プログラム作成のための情報や人材の提供、そして、行政機関と地域社会やNGOのネットワークの構築支援などが求められる。

NGOや地域社会への支援では、各団体が持続的な活動ができるよう、また、質の高いサービスを当事者に提供し得るよう、運営面での支援やスタッフへのスキルアップトレーニングの提供を積極的に行うことが求められる。特に、二次被害防止のため、地域で活動する医療従事者や教育機関職員、裁判所、警察、行政機関などの職員に向けたトレーニングが重要である。また、ロ

ーカル社会で活動するNGOのための、人権教育プログラム・法識字ツールなどの開発支援、より良い被害者支援を行うためのサービス改善支援など、VAW問題の専門家によるアドバイスや情報の提供は、各地域・NGOへの支援として効果的である。

当事者への支援としては、被害に遭遇するリスクを軽減するための教育や、被害に遭遇した際に周囲に助けを求めることができるよう、法識字教育の提供、被害者が経済的に自立することを支援するためのプログラムなど必要である。これらのサービスの提供に取り組んでいるNGO団体や教育機関へ、プログラム構築支援を行うことは、JICAの蓄積した経験を活用することとなるだろう。

VAW問題は、伝統的な価値観に根ざす問題であり、地域による文化的社会的差異が大きい。 このため、地域の特性に配慮した上で支援を行うことが不可欠である。

1.序論

1 - 1 調査の背景

女性は、一生を通じて、様々な暴力の被害を受ける。誕生以前には、女児であることがわかると中絶される場合があり、出生後には、女児であるがゆえに、嬰児殺しに遭うこともある。また、女児は、栄養面や医療面においても、男児と区別され、過度の家事労働を強いられ、身体的虐待を受けることもある。伝統的な慣習によっては、女子割礼によって女性器切除(Female Genital Mutilation: FGM)を受けたり、意思に反して早期に婚姻をさせられたり(幼児婚)、あるいは、人身売買の対象となる。成人した後も、夫や家族からの暴力、レイプ、ダウリー(花嫁持参財)不足による暴力や殺人、強制妊娠や中絶など、女性は、一生を通じて、暴力の被害に遭遇しやすい。

女性への暴力は、社会や文化によって、様々な形態となって現れるが、いずれの形態において も、女性の身体的精神的健康を害し、女性の人権を害する点において変わりはない。女性に対す る暴力は、あらゆる国、あらゆる社会において存在し、世界中の女性を苦しめているといえるだ ろう。

しかし、20世紀の終わりが近づくまで、女性に対する暴力が問題視されることはなかった。特に家庭内で起きる暴力については、私的領域で起こる事柄ゆえに、社会が関与することは避けられてきた。夫婦間強姦はその典型的な例である。夫婦間の性関係に社会が介入することはタブーとされていたのみならず、夫婦であるがゆえに、性行為は合意の上で行われる事柄であり、夫婦間には強姦は存在しないと考えられてきた。しかし、近年、夫婦間であっても、同意のないまま性交を強要させられ、強姦される場合があることが明らかになった。それは女性に対する重大な人権侵害であり、夫婦間であっても、暴力は社会が介入する問題であることが認識されつつある。

女性に対する暴力が国際社会で問題視されるようになった理由は、社会、文化、民族が違って も、収入や年齢、階級や教育程度にかかわらず、ほとんどすべての国や地域で存在する、世界的 に普遍的な現象であることが挙げられるだろう。つまり、あまりにも多くの女性が暴力の被害に 遭い、それも先進国、途上国を問わず、共通の問題として存在していたからである。

もともと、女性への暴力を、社会問題として人々が認識するよう運動を展開したのは欧米の社会であった。欧米においても、ジェンダー差別による暴力の歴史は古い。ローマ法の下では夫による妻への身体的暴力のみならず、夫が妻を殺害することを正当としていた。キリスト教では、夫への服従を妻に要求しており、中世ヨーロッパでは夫が妻に身体的制裁をする権利が認められていた。このような影響を受けた米国では、夫が妻の身体に暴力を振るうことが、法律的にも認められていたため、夫による暴力は女性たちを悩ませていた。そのような中、1960年代の女性運動を契機に、ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence: DV)をはじめとする暴力が問題視されるようになった。しかし、DV防止法など、女性への暴力の禁止が立法化し始めた

-

¹ 堂本 (2003) p. 132

のは、それから20年たった1990年代のことであった。

女性への暴力が国際問題として認識されるようになったもう一つの背景には、女性への暴力を 社会問題としてアピールし続けた世界女性会議など、国際社会の動きがある。

1975年、メキシコシティにおいて第1回世界女性会議が開かれた。同年は、女性差別問題を国際社会に知らしめるための「国際婦人年」であり、翌年から10年間は、「国際女性の10年(1976~1985年)」とされ、会議では、「完全な男女平等と男女間差別の廃絶」が重要な目標として入れられている。この10年で、国際社会がジェンダー問題に取り組まねばならない問題との認識が広まった。

1980年には、第2回の世界女性会議がコペンハーゲンで開かれた。そこでは、メキシコ会議で採択された平等、開発、平和を達成するためには、教育、雇用機会及び医療サービスへの平等なアクセスが必要であることが明言化された。このような動きと相まって、女性への暴力を問題視する視点は、国際的な活動や、深刻な人権問題として認識することを働きかける国の内外の活動により、徐々に問題視されるようになってきたのである。

わが国においては、女性への暴力が社会問題として認識されるようになったのは1990年代に入ってからのことであった。家庭内での暴力といえば、子どもから親への暴力を指しており、夫から妻へ加えられる暴力に触れることはタブー視されていた。人々の認識の中には、妻への暴力は、個々の夫婦の問題であり、社会問題に触れること自体が避けられてきた。また、夫からの暴力は恥ずかしいことであり、被害者である妻も世間体を気にしたため、DVは潜在化する傾向にあった。さらに、家族の安全神話があり、家庭とは安全な場であり、家庭内には暴力はなく、あったとしてもそれはごく例外にすぎないとの認識があった。そのため、妻への暴力が公的な場で明らかにされることは少なく、社会的な事件として取り上げられることは少なかった。

このような状況の中、わが国において妻への暴力が社会問題として認識されるようになった背景には、地道な国内の女性運動に加えて、国際社会の影響が大きい。女性の人権擁護活動の中で、家庭内での女性への暴力が社会問題として国際社会で問題視されるにつれ、日本でも女性たちが法的整備を求めて動き始めたのは1990年代であった。

アジアやアフリカ、ラテンアメリカなどにおいても、わが国と同様に、レイプやDV、様々な慣習に基づく女性への力の行使が「暴力」として問題視され始めたのは、国際社会によるところが大きい。

女性への暴力が国際的に問題視されたもう一つの背景は、暴力が、女性の健康を害し、当事者の経済的精神的負担を強いるのみならず、社会の発展に悪影響をもたらし、平和の達成に障害となることに気づき始めたからである。特に、女性への暴力は、社会の複雑な要因に基づく構造的な問題であるがゆえに、様々な分野における発展を妨げている。世界の半分が女性であることを考慮すると、世界の人口の半分に向けられた暴力であるがゆえに、その影響は大きいものである。持続的開発を進めるためには、その阻害要因となる女性への暴力を撤廃することが不可欠であることが認識されつつある。

こうした背景を受け、本研究では、今や世界の発展には避けて通ることのできない重要な社会問題である「女性への暴力」について、それを廃絶するための国際社会の取り組みを国際協力の 視点から分析する。

1 - 2 女性に対する暴力(VAW)とは

「女性に対する暴力(Violence Against Women: VAW)」とは、私的領域・公的領域において、女性に向けられた様々な力の行使であり、女性というジェンダーに向けられた暴力行為や威嚇を意味するものである。女性に向けられた力の行使は、恐怖をもたらし、健康を害し、個人の生活を害する重大な人権侵害に当たる行為である。そして、それを問題視し、廃絶を訴えた概念が、「女性への暴力撤廃(Elimination of Violence Against Women)」である。これは、女性が従属的な地位を強いられ、それが家庭内外を問わず、あらゆる場面において女性への暴行行為が行われていることを問題視する視点から構築された言葉であり、1993年の国連総会では「女性に対する暴力撤廃宣言」が採択されている。

同宣言では、「女性に対する暴力(VAW)」がジェンダーに基づく暴力であり、公私を問わずあらゆる関係や領域で起きることを確認した上で、「女性に対する肉体的、精神的、性的又は心理的損害又は苦痛が結果的に生じるかもしくは生じるであろう性に基づくあらゆる暴力行為を意味し、公的又は私的生活のいずれで起こるものであっても、かかる行為を行うという脅迫、強制又は自由の恣意的な剥奪」(第1条)²と定義している。

同宣言では、VAWとして、「(a) 殴打、家庭内における女児の性的虐待、持参金に関連した暴力、夫婦間の強姦、女性性器の切除及びそのほかの女性に有害な伝統的慣習、婚姻外暴力及び搾取に関連した暴力を含む家庭において起こる肉体的、性的及び精神的暴力。(b) 強姦、性的虐待、職場、教育施設及びそのほかの場所における性的嫌がらせ及び威嚇、女性の人身売買及び強制売春を含む一般社会において起こる肉体的、性的及び精神的暴力。(c) 起こる場所を問わず、国家により行われたか又は許容された肉体的、性的及び精神的暴力」(第2条)と述べている。しかし、女性への暴力は、これのみならず、女性であるがゆえに向けられる暴力やそれに伴う苦痛、威嚇や脅し、強制など、女性に対するあらゆる暴力的行為はすべて、撤廃すべき暴力である。

暴力の分類は様々である。身体的暴力や精神的暴力など、暴力の形態によって分類したり、家庭内暴力、紛争による暴力など、暴力行為が行われる場や状況、加害者との関係において把握する方法などがある。

暴力の形態から概観すると、身体に加えられる暴力は、総じて、わかりやすい暴力形態である。叩く、殴る、蹴る、ねじり上げる、締め付ける、やけどを負わせる、酸をかける、武器を使って刺す・叩くなど、様々な方法で女性の身体を攻撃し、痛みを負わせる。その結果、傷を負ったり、打撲傷を負ったり、治療が必要になるほどのけがをさせられたり、時には死に至ることもある。

精神的暴力とは、脅迫したり蔑むような振る舞いを行い、家に閉じ込めたり、監視したり、物を破壊したり、言葉で脅すなど、恐怖心を煽り、精神的にダメージを与える暴力である。ほかにも、脅して性交を強要したり、力ずくで性交に及ぶ性的暴力や、財産に触れさせないようにし、必需品や食べ物をも規制し、働くことも許さず経済的に追いつめる、経済的な暴力などがある。

これらの暴力行為は単独に行使される場合もあるが、多くの場合、精神的に追いつめながら時 には殴打するなど、複合的に行使される。

² アジア・太平洋人権情報センター編 (2001) pp. 95-98

また、暴力行為が行われる場や状況、加害者との関係において概観すると、家庭内暴力、夫婦間暴力(DV)³、家庭内における女児の性的虐待、持参金に関連した暴力、女性性器の切除などの女性に苦痛を強いる慣習的暴力や、人身売買などが挙げられる。

女性への暴力は、女性の身体に痛みを与えるのみならず、加害者との間に不均衡な力関係を築く。加害者側からの暴力によって、圧倒的な力を持つ支配者とそれに従わざるを得ない被害者の 従属関係が形成されていく。継続的な暴力は、女性の不安感を駆り立て、恐怖心を植え付け、弱体化させ、無力化させてしまい、ますます不均衡な力関係の中に取り込まれてしまうのである。 つまり、暴力による影響は、傷害・暴行といった目に見える形での影響のみならず、ジェンダー不平等の構造を再生産することにつながる。

このように、VAWは人権侵害であり、廃絶しなければならない問題である。

1 - 3 女性に対する暴力と開発の因果関係

1995年の第4回世界女性会議において「北京宣言及び行動綱領」が採択されたが、その中では、「女性と男性の平等は、人権の問題であり、社会正義への条件であり、また平等、開発及び平和への必要かつ基本的な前提条件である。女性と男性の平等に基づく変容したパートナーシップが、人間中心の持続可能な発展の条件である」(第1章)4と謳っている。

国際社会では、1960年代に独立した国々の国連参加が進むにつれ、開発途上国の経済開発が重要な政治的課題となり、貧困からの脱却を進めるためには、女性の地位の向上が不可欠であるとの認識が共有されつつあった。しかし、途上国の開発の恩恵は、一部の富裕層にとどまっており、貧困層、女性や子どもには、その効果は到達していなかった。1970年代からは、女性を開発の中に取り込むべく、国際開発分野においてWID(Women in Development)アプローチがとられ始めた。それは、女性を開発プロジェクトに積極的に取り込む開発手法であったが、長年、構造的に不平等を強いられてきた女性を開発プロジェクトに取り込むだけでは、女性の地位向上は進まず、貧困問題はなかなか解消されなかった。このような状況の下、1980年代に入り、女性の状況を改善するための「ジェンダーと開発(Gender and Development: GAD)」アプローチが登場した。GADアプローチとは、ジェンダー格差を生み出す制度や仕組み自体を変革しようとするアプローチである。すなわち、持続可能な開発のためには、女性への暴力などをはじめとするジェンダーによる不平等を撤廃することが不可欠とする考え方であり、ジェンダー差別をなくすプログラムを開発プログラムとして用いる方法である。

それまでの社会開発の主たる方策は、経済開発を中心に進められてきたが、経済成長一辺倒の 社会開発に限界が感じられ始めていた。大規模な経済開発は、途上国の発展を促進する一方で、 女性や子どもには負の影響を与えることもあり、また、思うような成果が上がらないこともあっ

³ 家族間や親密な関係の中で起きる暴力については、家庭内暴力、ファミリー・バイオレンス、ドメスティック・バイオレンスなど、様々な表現方法があるが、「ドメスティック・バイオレンス (DV)」が主に夫婦やパートナー間で起きる暴力を表現するために構築された名称であることから、本稿では、夫婦やパートナー間に起きる暴力を「ドメスティック・バイオレンス (DV)」、それ以外の家族関係の中で起きる暴力を「家庭内暴力」と表現する。

⁴ 内閣府男女共同参画局ホームページ (http://www.gender.go.jp/kodo) (2005年11月アクセス)

た。そのような反省から、開発を進めるためには、男女の平等、社会正義や環境の保全・保護、平和や人権尊重など、包括的なアプローチが不可欠であるとの認識が主流となりつつあった。

北京行動綱領では、「絶対的貧困と貧困の女性化、失業、次第に脆さを増す環境、継続的な女性への暴力及び広く権力や政治の制度から人類の半分を締め出している現状は、開発、平和及び安全の追究と人間中心の持続可能な開発を確保する方法の追究を継続する必要性」(第2章)があり、その成功には、女性の参加が不可欠であると説いている。また、「女性の地位向上及び女性と男性の平等の達成は、人権の問題であり、社会正義のための条件であって、女性の問題として切り離して見るべきではない。それは、持続可能で公正な、開発された社会を築くための唯一の道である。女性のエンパワーメント及び女性と男性の間の平等は、すべての国民の政治的、社会的、経済的、文化的及び環境的な安全を達成するための前提条件」(第3章)である。

2000年に開かれた第23回国連特別総会「女性2000年会議:21世紀に向けた男女平等、開発及び平和」では、アナン事務総長が「女性が中心的な役割を果たす開発戦略は、男女とも社会全体にとって、最大の利益をもたらし……女性は地球上の主役であるばかりか、地球の将来は女性の肩にかかっている」と演説で述べている⁵。

このように、開発分野においても、女性の人権を侵害し、エンパワーメントを疎外するVAWは、社会開発を進める上での著しい障害として認識されるようになったのである。

1 - 4 調査の目的

日本政府は2005年、第49回国連婦人の地位委員会において、「ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ」を発表し、「ジェンダー主流化の視点に立った分野別の具体的取り組み」の中で、人身取引や暴力を含む人権上の問題への取り組みを明言している。独立行政法人国際協力機構(Japan International Cooperation Agency: JICA)においても社会の発展の著しい障害となる女性への暴力問題は、国際社会における重要課題であり、国際支援を行う上で避けては通れない問題である。こうした背景を受けて、本研究は、女性への暴力という問題に、国際協力の視点からどのようにアプローチすべきか、また、女性のエンパワーメントを促進し、人間の安全保障。を確保するために、どのような支援が求められるのかを、様々な地域のVAW問題の特徴、これまでの各地域での取り組み状況を踏まえた上で提言することが目的である。

1 - 5 調査手法

本研究のデータは、文献研究と聞き取り調査によるものである。暴力の実態については、統計的に把握したデータは乏しく、量的に把握することは難しいが、できるだけ量的に概観するため、

⁵ 国連広報センター (2000) p. 18

[「]人間の安全保障」とは、一人ひとりの人間を中心に据えて、脅威にさらされる個人や地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指す考え方で、具体的には、紛争やテロ、犯罪、人権侵害、難民の発生、感染症の蔓延、環境破壊、経済危機、災害といった「恐怖」や、貧困、飢餓、教育・保健医療サービスの欠如などの脅威から個人を保護し、脅威に対処するために人々が自らのために選択・行動する能力を強化すること。(外務省(2005))

主にDemographic and Health Surveys (DHS)、世界保健機構(World Health Organization: WHO)や国連児童基金(United Nations Children's Fund: UNICEF)のデータを用いている。また、調査者がこれまでに行った現地での聞き取り調査、実態調査、参与観察、メディア報道から得た知見を基に研究を行っている。国際社会の取り組みについては、国連開発計画(United Nations Development Programme: UNDP)、国連婦人開発基金(United Nations Development Fund for Women: UNIFEM)などの国際機関、米国国際開発庁(United States Agency for International Development: USAID)、英国国際開発庁(Department for International Development: DFID)などの二国間援助機関がホームページにて公開している情報に加え、本部のジェンダー担当者へのメールによる問い合わせ、また、現地オフィス(ネパール、南アフリカ共和国)にて実施した聞き取り調査によって得た資料を用いている。

日本国内の女性への暴力撤廃の取り組みについては、文献によってDV防止法の制定経緯やDV 法の内容の把握を行っている。また、日本の国際協力については、外務省へメールで問い合わせ て得た資料やJICAの資料を使用している。

これらのデータから得た知見を総合し、本報告書では、国際協力におけるVAW撤廃に向けた 支援の方向性を提案する。

1 - 6 報告書の概要

本報告書は全5章で構成されている。第1章では本研究の概要について説明する。第2章では、VAWについての現状を把握すべく、暴力の類型化を試みた上で、地域別に見た暴力の特徴と、暴力に対する当事者や社会の認識について、DHSデータなどを用いて分析している。

第3章では、VAW問題についての国際社会の取り組みについて、国際公約を概観した上で、各国際機関による取り組み状況の事例を挙げ、その方法について概観している。本章に列挙する事例の多くは、ネパールと南アフリカ共和国に偏っているものの、南アフリカ共和国は主にDVやレイプ、エイズウイルス(HIV)問題が深刻であり、ネパールはDVや人身売買問題が深刻である。これらの問題は世界的にも共通の問題であるため、両地域を取り上げ、国際機関による両地域での支援策の事例を列挙している。

第4章では日本におけるVAW撤廃の取り組みを、DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)の制定、及び、同法の運用過程からまとめている。さらに、これまでカンボジアやニカラグアなどで行ってきた、JICAによるVAW問題への国際支援活動をまとめている。

第5章では、国際協力におけるVAW撤廃の支援の方向性を、直接的支援と間接的支援に分けて考察している。

2.女性に対する暴力についての現状分析

2 - 1 女性に対する暴力 (VAW)

VAWのうち、最も頻繁に起きている暴力は、夫やパートナーによって振るわれる暴力である。 男性が暴力の被害に遭う場合は、知らない人や知人が加害者であることが多いが、女性の場合は、 親しい関係にある家族が暴力の加害者であることが多い 7 。夫やパートナーなど、家族からの暴力は、あらゆる国で、文化的・社会的・経済的な差異にかかわらず起きている問題である。

VAWを表す言葉は多岐にわたる。DV、家庭内暴力、女性器切除(FGM) 名誉殺人、ダウリー殺人、人身売買、女児差別、レイプ、セクシュアル・ハラスメント、強制妊娠を含めた紛争下における女性の権利の侵害、強制的不妊手術、強制的中絶、女児の間引きなど、多様な言葉で表現される。

女性への暴力はいずれも、家庭内、もしくは家族間で行われる行為がほとんどである。FGM の場合、それを施術することを決めるのは、親であり、FGMを通して娘に痛み(すなわち暴力) を加えるのは両親である。人身売買の場合も、多くの場合、女性を売買するのは両親や夫である。 ダウリー殺人にしても、名誉殺人にしても、いずれも、家族関係の中で起きる行為である。

このような特徴から、本稿では、暴力の起きている場や関係性から、まず、家庭内で起きている暴力を取り上げ、パートナーによるものと、それ以外の家族からの暴力とに分類する。すなわち、ドメスティック・バイオレンス(DV)と家庭内暴力(Family Violence: FV)である。そして、その中でも、FGMや人身売買のように、暴力行為のもつ文化的社会的な背景から特筆すべき暴力については、それぞれの単語を用いて分類することを試みる。さらに、行為の内容からも、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などに分類して表現することも可能である。

第1項では、VAWのうち、暴力の起きる場と文化的社会的特徴から分類し、第2項では暴力 行為の内容から女性への暴力の分析を試みる。

2-1-1 暴力の起きる場と文化的社会的特徴による分類

(1)ドメスティック・バイオレンス(DV)

女性への暴力の中でも、多くの女性が危険にさらされているのが家庭内暴力で、ヘイズらの調査。によると、全社会の女性の10~69%が家庭内暴力の被害に遭っているという。オーストラリア、カナダ、イスラエル、南アフリカ共和国、米国の研究では、女性が殺された場合、その40~70%が夫やボーイフレンドなどによるもので、被害者は以前から虐待されていたとの報告がある。。

殺害のみならず、女性は様々な形態の暴力に遭う。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力など、そのほとんどは、恋人や夫婦など、親密な関係の中で起きる暴力である。ダウリー 殺人は多くの場合、夫から妻へ向けられた暴力行為であり、名誉殺人や人身売買についても、夫

⁷ Krung, et al. (2002) p. 89

⁸ Heise, et al. (1999)

⁹ Krung, et al. (2002) p. 93

がその加害者である場合は少なくない。

夫婦間では、性的にも虐待されることがあり、世界の女性の5人に1人は、生涯のうちにレイプやレイプ未遂の被害に遭うと推定され、女性の3人に1人は、殴られたり性行為を強要されるなどの身体への暴力を受けているが、その多くは、夫や家族、知人であることが報告されている¹⁰。

(2)家庭内暴力

夫婦間に限らず、親子関係や嫁 - 舅姑間でも、暴力行為が行われている。人身売買では、親や親族が関与している場合が多々ある。家族の名誉を守るために娘や嫁を殺害する名誉殺人や、女児であるがゆえに堕胎する胎児殺し、生後すぐに殺害する嬰児殺しは、家内で起きる殺害行為である。ダウリー(花嫁持参財)不足による暴力も、姻族による嫁への暴力行為である。

パートナー以外の家族による身体的暴力は、5%のエチオピアから、サモアの65%と地域によって差がある。配偶者による暴力が高いエチオピアは、パートナー以外の暴力の比率は5%にとどまっている。バングラデシュ、ナミビア、ペルー、サモア、タンザニアでは20%の女性が、身体的暴力を受けたと答えている。加害者は、父であったり、親戚の人であったり、教師も含まれている1。

特別な慣習に限らず、子どもや女性に暴行を加えることは、日常の生活の中で行われている。 家庭内の暴行行為は、しつけや教育の一部としてとらえられることも多いため、暴力問題として 認識されていない。また、家庭内で起きる事柄については、社会の不介入が長く守られてきたた め、家族内には何をしても良いとの風潮があった。

殴打などの身体的暴力のみならず、家庭内では、父や義父、兄弟、叔父などの近親者によって、子どもや青少年への性的いたずらや、レイプなどの問題も生じている。こうした被害に遭っても家庭内の力関係の差から、被害者¹²は性的被害を受けたことを社会に訴えることもできず、また、家族の名誉や加害者の名誉のために、そうした被害も黙認されてしまう¹³。

(3)人身売買

米国務省の「2005年人身売買報告」によれば、年間60万~80万人が人身売買の被害に遭っており、そのうち未成年者が50%に上ると推計されている¹⁴。

ネパールの新聞には、毎月のように、人身売買された少女の救出記事が掲載されている。例えば、2005年12月16日のヒマラヤンタイムズ紙には、インドのサーカスで7年間虐待を受けていた10歳代の少女たちが救出されたことが掲載されている。記事によれば、サーカスにいたころに病気にかかり、手足を動かすことのできなかった少女や、7年間働いたにもかかわらず、4,047ルピーしかサラリーを受け取っていない娘の話、彼女たちが救出されたサーカスだけで、ほかにも46人以上の少女たちが虐待されていること、彼女たちの日給は6ルピーであったことが掲載されて

¹⁰ Heise, et al. (1999)

¹¹ UNICEF (n.d.)

¹² 性的被害者の40~60%が15歳以下の少女である。

¹³ United Nations (1995)

¹⁴ United States of America Department of State (2005)

いる。ネパールだけでも年間7,000人の女性が、人身売買の被害に遭っているといわれており¹⁵、大半の女性が、夫や父、親戚などの家族、親族関係にある人々によって売られ、インドに送られている。

子どもを養うことのできない、現金収入の少ない、貧困家庭の親が、子どもを売る場合が多い。 売買の対象となるのは少女で、彼女たちはドメスティック・ワーカーや売春婦として、外国や都 市部へ送られる。ドメスティック・ワーカーとして送られても、雇用者や雇用者の家族によって 性的・身体的な虐待を受けることが多々ある。

タイの貧困地域でも、負債の見返りに、家族のために少女が犠牲となり、人身売買の対象になる場合がある。彼女たちはバンコクなどの都市に送られ、バーの踊り子や売春婦として働かされる。

少女の人身売買を支えているのは、女性の身体への商業的ニーズがあるのみならず、家族を支える価値観の中に、家族のために犠牲になるのは、娘の義務ととらえる風潮がある。

人身売買はアジアのみならず、世界中で発生している。西アフリカ(セネガル~ナイジェリア)では、何万人もの少女が毎年中東に送られ、売春婦にさせられているとのレポートがある¹⁶。女性たちは、そのまま売春宿に連れていかれる場合もあるが、「通信花嫁」という形で、送られる場合もある。その被害者の多くは10歳代の少女である。

伝統的な宗教観に基づく人身売買も依然として報告されている。北ガーナやトーゴでは、少女が宗教者に寄進されることが報告されている¹⁷。ネパールやインドでも少女が寺院に寄進され、その多くの場合、最終的には売春婦となっている。

(4) 女児差別、胎児・嬰児殺し

多くの社会では、女児差別が存在する。胎児が女児だとわかると中絶したり、生まれたばかりの女の嬰児を殺してしまうこともある。インドでは、年間1万人の女児が、このような被害に遭っていると報告されている。しかし、多くの場合、死産や自然死として届けられるため、実際にどのくらいの女児がこのような被害に遭っているかを把握することは難しい。また、中国では、一人っ子政策によって、女児の胎児の12%が中絶されているといわれている¹⁸。

女児差別は、胎児の中絶や嬰児殺しのみならず、成長過程においても見られる。多くの家庭で、 教育を受けさせるのも男児を優先し、水汲みや飼い葉拾いなどの家庭内労働の負担も女児に多く 課せられる。また、男児に比べ、栄養摂取量が低く、栄養不足に陥りやすい。

^{15 2005}年12月6日付のヒマラヤンタイムズ紙より。

¹⁶ UNICEF (n.d.) p. 6

¹⁷ *Ibid.* p. 6

¹⁸ Ibid.

(5) 女子割礼19

多くの国々では、女性は「宗教的」という名目で、生命を害する慣習にさらされている。女子 割礼はその中の一つである。女子割礼は、純潔を守る、多産を保証するなど、宗教や伝統的な習 慣との説明のもとに、女性の性器の一部を切除したり、陰部を封鎖する行為である。

WHOでは、女子割礼を4タイプに分類している²⁰。

陰核包皮の切除、もしくは、陰核部分の切除を伴う包皮切除

小陰唇の切除を伴う陰核切除

陰部封鎖

性器の外部にピアスをしたり、陰核に彫り物を入れたりするなど、何らかの施術を行うもの女子割礼は、主にアフリカや中東の国々、及び、それらの国から移住した人々のコミュニティで行われている。全世界で1億3千万人の女性が施術されており、毎年200万人がその行為を受けているといわれている²¹。

女子割礼の施術率が特に高いのは、ソマリア、アラビア半島、湾岸地域である。データによれば、エジプトの15~49歳の女性の97%(1995年現在)が、マリでは94%(1998年)の女性が施術されている。サブサハラアフリカでも施術率は低いものの、女子割礼が行われており、コンゴでは約5%の女性がFGMを受けている。

割礼をすることは、非施術者に苦痛を与えるのみならず、ほとんどの場合、伝統的産婆や年長の女性が昔ながらの方法で行っているため、使用している刃物は殺菌消毒が十分ではなく、感染症に罹患する可能性がある。施術後の処置も十分ではなく、割礼後の養生が悪ければ死亡する場合もある。また、不妊や長期間にわたるトラウマに悩まされる女性が少なくない。

女子割礼は、 道徳的な理由、 結婚の準備、 清浄を遵守するため、 陰唇の肥大を防ぐ、 多産をもたらす、 夫に快楽をもたらす、 宗教的な理由、によって支持されている²²。

1970年代後半から世界中で女子割礼廃止運動²³が行われているが、依然としてその習慣が続いている。

(6) ダウリー不足による暴力

インドではダウリーの慣習は法律的には廃止されたものの、夫や夫の家族の望み通りのダウリーを贈ることができないことを理由に、年間5,000人以上の女性が殺されているといわれている。インドやネパールでは、婚姻の際に女性側の親族が、婚姻の持参財として多額の金品を贈ることが習慣となっている。近年、その額は上昇しており、時計や自動車、モーターバイク、テレビな

¹⁹ 女子割礼については、FGM(Female Genital Mutilation)、FGC(Female Genital Cutting)などの表記方法がある。男子割礼との差を強調するため、インター・アフリカン・コミッティ(Inter African Committee: IAC)(女性と子どもの健康に影響を与える慣習に取り組むアフリカ委員会)ではFGMに統一することを提唱しており、その影響を受け、1990年以降、国際文書などで、「女子割礼」に代わり、「FGM(女性性器切除)」が公式に採用されている。しかし、割礼の方法には、陰部の切除や封鎖など様々な方法があるため、本稿では、すべてを含めた場合を「女子割礼」と表記し、詳細を記す場合には「FGM」、「FGC」と表記する。

²⁰ WHO (1997) p. 3

²¹ UNICEF (n.d.) pp. 6-7

²² Nwajei, et al. (2003) p. 1

²³ IACによる活動など。

どの電化製品を要求することもある。また、婚姻の際に要求するのみならず、結婚後も妻の生家 に贈り物を要求する。要求通りのダウリーが得られない場合、夫やその家族が、妻に暴行を加える。その方法は、殴る蹴る、薪で叩く、酸をかけたり、火を押しつけたり、さらに、灯油をかけられた上で火をつけられ、ひどいやけどを負ったり、焼死する場合もある²⁴。

1日に5人の女性がそうした被害を受けているといわれているが、台所での焼死事件として処理され警察などに届けられることはほとんどない。警察に届けられても、料理中の事故として処理されるため、こうした妻の殺人傷害がどのくらい生じているかを正確に把握することは難しい。

硫黄酸は安価なため、しばしば、家族内での争いで使用されたり、プロポーズが拒否された場合に、相手方に酸を浴びせるという行為が発生する。バングラデシュでは、毎年、200人以上の人が、この被害に遭っているといわれている²⁵。

(7) 名誉殺人

女性が配偶者以外の男性と姦通したり、夫以外の男性からレイプされた場合、また、不相応な相手と恋愛をしたとの噂が立った場合には、家族の名誉を汚したものとみなされる。家族の名誉を回復するには、その女性を殺すことが唯一の方法であり、女性は家族の名誉を守るため、「名誉殺人」の被害者となる。

実際に性的関係を持ったかどうかにかかわらず、噂が立つだけで女性を殺害する理由となる。 名誉殺人が行われているのは、イスラム圏が主で、アラビア半島から南アジア地域の女性が、この被害に遭っている。

エジプトのアレクサンドリアでは、女性が殺された場合は、その47%が、レイプされた後に近親者によって殺されたとの報告がある²⁶。

パキスタンでは1つの州だけで、1997年に300人以上の女性が名誉殺人によって殺害されたといわれている。しかし、ほかの暴力同様に、記録上は、事故や自殺として処理されているため、被害が表に出ることはほとんどない。例え生き延びたとしても、家族に監禁され、一生、家の中でひっそりと暮らすことを強いられるため、助けを求めることもできない状況にある²⁷。

(8)幼児婚

幼児婚は、女性の健康や自律性をむしばむ暴力の一形態としてとらえられている²⁸。現在でも、50以上の国で、親の同意がある場合には16歳以下の結婚を認めている。早婚は、身体が十分に成長する以前の妊娠を引き起こし、時には危険な出産を強いられることとなる。また、十分な知識のないまま性行為をすることになり、性的な虐待を受けたり、HIV/AIDSや性病に感染する危険性が高い。また、家庭内暴力の対象にもなりやすい。

²⁶ Mercy, et al. (1993)

²⁴ UNICEF (n.d.) p. 7

²⁵ *Ibid.* p. 7

²⁷ UNICEF (n.d.) p. 7

²⁸ 筆者が行ったネパールでの調査では、4歳前後で結婚した女性たちが、籠に乗せられ、泣きながら婚家へ連れてこられたと語っていた。

2-1-2 暴力行為の内容に基づく分類

VAWには、下記の行為が含まれる。

身体への攻撃:平手で叩く、蹴る、殴る、切るなど。

精神的な虐待:脅迫、蔑み、羞恥心を煽る、行動を制限するなど。

性的虐待:性関係の強要、レイプなど。

相手をコントロールする振る舞い:家族や友人から孤立させる、行動を監視する、助けを 求めようとする行動を制限する²⁹。

これらの暴力は単独で行使されるのではなく、精神的に虐待した上で、殴打などの身体への攻撃や性関係が強要されるなど、複合的に繰り広げられる。

暴力は悪意を持って行われる場合もあるが、悪意を持たずに行使される場合もある。懲らしめようと妻を叩くのは前者だが、女子割礼のように性器を縫い合わせたり、性器の一部を切除するのは、少女の幸福を願って行われる。しかし、悪意の有無にかかわらず、当事者が痛みを感じる力の行使である場合、暴力として分類することが適当である。

身体への攻撃は、外からでも認知しやすい暴力であるが、精神的な暴力の場合、暴力と認知するのは難しい。統計上の数字には表れにくく、また、被害を受けた女性側もできるだけ我慢するため、問題が表面化しにくい。

身体的に虐待するパートナーの多くは、女性の行動を制限する傾向が見られる。WHOの研究では、こうした行動制限には、友人と会わせないようにする、生家の家族とのコンタクトを制限する、どこにいるかを知らせるよう強要する、無視する、ほかの人と話していると怒り出す、不誠実だとせめる、ヘルスケアにアクセスすることを制限するなどの行為が含まれる。行動規制をするパートナーの割合は、日本の21%からタンザニア都市部の90%まで、社会によって広がりがある。女性の行動制限が文化によって容認されているか否かで、その比率が変わるものと考えられる³⁰。

性的な暴力については、恋人や夫婦関係にある場合、性交の強要やレイプが犯罪として認識されるようになったのはごく最近である。婚姻関係にある場合、夫はいつでも妻への性的交渉権を持っていると考えられており、夫婦間レイプは存在しないものととらえられていた³¹。しかし、実際には、夫婦や恋人間であっても10~15%の女性が、夫や恋人から力ずくで性交をさせられたことを報告している³²。

性的暴力が多いと報告されているのがカリブ海諸国で、48%の女性が性的暴力の被害を受けている。また、南アフリカ共和国では12~17歳の少女のうち、39%が性的行為を強要されている。

近年では、オーストラリア、カナダ、ナミビア、フィリピン、タイ、米国、英国などで、夫婦間や恋人間であっても性的虐待が存在することが認められつつあり、夫婦間レイプを犯罪として認めている³³。

31 UNICEF (n.d.) p. 4

²⁹ Krung, et al. (2002) p. 89

³⁰ WHO (2005) p. 9

³² Heise, et al. (1994)

³³ UNICEF (n.d.) p. 3

2-1-3 暴力の起きる背景

家庭内の暴力、特にDVが起きるきっかけは、妻側の行為がきっかけとなりDVを引き起こす場合と、夫が飲酒をしていたり、ストレスがたまっているなど、夫側に何らかのきっかけがある場合がある。具体的には、夫に口答えをしたり、自分の意見を述べる、子どもの世話や家の仕事が夫の思い通りにいっていない、夫の許可なく外出する、性交渉の拒否などが挙げられる。しかし、理由の如何にかかわらず、暴行が始まる場合もある³⁴。

それを支えているのは、夫は妻に身体的な罰を与える権利を持っていると考える社会的観念である。そのような社会では、ジェンダーによる役割分担が厳格に決められており、女性は、家族や子どもの世話をし、夫に従い夫に敬意を持って接することが期待される。妻が役割を果たしておらず、お金のことや、子どものことで夫に意見をした場合には、暴力で応酬することが行われている。例えば、パキスタンでは、「妻を叱るために夫が妻を叩くことは文化的にも宗教的にも正当なもので、妻は夫の所有者ゆえ、誰がボスであるかを示すことは必要なこと」と考えられており、そうした観念に支えられて、妻への殴打がしばしば繰り返されている。

DVを引き起こす要因の一つとして、社会的な通念に加え、社会的・経済的な力の差異も挙げられる。レビンソンの分析では、男性が経済的にも、家庭内の意思決定においても権力を有し、女性側からの離婚が難しく家庭内の葛藤を解決するために暴力に訴える社会においては、妻への殴打が頻繁に見られる³⁶。

伝統的社会では、女性のセクシュアリティへの恐れから、女性をコントロールする慣習が多くの社会で見られる。少女割礼や幼児婚はその典型的な例であり、早く結婚させることで、女性の性的な力をコントロールしようとするものである。このような社会では、女性や子どもが自立しようとすることを批判する伝統を持つことが一般的である。

女性自身の認識もまた、夫からの暴力を容認する要因となっている。途上国の女性の多くが、 夫による殴打を認めており、夫にはその権利があると考えている³⁷。エジプトでは、農村部の女 性の80%を超える人が、殴打は正当だと考えており³⁸、女性自身の意識が、暴力の正当性を支え ている。

飲酒もまた、妻への暴力を引き起こす要因と考えられている。ネパールでは、酒を飲んでから夫が妻を叩くケースが多々見られるため、妻叩きの原因が飲酒にあると考えている³⁹。また、ブラジル、カンボジア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、インド、インドネシア、ニカラグア、南アフリカ共和国などの調査では、暴力を受ける危険とパートナーの飲酒癖との関係性が示されている⁴⁰。

しかし、アルコールは状況的な要因であり、単なるきっかけにすぎない⁴。確かに、叩く時に 酒や薬物を摂取していることが多いが、飲酒の有無を問わず、妻への暴力が行われている。

36 Levinson (1989)

³⁴ Krung, et al. (2002) p. 95

³⁵ Hassan (1995)

³⁷ Krung, et al. (2002) p. 95

³⁸ El-Zanaty, et al. (1996)

³⁹ Habazaki (2006)

⁴⁰ Krung, et al. (2002) p. 98

⁴¹ Flanzer (1993)

子どものころに叩かれた、もしくは母が殴打されるのを目撃した場合、その男性が女性に暴力を振るう率は高くなると考えられている。小さなころから、暴力の記憶が刷り込まれ、暴力の中で育ったことにより情緒不安や自分の感情をコントロールできずに育つことによって、暴力を振るうようになってしまうのである。

貧困との関係も指摘されるところであるが、富裕層であれ貧困層であり、どのような社会階層にもDVは存在する。強いて貧困との関係をとらえるなら、貧困の中で暮らすことは、ストレスやフラストレーションがたまり、時には、希望をなくすことにもなり、それが妻への暴力を引き起こすことが考えられるだろう⁴²。

加害者による女性への依存も、DVを引き起こす原因の一つである。カナダや米国の調査からは、妻を虐待する男性は、感情的には依存心が強く、自分への評価が低く、自信がなく、一時的な感情をコントロールすることができない傾向が見られる⁴³。日本の調査でも、弱さゆえに、妻を殴ってしまうことが記述されている⁴⁴。加害者は、怒りやすく、敵対心を持ちやすく、時に憂鬱になる。また、非社会的であり、攻撃的であり、パーソナリティーの異常との境界状態にいる。このように、暴力が起きる背景には、暴力を容認する社会やコミュニティの認識のほかに、加害者側のパーソナリティーや、酒や女性へのアディクションがある。つまり、女性側の落ち度というよりも、むしろ環境的な要因がDVの背景となっているのである。

2-1-4 暴力のもたらす影響

暴力は、被害者の女性たちに、多大な影響をもたらす。表 2 - 1 は、WHOがまとめた暴力被害例である。

表 2 - 1 暴力がもたらす被害

身体への影響:腹部胸部の損傷、痣やみみず腫れ、慢性の痛み、身体障害、骨折、胃腸の不調、過敏性腸症候群、裂傷、擦過傷、視覚障害、そのほか身体的な機能不全

生殖器官への影響:婦人科領域の異常、不妊、骨盤内炎症性疾患、妊娠に伴う合併症、生殖機能不全、 HIVなどの性感染症、危険な超絶、望まない妊娠

精神面や行動面への影響:アルコールやドラッグ依存症、不安や落ち込み、睡眠障害、摂食障害、恥や罪の意識、恐怖症やパニック症、無気力、低い自己評価、トラウマによるストレス、心身の異常、喫煙、自殺行動や自傷行為、危険な性交

死に至る致命的な影響:AIDSに感染して死亡、妊娠による死亡、自殺、殺人

出所: Krung, et al. (2002)より筆者作成。

14

⁴² Krung, et al. (2002) p. 99

⁴³ Kantor, et al. (1998)

⁴ 国広 (2003)

(1) 身体・精神面に及ぼす影響

暴力は、身体への直接的な影響に加え、精神面にも影響を及ぼす。身体への攻撃は、打撲傷や切り傷、擦過傷、骨折や慢性的な疾患をもたらし、時には、視力や聴力を失うこともある。傷や治療した痕、やけどなどの痕も残る。女子割礼による女性器の切除は、不妊や深刻な精神的トラウマをもたらす。

様々な虐待を受けた女性は、ストレスに悩まされ、ストレスからパニックや鬱、摂食障害や睡眠障害、アルコール依存症、薬物中毒や低い自己評価に苦しむなど、精神的な疾患にかかりやすくなる。

暴力は、精神的に深い傷を残すため、暴力の被害者はしばしば自殺を考える。虐待されている 女性が自殺する割合は、非虐待女性の12倍といわれており、米国の調査では、虐待された女性の 35~40%が自殺を試みているとの報告がある⁴⁵。

VAWは、精神的なトラウマを引き起こすのみならず、女性のリプロダクティブ・ヘルスにも多大な影響を引き起こす。レイプによって、膣のろう孔(フィスチュラ)、生殖器の穿孔などの傷害を負う。また性的な虐待により、望まない妊娠をもたらし、中絶や流産、死産、不衛生なもとで中絶を行うことにより、女性を危険にさらす。幼くして性交を持たされた女性は、その後の人生においても性感染症やHIVの危険にさらされている⁴⁶。

サブサハラアフリカでは、HIV感染の男女比が1:3.6で、女性が男性を上回っていることが報告されている。早期に性関係を持つことや、性的虐待を受けることにより、HIVを含む性感染症を罹患する傾向が高くなっている⁴⁷。

女性性器切除による影響では、激しい痛み、出血多量、ショック状態、不衛生な道具の使用によるHIVなどの感染が報告されている。また、FGMの施術により、成長後の性生活に苦痛をもたらすことも報告されている⁴⁸。

暴力は妊娠中であっても止むことはない。それは、母親のみならず胎児にも影響を及ぼす。カナダ、チリ、エジプト、ニカラグアの調査では6~15%の女性が妊娠期間中に身体的性的暴力を受けている。また、インドでは、妊婦の死亡の16%は夫による暴力の結果であるとの報告がある⁴⁹。妊娠期間中の暴力は、流産、妊産婦検診の遅れ、死産、早産、胎児の損傷、低体重症などを引き起こす。

(2)経済面に及ぼす影響

暴力による影響は、被害者の身体への影響にとどまらない。暴力は女性の社会生活を送る能力を奪うことにもつながっている。ロイドのシカゴの研究では、パートナーに暴力を振るわれた経験を持つ女性は、失業の状態にありがちであり、仕事に影響するような身体的・精神的な問題を抱えるケースが見られる。それゆえ、被害女性の平均収入は低く、社会保障費を受け取るケース

⁴⁷ Krung, et al. (2002) p. 102

⁴⁵ UNICEF (n.d.) p. 3

⁴⁶ *Ibid.* pp. 9-10

⁴⁸ WHO Web Site, "Sheets, Female genital mutilation: What is female genital mutilation?" (http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs241/en/index.html) (2006年1月アクセス)

が多い⁵。

インドのナガプールでは、被害女性の13%が職場に行くことを止めており、夫の暴力が起こると平均して7日間仕事に行けない状態が続く。また、11%の女性は、家の仕事ができなくなるとの結果が出ている。

これは暴力の影響が被害女性にとどまらず、社会にも影響を与えることを意味する。つまり、 被害女性は仕事を休まざるを得ないため、彼女たちの休業により、生産活動が滞るなどの影響を 社会に与えるのである。

(3) コミュニティへの影響

暴力を受けている女性は、長期間にわたって外科的な処置を受けたり、カウンセリングなどのメンタルヘルスサービスを受けることもしばしばである。また、生活保護や失業給付などの社会福祉サービスを受けることが多いため、その分のコストは社会が負担することとなる。途上国の多くは、こうした社会福祉サービスが整備されていないため、被害者自身が負担することになり、被害者は二重の負担を強いられることになっているのが現状である。

(4)子どもへの影響

暴力による影響は、被害女性にとどまらない。母親が殴られる姿を目撃した子どもは、不安や落ち込み、自信喪失、対人関係への恐怖、反抗、悪夢にうなされたり、不眠症など、身体的な不調を来す。また、感情障害、摂食障害や問題行動を起こす危険性がある⁵¹。時には子どもの死亡率にも関係するといわれている。ニカラグアの調査では、パートナーに虐待された女性の子どもは、5歳以前に死亡する確率が、ほかの女性に比べて6倍に上るとの報告がある⁵²。

女性への暴力は、人的資源の半分を減じているものであり、経済発展を阻害するものである。 社会開発に女性の参加は不可欠であり、女性の参加が阻まれることにより社会開発にも重大な影響をもたらす。

2-1-5 被害者のとる行動

被害女性のとる行動は、地域によって異なる。表 2 - 2の通り、オーストラリアやカナダでは、家族や友人に暴力を受けたことを話す女性が半数以上いたのに対し、バングラデシュでは、誰にも話していない女性が7割近い。エジプト、タンザニア、サモアやタイ農村部では半数の人が誰にも話していない。逆に、ブラジルやナミビアでは、80%の女性が友人や家族に話している。

しかし、家族に話しても適切な助けが得られることは少ない。タンザニアでは4分の1の女性が村長や部族長などのローカルリーダーに話しているが、わずか7%の人しか、こうしたリーダーが助けようとしなかったとの報告がある⁵³。

⁵⁰ Llovd. et al. (1999)

⁵¹ UNICEF (n.d.) p. 9、Krung, et al. (2002) p. 103

⁵² Asling-Monemi, et al. (2003)

⁵³ WHO (2005) p. 18

表2-2 被害女性の相談先

	誰にも話していない(%)	警察(%)	友人(%)	家族(%)
オーストラリア	18		58	53
バングラデシュ	68			30
カナダ	22	26	45	44
カンボジア	34	1	33	22
チリ	30	16	14	32/21 ^注
エジプト	47		3	44
アイルランド		20	50	37
ニカラグア	37	17	28	34
モルドバ		6	30	31
英国	38	22	46	31

注:自分の家族に話した人が32%、夫の家族に話した人が21%。

出所: Krung, et al. (2002) p. 96より作成。

いずれの国でも、被害者が最初にコンタクトするのは、家族や友人、隣人などのインフォーマルネットワークである⁵⁴。警察や公的福祉サービスにアクセスした人の割合は非常に低く、特に都市部よりも農村部においてその傾向が高いとの報告がある⁵⁵。

外部に助けを求めない理由は、女性たちが暴力をたいしたことのないもの、もしくは、暴力を受けるのが普通だと考えているからである。また、さらなる暴力への不安や、子どもを失うことへの不安、家族に恥ずかしい思いをさせるなどの意識が、被害女性が助けを求めない理由である⁵⁶。

被害者のとる行動の地域的差異は大きいものの、女性たちはされるままに夫の暴力を受け入れているのではない。自分の身の安全と子どもの安全を最大限にするため、抵抗を試みたり、何らかの戦略をとることもある。夫の要求通りにすることで、自分の身の安全を図ろうとする者もいれば、抵抗したり逃げ出す者もいる。

例えばネパールの女性たちは、あまりにもひどい暴力に対し、団体で抗議している事例がある。 女性のグループの行動は、村社会におけるDV防止手段の一つとなっている。

また、暴力から保護される権利を訴えている人もいる。メキシコ人のある女性は「もし妻に非があるのなら、夫は妻を叩く権利があるし、もし私が間違っていたら、誰も私を守るべきではない。でも、もし何も悪いことをしていないなら、私は、守られる権利があるわ」と語っている⁵⁷。

少数ではあるが、夫の暴力に応戦する場合も見られるが、かなりの地域差がある。バングラデシュではわずか6%の人がやり返すと答えており、ブラジルの都市部では79%が応戦すると答えており、応戦の有無は地域によってかなり異なる。

ほとんどの女性は、家を出た後に、親族の所へ行っている。ナミビアやバングラデシュの農村部、タンザニアでは、10~16%の女性は、夫側の親族の所にとどまっている。しかし、一時的には非難しても、女性たちは、子どもを置いて出ていくことはできず、また、家族に説得され、暴

 $^{^{\}rm 54}$ Rose, et al. (2000)

⁵⁵ WHO (2005) pp. 18-19

⁵⁶ *Ibid.* pp. 19-20

⁵⁷ Krung, et al. (2002) p. 95

力を振るう夫のもとへ戻る選択肢を選ぶ。暴力を振るわれても、夫に戻ってきてほしいと請われ、また、夫が心を入れ替えると表明したり、謝ってきたりすることで、夫のもとへ戻ることもある。

2-1-6 被害者への対応

被害者へのサポートシステムとしては、インフォーマルな女性のネットワークと公的福祉が主なものである。公的福祉については、1980年代初頭から、多数の国でシェルターや危機センターが開かれた。ほかにも、被害者を救済するサービスを提供したり、キャンペーンを行う非政府組織(Non-Governmental Organization: NGO)がある。1995年現在、米国では1,800のDV被害者支援プログラムがあり、シェルタープログラムに加えて、女性や子どもへの法律サポートと、避難者へ生活必需品を提供するサポートを行っている。シェルターの多くは、当初、女性の活動家が作り始めたもので、今では、女性への暴力被害者への対応の拠点になっており、政府の援助を受けて運営しているプログラムと、民間によるプログラムがある。

公的なシェルターを設置することが難しい所では、女性が近所の家に一時的に避難できるような「セーフホーム」のようなインフォーマルなネットワークが作られている。また、教会やお寺がサンクチュアリとして機能している場合もある。

しかし、シェルターを維持するには多額の費用がかかるため、被害者を全員収容し得るシェルターを用意することは難しい。例えばネパールの場合は、DV被害者向けの公的なシェルターはなく、NGOが自主的にシェルターを開設しているが、数十人分の収容力しかなく、被害者の多くは、知人や親戚を頼って非難している状況である。テレフォンホットライン、非居住型の危機センターや法律相談所などの運営を行っているNGOもある。

2-1-7 社会による暴力対策

暴力を容認する社会においても、女性への暴力が無制限に容認されているのではない。どのような行為が行き過ぎに当たるかは社会によって異なるものの、行き過ぎた暴力には、社会が介入し、様々な暴力対策がとられている。

(1) 法律の改正

過去10年間にラテンアメリカの24の国では、DV防止法などのVAW撤廃を目指した特別な法律が施行されている。これらの法律は、パートナーによる身体的性的心理的虐待を罰するものであり、新規にDV法を制定した国と現在の法律を改正している国とがある⁵⁸。

DV法の意図は、被害者を守り、加害者を罰するのみならず、親密な関係にある者同士の暴力が犯罪であることをメッセージとして社会に知らしめるための法律であり、女性への暴力に社会が対応すべきであることを、広く一般に認識させるための目的を持っている。

韓国では1997年に「家庭暴力特例法」「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」が制定され、台湾では1998年「家庭暴力防止法」が、マレーシアでは1996年にDV禁止法が制定されている。インドでは、家族裁判所、法律面での支援組織、ロックアダアラート(人身裁判所)、マヒラロックアダラート(女性裁判所)が設立されるなど、国家レベルにおいて、女性への暴力に

-

⁵⁸ Mehrotra (1998)

対する法律的な環境は整備されつつある。。

しかし、依然として家庭内の暴力や女性への暴力のための特別法を持たない国もある。また、 暴力を防止する法律を通過させたが、新しい法律の内容が広まっておらず、政策レベルでは、何 の対策もとられていない国もある。総じて、どの国も、女性への暴力防止法に基づいて、積極的 に政策を展開していることは少ない。

(2)加害者への処罰

加害者への処罰は、女性への暴力の削減・防止のための方法の一つであり、社会による処罰のある地域では、暴力の発生率は低いとの報告がある⁶⁰。

処罰の方法は、警察等の公的権力による公的処罰と、モラルに反するものとしてコミュニティが圧力をかけるなど、コミュニティレベルでインフォーマルに行う処罰とがある。

警察による処罰の代表的な例は逮捕であるが、その効果は、賛否両論である。近年の研究では、加害者が職に就いている場合、逮捕されることにより、加害者が繰り返し女性を虐待することは少なくなるが、失業者や所属のない場合、逮捕は、女性への虐待を増加させるとの報告がある。

裁判所は、女性を虐待することを禁止し、接近禁止や退去命令を命じる。また、子どもの養育費、妻の生活費を払うことを命じたり、虐待者がカウンセリングに通うこと、薬物乱用の治療を受けることを命ずることがある。

ハレルとスミスの研究[©]によれば、保護命令はDVの再発防止として、少なくとも1年は効果がある。保護命令違反による逮捕は稀であるが、裁判所による命令の効果は時が経つにつれて効力を失う。

インフォーマルな処罰としては、家や職場がコミュニティによって監視されたり、暴力的な行為の罰としてのコミュニティ奉仕をさせる、コミュニティから阻害されることなどが挙げられる。 例えばインドの場合、その男の家や職場の前で抗議活動を行うことで、恥辱感を与える方法が行われている⁵³。

(3)女性被害者専用の警察サービス

女性の暴力被害に対応するため、警察機関に女性専用の部署を設ける動きが広がっている。ネパールでは1996年に警察本部に「女性・子どもサービスセンター」が設置され、2005年現在で、国内に25の女性向けのセンターがある。こうした動きは世界各地で見られる。

対応する警察のスタッフが全員女性であることにより、虐待を受けた女性は、警察に来やすくなるというメリットがある。その一方で、女性警察官を確保しにくく、また、人材不足のために犯罪に熟知した人の助けや女性たちが必要としている法的なアドバイスやカウンセリングが受けられないという欠点も指摘される。さらに、同部署が女性の問題を専門に扱っているため、ほかの部署が女性の問題を扱おうとしなくなることもあり、それが、逆に、女性部署のある遠くの警

⁵⁹ Krung, et al. (2002) pp. 104-105

⁶⁰ Counts, et al. (1992)

⁶¹ Marciniak (1994)

⁶² Buzawa, et al. (1996)

⁶³ Krung, et al. (2002) p. 105

察署まで行かなくてはならない不都合を引き起こすこともある☆。

(4)加害者向けのプログラム

加害者へのプログラムは始まったばかりである。加害者への治療やカウンセリングが行われているのは、主に米国、オーストラリア、カナダ、ヨーロッパなどが中心で、徐々に広がりつつあるものの、被害者への対応の後になっている。わが国においても、DV防止法に加害者の更正のための指導方法などの調査研究を進めることが明記されているものの⁶⁵、ようやく調査が始まったばかりである。

プログラムの多くは、グループを作り、ジェンダーの役割を話し合い、ストレスや怒りといかに向き合うか、自分の犯した行為の責任の取り方、他者への感情の表し方などのスキルを学ぶものである。こうしたプログラムの効果については、プログラム全体を受講した男性の53~85%が、2年間は配偶者に対して身体的暴力を振るっておらず、その後も低い率にとどまっていることが結果として出ている。しかし、こうしたプログラムを途中で止めてしまう人も多く、米国では3分の1から2分の1の人がプログラムをドロップアウトしている⁶⁶。

一方、多くの途上国では、被害女性への福祉対応も確立しておらず、加害者への対応について はほとんど手がつけられていない。

(5) ヘルスサービス

これまでは身体に暴力の痕跡のある女性が医療機関を受診しても、医療機関ではDVや家庭内暴力を疑ってみることはなく、医師や看護師も、虐待されているかどうかを尋ねることは少なく、暴力の兆候を調べることもなかった。こうした現状を受け、ブラジル、アイルランド、マレーシア、メキシコ、ニカラグア、フィリピン、南アフリカ共和国などの多くの国々では、ヘルスワーカーが虐待を確認し、家庭内の虐待に対応するようなトレーニングを行うパイロットプロジェクトを行っている。また、ラテンアメリカの国々では、ヘルス政策にドメスティック・バイオレンスに焦点を当てたガイドラインを組み込んでおり、カルテや問診票に虐待に関する質問項目を入れるなどの対策は効果的であるため、初期段階のヘルスサービスに、VAWの視点を組み込む方法がとられつつある⁶⁷。

また、ヘルスサービスを行うスタッフにVAWの知識を教育することも、徐々に行われている。南アフリカ共和国では、看護師養成プログラムのジェンダーとリプロダクティブ・ヘルスの講義に、DVの授業を組み込んでいる⁶⁶。そこでは、DVやジェンダーの役割についての知識を学ぶために、ロールプレイによる訓練が行われている。VAWへの対応が健康管理の一環として、組み込まれており、このコースを修了した看護師は、DV被害者への適切な対応を行うことが可能になる⁶⁶。

⁶⁴ Ibid. pp. 105-106

[©] 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下、DV防止法)」第25条

⁶⁶ Edleson (1995)

⁶⁷ Krung, et al. (2002) p. 106

[®] Agisanang Domestic Abuse Prevention and Training Project での聞き取り調査より。

[®] 修了すると、女性を殴打することが正しいとは信じなくなるし、女性は夫にレイプされることもあるということを受け入れるようになる。

(6) NGO、コミュニティによる活動

様々な組織によって、パートナーの暴力に注意を促し、行動を変化させるようなキャンペーンやイベントが行われている。ニカラグアでは、女性グループのネットワークが女性への暴力のインパクトに気づかせようとするキャンペーンを、年間を通して続けている。ネパールでは、NGO団体のSaathiがDV予防のための啓発活動として村落を回り、啓発のための劇を見せたり、講義を行っている。Maiti Nepalでは人身売買防止のため、人身売買の仕組みを紙芝居風に絵で描いており、予防キャンペーンのために使っている。南アフリカ共和国のヨハネスブルグでは、NGO団体のSOUL CITYがテレビドラマやラジオドラマに教育的な内容を組み込むというプロジェクトを行っている。

コミュニティレベルでも、暴力防止のためのネットワークづくりが行われつつある。ローカル NGOなどは、以前VAWの被害者であった女性たちへ、女性への暴力の防止活動の担い手になるように声をかける。彼女たちは、被害者の家やコミュニティを訪問し、被害者と同じ目線で被害者救済を行う。こうした草の根レベルの活動は、被害者の人権に焦点を当てており、警察や検察や病院とは異なったレベルにおいて、被害者救済の役割を担っている。

2-2 女性に対する暴力の地域的な特徴

本節では、地域的に見たVAWの特徴を概観する⁷⁰。

2 - 2 - 1 東アジア、東南アジア地域

東アジア地域において、VAWとして特に問題視されているのが、DV、家庭内暴力と人身売買である。

(1) DV、家庭内暴力

カンボジアの場合、15~49歳の女性の3人に1人が、なにがしかの理由で夫が妻を殴ることを正当とみなしている。特に、子どもの世話をしなかった場合や外出する際に夫に話さなかった場合には2割以上の女性が、夫と口論した場合にも約17%の女性が、夫による殴打を認めている。年齢が上がるほど、夫の殴打を正当と考える割合が高くなっている。また、既婚者の方がその率は高い。

暴力の加害者は、ほとんどの場合、夫によるものである。身体的暴力を受けた人の割合は、表2-3にある通り、全体の2割以上に上る。特に離婚した経験のある女性の半数に、暴力を受けた経験があり、身体的暴力が、離婚原因の大きな要因であることが推測される。

身体的暴力、性的暴力、いずれにおいても、暴力を受けた経験は離婚女性の方が高い。 暴力的な行為とは、平手で叩いたり、腕をねじり上げたり、押したり、引きずり回したり、物

⁷⁰ 本節のデータは、主にDHS統計データを用いているが、統計の数値の不確実性については、ヘイズ (Heise, et al. (1994)) が指摘するように、仕返しを恐れたり、恥辱感ゆえに外に話すべき問題ではないと考えていたり、あるいは、夫のことを悪くは言いたくないなどの複雑な心境が関係しているため、暴力被害の実態を把握することは難しい。本節で用いるデータは、実数として読み取るのではなく、VAW問題の傾向を把握するための数値として理解する。

表 2 - 3 DV経験の比率 (カンボジア)

		暴力を受けた経験有り(%)
全体		23.2
婚姻関係別	婚姻中	22.0
	離婚	50.1
	死別	21.7
居住地別 都市部		22.3
	農村部	23.4
教育程度	無教育	27.0
	初等教育	22.5
	中等教育以上	17.5

出所: Kingdom of Cambodia (2001)より筆者作成。

表2-4 身体的暴力・性的暴力を受けた経験(カンボジア)

		身体的暴力(%)	性的暴力(%)			
全	体	16.4	3.6			
	婚姻中(初婚)	15.5	3.1			
 婚姻関係別	婚姻中 (再婚)	21.9	5.0			
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	離婚	36.0	13.9			
	死別	15.8	3.3			
	無教育	19.9	4.7			
教育程度	初等教育	15.6	3.3			
	中等教育以上	11.9	2.4			

出所: Kingdom of Cambodia (2001)より筆者作成。

を投げつけるなどの行為がそれに当たる。また、少数ではあるが、武器を使う場合もある。一般的には、結婚後5年以内に夫の暴力が始まる。

暴力を受けた女性のほとんどが助けを求めない。5人に1人が、何らかの助けを求めているだけである。暴力の相談先としては、自分の生家、親戚や友人が挙げられる。加害者は夫だけとは限らず、妻が夫に暴力を振るい始める場合も報告されている。しかし、その数は女性の被害者よりかなり低く、3%にとどまっている。

インドネシアの場合、家庭内暴力の被害実態統計調査は行われていない。女性への暴力は、植民地時代、そして独立後においても常に行われてきたといわれている。農村部や西ヌサンテンガラ州での暴力の発生率は高く、社会問題となっている。

こうした背景を受けて、同国では、2004年9月、家庭内暴力撲滅法が可決している。ジェンダー問題については、女性エンパワーメント国務大臣府が中心となり、公聴会の開催や女性NGOとの連携を通じて、女性の人権保護・伸長に力を入れている。

インドネシアの家庭内暴力撲滅法は、前文、原則と目的、家庭内暴力の防止、被害者の権利、 政府や社会の義務、被害者の保護、被害者の自立、犯罪の定義などから構成されている。同法で は、家庭内暴力を「身体的、心理的、性的、家庭的責任放棄から起こる暴力」と定義している。 また、被害者は家族、警察、法務局、法廷、検察、社会サービスなどの支援を受けることができ ると規定されている。政府の被害者対策については、政策立案、情報啓発教育、法律的支援、ジェンダー啓発研修を行うことが明文化されている。 保護命令については、被害を受けた後、警察によって24時間以内に暫定的保護命令が発令される。その期間は7日間である。加害者への刑罰については、加害の程度によって異なるが、身体的暴力の場合は「5年を上限とする禁固、あるいは1500万ルピアの罰金」から、被害者が死亡した場合は「15年を上限とする禁固、あるいは、4500万ルピアの罰金」、病気やけがに至らなかった場合でも「数ヵ月を上限とする禁固、また、500万ルピアを上限とする罰金」としている。夫婦間レイプについても記述があり、セックスの強要は強姦とみなされ、「4~15年の禁固、3億ルピアの罰金」としている 7 。

(2)人身売買

東南アジアでは、人身売買も大きな問題の一つである。東南アジアの中には、ミャンマー(ビルマ)やラオスなどのように人身売買の被害者を送り出す国や、タイ、香港、韓国、日本などのように、人身売買者の送られる国がある。被害者は国境を越えて送り出されることもあれば、一国内で移動する場合もある。国内の場合は、農村部から都市部へ、都市部の歓楽街や観光地、軍事キャンプや鉱山などへ送られ、性産業に従事させられたり、劣悪な労働条件のもとで働かされる。また、都市部の富裕層のドメスティック・ワーカーとして、家事労働に従事する女性、都市部の路上で、物乞いとして働かされる子どももいる。被害者は女性と子どもで、特に、エスニックマイノリティの女性や子どもがその被害に遭う機会が多い。

国際的な移動では、ミャンマー(ビルマ)やタイの女性は、中国、バングラデシュ、香港や日本へ送られ、インドネシアの女性は、日本や香港へ送られる場合もあれば、中東諸国へドメスティック・ワーカーとして送られる⁷²。

人身売買を支えているのは、国際的なシンジケート組織で、連れていかれた女性はセックス産業やエンターテイメント業界で働かされたり、家政婦として給料が支払われないまま働かされている。女性の密輸の背景には、偽造出生登録証や、偽造されたパスポートが使われているため、被害女性の滞在そのものが違法である場合が多く、そのため公的機関に助けを求めることができない。被害女性は法的にも社会的にも、著しく弱い立場にある。人身売買を規制する法律、そして、被害者を救済するための法律が不十分であるのみならず、貧困などの経済格差が人身売買を増加させる構造的な仕組みを作っていると考えられる⁷³。

⁷¹ JICA内部資料。

⁷² United States of America Department of State (2005)

⁷³ JICA内部資料。

2-2-2 南アジア地域

南アジア地域において、女性への暴力問題として注目されているのは、ダウリー殺人を含む DV、家庭内暴力と人身売買である。

(1) DV、家庭内暴力

南アジアの父系社会では、女性は暴力の経験があっても黙っていることが社会的な規範であり、 夫による妻への暴力は正当なものだと教えられている。インドの場合、56%の女性が、なにがし かの理由があれば、妻への殴打が正当であると考えている。特に、家事や育児放棄については 4 割の女性が、それを理由に夫が妻を殴ることを正当だと考えており、夫が妻の不貞を疑った時や、 妻が義父母に敬意を払わない場合、妻が夫に断らずに外出した場合には 3 割以上の女性が、妻の 生家が十分な贈り物を贈らなかった場合でも 7 %の女性が、夫による殴打を正当なものと考えて いる。特に、農村部の女性や、年齢が若い女性の方が夫の殴打を正当と考える割合が高い。

暴力の実態については表 2-5 の通り、加害者のほとんどが夫で、全体の18.8%が夫から身体的な虐待を受けている。居住地別では、都市部よりも農村部の方がその比率が高い。また、教育程度が低ければ低いほど、夫による暴力を受ける比率が高くなっている。宗教別に見ると、ジャイナ教の女性の暴力を受ける比率は低 1^{7} が、それを除くと、宗教による差異はそれほど見られな 1^{75} 。

一般的には、経済的なエンパワーメントが、夫からの暴力の減少につながると考えられているが、表2-5を見る限り、現金収入のある女性の方が、夫からの暴力を受ける比率が高くなっており、その中には、夫による経済的な虐待により、妻が現金収入を得るべくやむを得ず就労するケースも含まれている。南アジアでは、高カーストで、裕福な人ほど、例え、家の中で夫による暴力を受けたとしても、語りたがらない傾向にある。それゆえ、現金収入と家庭内暴力については、さらなる考察が必要である⁷⁶。

妻へのレイプやダウリー殺人も深刻である。バングラデシュでは、10歳代の女性の48%が、この1年の間に、夫からの暴力を受けており、45-49歳の女性の1割と比べると、若い世代にDVが頻繁に発生している 7 。

[™] これは、ジャイナ教の女性が比較的高い教育を受けていることが要因と考えられる。

⁷⁵ International Institute for Population Sciences (2001) (DHS India) p. 74

⁷⁶ 南アジアのVAW研究において注意しなければならないのは、叩かれたことを口に出すこと自体が社会的規範から逸脱しているため、言いたくとも恥や恐怖心から、語りにくい状況にある。また、女性たち自身が、夫の暴行を身体的虐待に当たるとは認識していないことが多々あるため、数値に表れてはこない実情を見定める必要がある。

⁷⁷ NIPORT (2005)

表2-5 身体的暴力の被害経験(インド)

(単位:%)

属性		身体	1年以内に		
I.	号 1生	夫からの暴力	夫の家族から	他人から	虐待を受けた人
全体		18.8	1.8	3.1	11.0
	15-19歳	12.8	1.3	3.1	11.5
年齢別	20-29歳	18.8	1.8	3.2	12.4
十一图7万川	30-39歳	20.9	1.9	3.0	11.3
	40-49歳	18.3	1.7	2.9	7.6
居住地	都市部	14.3	1.5	3.6	7.7
店住地	農村部	20.4	1.9	2.9	12.2
	無し	23.6	2.1	2.8	14.1
教育水準	初等教育	16.7	1.7	3.5	8.8
教 目小学	中等教育	12.1	1.4	4.0	7.0
	高等教育	5.9	0.7	3.2	3.6
	ヒンズー教	19.1	1.7	3.0	11.1
	イスラム教	19.1	2.1	2.8	11.4
	キリスト教	16.1	2.0	6.8	10.3
宗教	シーク教	11.6	1.1	4.3	7.1
示 教	ジャイナ教	5.5	0.0	1.4	2.8
	仏教	20.0	2.5	3.0	10.0
	ほか	13.5	0.7	4.5	11.4
	無宗教	15.1	1.2	10.4	11.2
	指定カースト	25.2	2.2	3.3	15.4
カースト / 民族	指定民族	20.8	1.8	3.0	13.0
	ほか	13.6	1.6	2.6	7.8
	核家族	22.2	1.9	3.4	12.7
水	非核家族	15.9	1.7	2.8	9.5
	低	27.0	2.2	3.3	16.6
家計状況	中間	18.0	1.8	3.1	10.1
	高	7.8	1.0	2.7	4.0
 就労	就労有り	26.5	2.3	3.8	14.5
机力	過去12ヵ月無し	14.8	1.4	2.9	9.3

出所: International Institute for Population Sciences (2001)(DHS India)より作成。

(2)人身売買

南アジア地域は、世界的に見ると人身売買被害者の供給地域であるが、南アジア地域内でも供給地域と被害者が送られる地域に分かれている。アフガニスタンからは、子どもはイランやパキスタン、サウジアラビアなどに連れていかれ、物乞いや性産業や強制労働に従事させられる。インドは、人身売買者を送り出す国でもあり、ネパールなどから売買された人が送られてくる国でもある。

一国内での流動もあり、主に、農村部から都市部へと、人身売買被害者は送られる。連れてこられた女性は性産業に従事させられたり、サーカスに売られたり、ドメスティック・ワーカーとして家内労働に従事させられる。賃金は低く、雇用主から虐待を受けることもしばしばである。

人身売買には、誘拐されるケース、家族も関与しているケースも見られ、親の中には、子ども が豊かな国で働き、家族に送金してくれる期待から、子どもを中東諸国に連れていくために、密 輸船にお金を支払う場合や、借金のかたに連れていかれるケースもある。女性や女児の場合、誘拐されたり、結婚をちらつかされ、インドやパキスタンに花嫁として送られ、売買された上で、 性産業に従事させられる。

ネパールでは、仕事や安全を求めて都市へ移動してきた女性が人身売買の被害に遭ったり、アフガニスタンでは、家族によって、負債や紛争の解決方法として女性が売買されるケースがある⁷⁸。

2-2-3 南西アジア・北アフリカ・中東地域

南西アジアにおいてVAW問題の中心となっているのが、女子割礼とDV、家庭内暴力である。

(1) 女子割礼

エジプトでは、女子割礼は一般的に行われており、9割以上の女性が施術されている。DHSの1995年の調査でも9割以上との報告があり、施術率はほとんど変化しないまま、9割以上の高い率となっている。年齢による差異はなく、都市部、農村部ともに高い施術率になっている。

一方、イエメンでは、施術率は2割強で、エジプトと比べると低い。世代によっても、施術率に差異があり、40歳代以上は25%を超えているが、10歳代では2割以下である。

表2-6 女子割礼を行った女性の比率

(単位:%)

	全体	年齢別						
	主体	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
エジプト	97.3	99.1	97.4	97.2	96.7	97.4	96.9	97.9
イエメン	22.6	19.3	22.2	21.3	22.9	23.6	25.1	25.0

出所: Yoder, et al. (2004) p. 46 より筆者作成⁷⁹。

表2-7 割礼を施術された年齢

(単位:%)

					•	
	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	19+歳	不明
エジプト	6.2	42.2	49.8	0.5	0.0	1.3
イエメン	99.2	0.4	0.3	0.0	0.0	0.1

出所: Yoder, et al. (2004) p. 34より筆者作成。

表2-8 割礼の施術者

(単位:%)

	伝統的施術者	医療従事者	不明	その他
エジプト	38.3	61.4	0.3	
イエメン	90.8	8.6	0.7	

出所: Yoder, et al. (2004) p. 37より筆者作成。

⁷⁸ United States of America Department of State (2005)

⁷⁹ DHSデータは、エジプト2000年、イエメン1997年を使用。

表2-9 割礼を受けた女性のうち、割礼の存続についての意見

	存続すべき	止めるべき	わからない
エジプト	76.9	13.3	9.7
イエメン	78.2	16.6	5.2

出所: Yoder, et al. (2004) p. 40より筆者作成。

表2-10 割礼を受けた女性のうち、割礼の存続についての意見(エジプト)

(単位:%)

				(十四・ル)
		存続すべき	止めるべき	その他
	15-19歳	78.5	14.7	6.8
	20-24歳	70.9	16.4	12.7
	25-29歳	68.3	18.4	13.3
年齢別	30-34歳	68.1	19.4	12.5
	35-39歳	72.7	17.3	10.0
	40-44歳	69.7	19.1	11.2
	45-49歳	75.8	15.9	8.3
足住地叫	都市部	94.6	28.2	15.1
居住地別 	農村部	98.8	9.8	8.4
	無し	87.4	5.4	7.2
サウル 注回 カウン カウン カウン カウン カウン カウン カラン カラン カラン カラン カラン カラン カラン カラン カラン カラ	初等教育	78.4	11.5	10.1
教育水準別	初等教育修了	73.2	16.0	10.8
	中等教育修了	50.5	33.5	16.0

出所: El-Zanaty F. et al. (1996)より筆者作成。

エジプトの場合、施術は5~14歳の間に行われる。一方、イエメンの場合は4歳までに行われている。施術者はエジプトでは6割以上が医療従事者であるが、イエメンでは伝統的な施術者が9割を占めている。

7割以上の女性が、女子割礼を存続すべきとの考えを持っている。このような考えを持っている人は農村部に多く、また、教育水準が高いほど女子割礼への支持は低くなっている。しかし、中等以上の教育を受けた女性であっても、半数以上が、女子割礼を存続すべきだとの考えを持っている。

6割以上の女性が、配偶者が割礼をした女性を好むため、割礼が必要だと考えており、割礼を行うことで、女性の不貞行為を防ぎ、結婚を成功させることにつながるとの認識が、割礼存続を支持する大きな理由となっている®。

(2) DV、家庭内暴力

DV、家庭内暴力も、同地域において広範に見られる現象である。エジプトでは既婚女性の35%が、配偶者から身体的暴力を受けている⁸¹。イスラエルのパレスチナ社会では、夫による暴力を正当化する社会的規範や信仰が存在する。被害者は、叩かれているのは自分だけで、自分が悪いからと自己非難をし、日増しにひどくなっていく夫の暴力の原因が、自分の欠点にあると考

⁸⁰ El-Zanaty and Way (2004)

⁸¹ Kishor, et al. (2004) p. 12

表 2 - 11 居住地域別・就労状況別暴力被害経験82

	居住	主地		就労状況		
	都市	農村	無し	現金収入有り	仕事有り 収入無し	
エジプト	29.4	38.8	36.2	21.0	54.7	

出所: Kishor, et al. (2004) pp. 33, 39より筆者作成。

表2-12 暴力被害/加害と教育水準

(単位:%)

	被害者(妻)			加害者(夫)			
	無し	無し 初等教育 中等教育以上			無し 初等教育 中等教育以上		
エジプト	41.5	42.5	17.5	42.1	42.2	23.2	

出所: Kishor, et al. (2004) p. 28より筆者作成。

表2-13 暴力被害と子どもの人数

(単位:%)

	0人	1~2人	3~4人	5人以上
エジプト	22.4	30.4	33.9	42.0

出所: Kishor, et al. (2004) p. 28より筆者作成。

える。家庭の中でも、「男が平静を失っても、女性は耐えなくてはならない」、「夫が妻を叩くという理由で、婚姻関係を破壊すべきではない」との考えを、常日頃から教育されている⁸³。

DV加害者よりも被害者が糾弾される父権社会では、パレスチナのように、暴力は個人の問題であり、暴力の原因はすべて被害者にあると考えられており、その風潮は、夫による妻への暴力を正当化することにつながる。被害者は暴力のみならず、暴力の社会的な責任を引き受けねばならないのである。

地域別に見ると、エジプトでは都市部よりも農村部の方が、暴力を受けた経験を持つ女性の比率が高く、その数値は都市部では29.4%、農村部では38.8%となっている。被害女性の就労状況では、現金収入がない人の方が、暴力を受けた比率は高い(表 2 - 11)。教育との関連については、被害者加害者ともに、中等教育以上を受けた場合、暴力の被害加害経験は低くなっている(表 2 - 12)。また、子どもが多ければ多いほど、暴力被害を受ける比率が高くなっている(表 2 - 13)。

エジプトの場合、2人に1人は誰にも助けを求めておらず、助けを求めても自分自身の家族の 範囲に限られている。その理由は人の支援はほとんど役立たないと考えているからである。また、 恥ずかしさやトラブルに巻き込まれることへの心配から、助けを求めることを躊躇する⁸⁴。

被害者を糾弾するという行為は、女性のインフォーマルなサポートシステムを築くのにも害を及ぼしている。被害者は暴力を受けていることを外に話すことで、社会から糾弾される可能性があるため、DV被害を口に出すことができない。被害が顕在化しないため、被害者同士で助け合うことができず、ネットワークを築くこともできない⁵⁵。

^{**} データはNational Population Councilが1995-1996年に行ったDemographic and Health Surveyを使用。

⁸³ Espanioly (1997) p. 587

⁸⁴ Kishor, et al. (2004) pp. 24-25

⁸⁵ Espanioly (1997) p. 589

多くの女性は、収入源がないため、子どものために夫のもとにとどまらねばならないと感じている。パレスチナの女性の多くは、経済的にも感情的にも社会的にも、夫に依存して暮らしている。また別居や離婚をすることは、当事者のみならず家族全員の名誉を傷つけることであり、別離することを容認しない社会的背景が、女性が夫の虐待に耐え、暴力に抵抗することをあきらめる感情を作り出している⁵⁰。

女性が夫婦間の問題を唯一相談できる相手は母親である。しかし、彼女もまた、夫の暴力を受け、長年それに耐えてきているため、多くの母親は「良き妻でなくてはならない」や、「子どものことを考えねばならない」などのアドバイスをする。母親に説得され、一度は助けを求めようとした女性も、外部に助けを求めることをあきらめてしまう。

外部に助けを求めたとしても、社会もまた、女性が我慢することを諭すように対応する。ある女性は、夫に叩かれ、レイプをされた後、助けを求めて警察へ行った。しかし、警察官は、夫が地元の名士であり、夫の政治的な力を知っているため、ことを公にしない方が良いと妻にアドバイスをした。最終的に、警察官は、事件として取り扱うことを拒否し、起きたことを誰にも話さずに、警察に来たことも誰にも話さないようにアドバイスをしただけだった⁸⁷。この事例が示すように、家族や社会に暴力を受けていることを訴えても救われないのみならず、逆に、社会から糾弾されてしまうのである。

(3)人身売買

中東地域は、南アジアや中国、インドネシア、モロッコやフィリピンなどから、人身売買の被害者が送られてくる地域である。外国人女性は、合法的に入国し、ドメスティック・ワーカーとして一般家庭で働くが、雇用者から虐待され、入国する際にブローカーに支払った負債に縛られ、低賃金や劣悪な雇用環境の中で働かされたり、中東地域内部で人身売買される対象となる。

エジプトは、東ヨーロッパやロシアからイスラエルへ女性が送られる際の中継国であり、また、 サブサハラ諸国から連れてこられた女性たちをヨーロッパへ送る中継地となっている⁸⁸。

2-2-4 サブサハラ地域

サブサハラ地域の女性の暴力として、問題視されているのが女子割礼とDV、家庭内暴力、人身売買である。サブサハラ地域は、北はギニア湾沿岸から南アフリカ共和国まで、広大な地域である。家庭内暴力はサブサハラ地域全域の問題であるが、女子割礼については、地域や民族差が大きい。

(1)女子割礼

女子割礼は、9割の女性が施術しているギニア、マリ、スーダンから、1.4%の施術率のカメルーン、4.5%のニジェールなど、施術率は地域によって異なる。いずれの国も、年齢による差異はほとんど見られず、割礼の習慣のある地域では、その習慣が継続している。

⁸⁶ Ibid. pp. 589-590

⁸⁷ Ibid. p. 593

⁸⁸ United States of America Department of State (2005)

表 2 - 14 女子割礼を行った女性の比率

		△ / *				年齢別			
		全体	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
	スーダン	89.2	86.8	89.7	88.6	89.7	89.0	89.0	90.9
北東・東部	エチオピア	79.9	70.7	78.3	81.4	86.1	83.6	85.8	86.8
アフリカ	ケニア	37.6	26.0	32.2	40.4	40.9	49.3	47.4	47.5
	タンザニア	17.9	13.5	15.9	19.6	20.8	18.7	21.3	22.2
	ギニア	98.6	96.6	98.5	99.1	99.1	99.1	99.3	99.5
北西・中央	マリ	91.6	91.2	91.3	91.9	92.1	92.3	91.2	91.0
アフリカ	ニジェール	4.5	5.0	4.8	4.3	5.3	3.8	3.3	3.3
	中央アフリカ	43.4	34.6	42.7	44.3	44.1	47.5	51.4	53.1

出所: Yoder, et al. (2004) p. 46 より筆者作成®。

表 2 - 15 割礼を施術された年齢

(単位:%)

		0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	19+歳	不明
	エリトリア	75.1	15.0	1.1	0.1	0.0	8.7
北東・東部	エチオピア	64.4	20.0	10.8	4.3	0.5	0.2
アフリカ	ケニア	2.7	18.9	43.1	29.7	2.2	3.5
	タンザニア	5.1	19.6	37.0	19.3	3.8	15.1
	ギニア	4.2	48.1	35.2	2.8	0.5	9.2
北西・中央	マリ	61.3	20.5	13.1	1.4	0.0	3.7
アフリカ	ニジェール	28.8	18.8	7.2	11.1	0.3	33.8
77911	中央アフリカ	2.4	29.3	59.2	8.0	0.9	0.1
	ナイジェリア	30.8	5.0	3.6	4.0	1.9	54.6

出所: Yoder, et al. (2004) p. 34より筆者作成®。

施術は、エリトリア、エチオピア、マリでは、4 歳までに行われており、ケニアやタンザニア、中央アフリカでは10-14歳で行うのが一般的である。女子割礼が施術される時期は、ナイジェリアの場合、4分の3は1歳以下の乳幼児の時に施されている。 $1 \sim 4$ 歳で行われるケースは非常に少なく、残りの4分の1は5歳を越えてから施術されているが、5歳以上の少女に行われているのは、主に陰部封鎖型の割礼である。

割礼の形態は、軽度な割礼の「スンナ(Sunna)」から、中間の「マトワサット(Matwasat)」、そして重度の割礼に3分類される。スンナは、クリトリスの包皮の先端を除去するものである。マトワサットには多様な施術法があるが、主にクリトリスの除去、小陰唇や大陰唇の一部もしくは全体の除去がこれに当たる。重度の割礼は、クリトリスの除去、小陰唇と大陰唇を切り取り、傷を縫う施術法がこれに当たる。

最も一般的な割礼の方法は女性器の一部切除であるが、エリトリアでは陰部封鎖も34%含まれている。割礼の形態は、年齢や居住地による差異があまり見られないものの、居住地域別施術率では、ナイジェリア、スーダン、ともに、農村部よりも都市部の女性の方が、女子割礼を施され

⁸⁹ DHSデータは、スーダン1989-90年、エチオピア2000年、ケニア1998年、タンザニア1996年、ギニア1999年、マリ2001年、ニジェール1998年、中央アフリカ1994-95年を使用。

[∞] エリトリアのデータは2002年を掲載。

⁹¹ Sudan Department of Statistics (1991) p. 117

表 2 - 16 割礼の形態 92

		陰核切除	エクシジョン	陰部封鎖	不明
北東・東部アフリカ	エリトリア	61.5	4.4	34.0	0.1
	タンザニア	56.6	35.3	5.1	3.0
	マリ	52.1	46.9	0.5	0.5
北西・中央アフリカ	ニジェール	66.5	4.8	0.0	28.7
	ナイジェリア	50.8	4.2	2.3	42.7

出所: Yoder, et al. (2004) p. 35より筆者作成。

表 2-17 年齢別女子割礼の形態 (ナイジェリア)

(単位:%)

						(
		施術した人の割合	陰核切除	エクシジョン	陰部封鎖	不明
全	:体	19.0	2.0	43.5	3.9	50.6
	15-19歳	12.9	2.2	37.8	5.1	55.0
	20-24歳	17.0	1.8	43.1	2.9	52.2
	25-29歳	20.8	1.8	40.2	2.2	55.8
年齢別	30-34歳	19.4	1.1	43.6	7.6	47.7
	35-39歳	22.2	2.4	44.3	4.9	48.4
	40-44歳	22.2	1.2	49.0	1.9	47.9
	45-49歳	28.4	3.9	51.0	3.6	41.6

出所: Nigeria National Population Commission (2004)より筆者作成。

表 2-18 都市・農村別女子割礼の形態 (ナイジェリア・スーダン)

(単位:%)

		施術をした人の割合	陰核切除	エクシジョン	陰部封鎖	不明
ナイジェリア	都市部	28.3	1.5	37.6	4.0	56.9
ノイシェリア	農村部	14.0	2.5	49.6	3.9	44.0
スーダン	都市部	93.0	14.0	3.9	82.1	
スータン	農村部	86.9	15.4	2.1	82.5	0.0

出所: Nigeria National Population Commission (2004)、Sudan Department of Statistics (1991)より筆者作成。

た人の比率が高い。

民族による差異も大きく、ナイジェリアの場合、ヨルバ(Yoruba)の場合は 6 割の女性が、イグボ(Igbo)では約 5 割の女性が割礼を受けている。一方、ハウサ(Hausa)やフラニ(Fulani)では 1 %にも満たない。カメルーンの場合は、女子割礼は一般的ではない。施術率は約1.4%で、民族によって異なるが、アラブコア(ArabeChoa)、ペウル(Peulh)、マオウサ(Maoussa)、カヌ(Kanuri)などのエスニックグループでは12.7%、ムスリムの女性は5.8%との報告がある 33 。

スーダンの場合、民族同士が互いに影響し合い、スーダン国内で女子割礼が一般的に行われるようになったものの、ナイジェリアの場合は、民族同士による影響は少なく、女子割礼が他民族へと普及しなかったことが原因と考えられている⁹⁴。

⁹² 陰核切除とはSunna割礼、陰核と小陰唇の切除を伴うエクシジョンとはMatwasat割礼、陰部封鎖とは Pharaonic割礼を指す。

⁹³ Central Bureau of Censuses and Population Studies (2005)

⁹⁴ National Population Commission, Federal Republic of Nigeria (2004) p. 201

表 2 - 19 女子割礼の施術者

					(112170)
		伝統的施術者	医療従事者	不明	その他
	スーダン	63.9	35.6	0.2	0.3
 北東・東部アフリカ	エリトリア	95.0	0.2	4.8	
礼衆・米部アプリカ	ケニア	62.2	34.4	3.3	0.3
	タンザニア	81.6	3.5	6.2	7.4
	ギニア	89.8	9.4	0.8	
北西・中央アフリカ	マリ	91.4	2.3	6.3	
ル四・中央アプリカ	ニジェール	93.1	2.6	2.4	1.9
	ナイジェリア	72.8	12.9	12.0	2.3

出所: Yoder, et al. (2004) p. 37より筆者作成。

伝統的な施術者によって行われることが一般的だが、看護師や助産師などの医療従事者が行う 場合もあり、スーダンやケニアでは、その比率は3割を超えている。

割礼は子どものころに施術されているため、本人の意思というよりも親の意向によって行われている。よって、今後の女子割礼の動向は、親の世代の意見にかかっている。表 2 - 20のように、スーダンやマリ、エチオピアでは、割礼を受けた女性の8割が、割礼の存続を望んでいる。一方、ケニアでは、半数の女性が女子割礼を止めることを望んでいる。存続を支持している人が9割に近いスーダンでは、年齢にかかわらず女子割礼を支持しており、10~20歳代の女性も約8割が継続を支持している。。。

割礼は、伝統、習慣であることや、結婚前の女性の性交を防ぎ、結婚生活がうまくいくことや、 男性を性的に喜ばせることが存続する理由となっている。さらに、割礼は、出産の安全性を高め るとも考えられている[®]。

一方、合併症の問題や痛みゆえに女子割礼を廃止するべきと考えている人が半数を超える国もある。廃止できない主な理由は、割礼をしていないことによる社会的批判や、家族や年長者によって割礼をすることを強く勧められること、そして、女子割礼がもたらす健康への影響について無知であることが報告されている⁵⁷。しかし、年長者に限らず女子割礼を支持している状況を見ると、むしろ、世代を越えて社会全体が支持していることにより、割礼をすることが当然視されていること、そして、社会批判を恐れ、割礼についての意思表示そのものができない状況にあるといえるだろう。

32

⁹⁵ Sudan Department of Statistics (1991) p. 123

⁹⁶ National Population Commission, Federal Republic of Nigeria (2004) p. 207

⁹⁷ *Ibid.* pp. 127-128

表 2 - 20 割礼を受けた女性のうち、割礼の存続についての意見

				(1 = 1 11)
		存続すべき	止めるべき	わからない
	スーダン	86.0	13.9	0.0
北東・東部	エチオピア	70.5	24.8	4.7
アフリカ	ケニア	40.9	56.7	2.5
	エリトリア	53.3	13.9	0.0
	ギニア	68.8	21.6	9.5
 ****	マリ	85.2	8.7	6.0
北西・中央	ニジェール	70.0	21.2	8.7
アフリカ	中央アフリカ	61.3	33.5	5.2
	ナイジェリア	54.4	37.0	8.6

出所: Yoder, et al. (2004) p. 40より筆者作成。

表 2 - 21 割礼を受けた女性のうち、割礼を受けた理由について

(単位:%)

		習慣だから	良い伝統	処女性の	宗教	衛生上の	結婚の成功
		白ほにかり	だから	保持	小秋	理由	のため
北東・東部	スーダン	68	19	7	14	8	5
アフリカ	ケニア	56	42	30	5	4	18
77911	エリトリア	69	53	15	12	15	4
	マリ	61	28	5	13	6	3
北西・中央	ニジェール	22		27	6	2	29
アフリカ	中央アフリカ	70	26	13	<1	1	9
	ナイジェリア	50	35	14	2	5	7

出所: Yoder, et al. (2004) p. 40より筆者作成。

ナイジェリアのデルタ州立大学での調査では、400人の女子学生のうち、30%が女子割礼を受けており、女子割礼を受けている学生の方が、施術されていない学生よりも、割礼の習慣を支持している。また、割礼をした人は早期の性交経験をしない傾向が高いという調査結果が出ている。また、割礼をしている都市部の女性たちが、女子割礼を支持している。

同国では、女子割礼反対キャンペーンを展開しており、インターアフリカンコミッティ (Inter-African Committee: IAC) は、ナイジェリアでのFGM撲滅の目的で活動する先駆的団体である。 IACでは、弁護活動、リサーチ、公共教育や各種トレーニングを行いながら、FGM反対活動を行っている $^{\circ\circ}$ 。

割礼を禁止する法律も徐々に広がっている。スーダンでは1946年に重度の女子割礼を禁止する法律が通過しており、1947年には、女子割礼反対委員会 (the Committee for Fighting Female Circumcision)が設立されている。政府はWHOの勧告を受け入れて、女子割礼を廃止することを明確にしているものの、その政策は進んでいない 99 。

(2) DV・家庭内暴力

サブサハラ地域で問題となっているVAWのもう一つのトピックは、DV及び家庭内暴力である。

⁹⁸ Nwajei, et al. (2003) p. 1

⁹⁹ Sudan Department of Statistics (1991) p. 117

表 2 - 22 配偶者から身体的暴力を受けた経験100

	,
	身体的暴力経験
エチオピア	45
ナイジェリア	31
南アフリカ共和国	13
ジンバブエ	17

出所: WHO (2005) を基に筆者作成。

表2-23 属性別暴力被害者の特徴(南アフリカ共和国)

(単位:%)

パートナーによる 非パートナーによる			
		身体的暴力	身体的暴力
全体		6.3	3.7
	15-19歳	7.3	8.9
	20-24歳	7.9	3.8
	25-29歳	6.0	3.3
年齢別	30-34歳	7.4	1.5
	35-39歳	6.5	1.8
	40-44歳	4.0	1.5
	45-49歳	3.5	2.5
居住地別	都市部	7.0	3.6
店住地別	農村部	5.3	3.9
	アフリカン	6.1	3.6
住民別	カラード	10.3	5.3
	白人	3.8	3.9
	アジア人	4.3	2.4

出所: Department of Health, Republic of South Africa (2002) p. 92より筆者作成。

表2-24 夫が妻を殴る場合の正当な理由(ナイジェリア)

(単位:%)

	食事を焦が	時間通りに食	夫に文句を	夫に黙って	子どもの世	性交を拒否	1つ以上の
	した	事を作らない	言う	出かける	話をしない	する	理由
女性	30.7	33.3	43.5	52.8	49.4	37.5	64.5
男性	15.5	17.2	40.0	49.9	46.5	33.5	61.3

出所: National Population Commission, Federal Republic of Nigeria (2004) p. 92より筆者作成。

地域によって差異が見られ、エチオピアでは45%の女性が夫からの暴力を受けている。

南アフリカ共和国におけるDVは、都市部の発生率が高い。表 2 - 23に見る通り、都市部の女性の7.0%がパートナーから激しい暴力を受けている。その数は、 $20 \sim 30$ 歳代に多い。人種によって、暴力を受ける比率も異なっており、カラード(黒人と白人との混血)の女性の 1 割が、夫やパートナーから暴力を受けている 101 。

[™] エチオピアのデータは1995年、ナイジェリア1993年、南アフリカ共和国1998年、ジンバブエ1996年を使用。

^{「「}データは被害全体を表しているとは限らないことに注意しなくてはならない。夫やパートナーからの暴力は、 密室で起きるため、暴力の事実を口外しない場合が多々見られることを考慮しなくてはならない。

暴力を受けた女性のうち3割弱の女性が、治療を受けねばならないほどの暴力を受けている。 地域差もあり、南アフリカ共和国最大の商業都市ヨハネスブルグを抱えるハウテン州やムプマランガ州、クワズル・ナタール州などでは、被害を受ける比率が高い。飲酒や薬物との関連も指摘されており、年齢が高いほど、酒や薬を飲んだ上で女性に危害を加える傾向にあるのが特徴である¹⁰²。

夫が妻を殴打する正当性については、ナイジェリアのデータからは、約3分の2の女性が、妻殴打の正当な理由が存在すると考えている。特に農村部の女性にその傾向があり、教育水準が低いほどその傾向は高い。若い世代も年輩の世代も、夫による暴力の正当性を認めているため、女性自身が夫による殴打を認める風潮は今後も続くものと予測される。

女性も男性も6割以上が、夫による妻への殴打を正当とする理由があると考えている。しかし表2-24に見る通り、理由の如何にかかわらず、女性の方が男性よりも容認している率が高い。つまり、データから見る限りでは、夫による殴打を文化的に支えているのは、女性の認識であることが大きい。

南アフリカ共和国では、パートナー以外からの暴力も問題となっている。暴力加害者の3割が従兄弟や叔父などの男性親族で、母親などの女性親族からの暴力も1割以上に上る。知人や学校での暴力も見られ、4割以上がこうした暴力の経験があり、その多くは10歳代である。パートナーによる暴力も含め、多くの場合、家庭内で暴力的な行為が行われている。虐待を受けた女性のほとんどが、加害者と離婚するなど、関係を終了させている。

性暴力被害についても、都市部の比較的若い年齢層の発生率が高く、10歳代の女性の約1割が被害を受けている。人種的には、白人とカラードの女性の場合、1割以上に被害経験がある。しかし、レイプの被害については、警察に届け出ようとした人は少ない。人種によっても差異が見られ、白人の女性はレイプ被害を届ける傾向にあるが、アジア女性はレイプ被害を届けない傾向にある。つまり、被害者の持つ社会的背景によって、地域によって、届け出やすいコミュニティと届け出にくいコミュニティがあるものと考えられる¹⁰³。

社会福祉サービスの利用については、レイプの被害を受けた女性の3割しかソーシャルサービスを利用していない。身体的な暴力を受けた人の26%が社会福祉サービスを利用しているが、警察が主たる公的サービス機関であり、シェルターを利用した人はいない。警察機関に助けを求めた女性の何人かは、助けを求めても警察では助けてくれなかったことを語っており、VAW撤廃のための施策は、なかなか末端の機関まで届いていない。

もう一つの特徴としては、南アフリカ共和国の特定の地域では、伝統的なオーソリティーに支援を求めることが多々あり、伝統的社会の権威者である郡長やヘッドマン、宗教的職能者が、DV問題に介入することがある。

子どもへの性的虐待も深刻な問題である。10歳代の女性の3%近くが、幼少時代(15歳まで)にレイプされたとの報告がある。その数は、現在20歳代の女性の2倍以上であることから、近年、女児に対するレイプが増加していることがわかる。女児レイプの大半は信頼関係のある男によるもので、学校の先生や家族・親族が加害者であることが多い。その発生率は比較的都市部に高く、

-

Department of Health, Republic of South Africa (2002) pp. 76-99

¹⁰³ 警察に届けるのはRape Crisisのデータによると、約6割程度とのことである(聞き取り調査より)。

白人の女児に多い。

2 - 2 - 5 中南米カリブ海地域

中南米カリブ海地域では、ドメスティック・バイオレンス、家庭内暴力、及び、人身売買問題が、深刻な社会問題となっている。以下では、ドメスティック・バイオレンスと人身売買を取り上げ、その特徴について記述する。なお、ドメスティック・バイオレンスについては、主に、コロンビア、ドミニカ、ハイチ、ニカラグア、ペルーのデータを引用する。

(1) DV、家庭内暴力

中南米地域における家庭内暴力の発生率は、他地域に比べると高い。15歳から49歳までの既婚者のうち、夫から暴力の被害を受けた女性は、ドミニカの22.3%からコロンビアの44.1%まで、地域間の差異は見られるものの、いずれの国においても、高い発生率となっている。同地域の特徴は、継続的に暴力を受けている女性が高いことである。ハイチではその率は72.9%に及び、配偶者による暴力が日常化していることを示している。

暴力被害経験は、都市部に住む女性に高い比率となっている。この数値には、暴力を受け、都市部に逃げてきた人々も含まれており、また、都市部ほど、暴力の被害を訴えやすい状況にあり、それらの社会的状況が加味されてはいないが、相対的に、農村部よりも都市部の女性ほど暴力被害を受けやすい状況にあると解釈することができる。

暴力の形態別に見ると、コロンビアでは既婚者の4割、二カラグアでは27.6%が身体的暴力を 受けている。ニカラグアでは精神的暴力を受けている女性の比率も高い。配偶者の暴力は、身体 的暴力のみならず、性的暴力や精神的暴力などが複合的に絡み合っている。

表 2 - 25 配偶者からの暴力被害の比率

(単位:%)

	配偶者から暴力を受けた女性	継続的に暴力を受けている女性
コロンビア	44.1	u
ドミニカ	22.3	49.3
ハイチ	28.8	72.9
ニカラグア	30.2	43.7
ペルー	42.4	u

出所: Kishor, et al. (2004) p. 12より筆者作成。

表 2 - 26 居住地域別の暴力被害経験

(単位:%)

	都市部	農村部
コロンビア	45.7	39.2
ドミニカ	23.3	20.3
ハイチ	28.7	28.9
ニカラグア	32.3	26.9
ペルー	43.4	40.6

出所: Kishor, et al. (2004) p. 39より筆者作成。

表 2 - 27 配偶者による暴力の形態

			(· ·— · · /
	身体的暴力	性的暴力	精神的暴力
コロンビア	40.0	11.0	11.5
ドミニカ	18.4	6.4	17.7
ハイチ	17.3	17.0	13.2
ニカラグア	27.6	10.2	29.0

出所: Kishor, et al. (2004) pp. 14-17より筆者作成。

表 2 - 28 配偶者による暴力の被害

(単位:%)

				(· ·— · · /
	打撲傷、痛み	傷害、骨折	医療施設受診	被害無し
コロンビア	53.3	10.2	27.5	45.9
ドミニカ	47.5	12.9	20.7	50.0
ハイチ	15.5	7.7	9.2	81.1
ニカラグア	22.7	4.9	4.9	76.2

出所: Kishor, et al. (2004) p. 21より筆者作成。

表 2 - 29 暴力被害と子どもの人数

(単位:%)

	0人	1~2人	3~4人	5 人以上
コロンビア	27.9	39.8	50.3	54.4
ドミニカ	15.5	20.4	24.6	25.8
ハイチ	27.7	24.4	24.9	35.7
ニカラグア	18.2	24.2	34.2	36.9
ペルー	22.2	37.6	45.0	52.7

出所: Kishor, et al. (2004) p. 28より筆者作成。

暴力は女性の健康を損ね、身体に影響を及ぼす。表2-28からは、コロンビアとドミニカでは、 打撲傷や痛みを訴えている女性の比率が5割程度おり、医療施設受診が必要だったケースも、そ のほかの国に比べると高い水準にある。

ほとんどの場合、暴力は結婚後数年以内に発生している。その回数は、過去1年間に5回以上 の被害を受けた人は、ドミニカでは42.3%、ハイチでは41.8%、ニカラグアでは29.3%で、そのほ かの地域(例えば、エジプトの9.1%やインドの14.4%)に比べると、著しく高いことが特徴であ る104。

子どもの人数が多ければ多いほど暴力被害に遭っている女性が多いことは、様々な研究で指摘 されているがい、中南米地域では、その傾向は顕著に表れている。コロンビアの場合、3人以上 の子どもを持つ女性の半数が、ペルーでは、5人以上の子どもを持つ女性の半数が、夫からの暴 力を受けている。

教育水準の低さと暴力を受ける関係性についても議論されているが[™]、被害と就学歴を見た場 合、ハイチやドミニカ、ペルーの場合、全く教育を受けていない女性よりも、就学歴のある女性

¹⁰⁴ Kishor, et al. (2004) pp. 22-23

¹⁰⁵ Ellsberg (2000)

¹⁰⁶ Malhotra and Mather (1997)

表 2 - 30 暴力被害と教育水準・仕事

	教育					
	無し	初等教育	中等教育以上	無し	現金収入有り	仕事有り 収入無し
コロンビア	48.8	48.0	41.0	37.7	43.4	49.2
ドミニカ	21.9	24.8	19.5	19.2	25.7	13.8
ハイチ	24.8	30.3	34.7	26.0	30.5	u
ニカラグア	33.1	31.8	26.9	25.9	35.4	31.1
ペルー	43.7	46.0	40.0	36.2	46.2	42.4

出所: Kishor, et al. (2004) p. 28より筆者作成。

表 2 - 31 助けを求めた人の割合

(単位:%)

	助けを		助けを求めた				
	求めなかった	自分の家族	夫の家族	友人、隣人	警察	医療機関	
コロンビア	62.0	25.6	4.7	10.1	15.6	0.2	
ドミニカ	58.8	21.7	6.5	15.7	14.3	0.0	
ハイチ	68.7	19.7	3.0	8.3	1.6	1.0	
ニカラグア	40.5	33.6	7.5	26.3	12.8	6.7	
ペルー	57.8	32.8	4.7	5.6	15.0	0.6	

出所: Kishor, et al. (2004) p. 24より筆者作成。

表 2 - 32 暴力加害と飲酒

(単位:%)

	飲酒					
	飲まない	酔わない程度	時々酔う	頻繁に酔う		
コロンビア	u	31.2	42.2	70.3		
ドミニカ	13.7	16.1	24.1	54.0		
ハイチ	26.5	20.1	35.9	71.3		
ニカラグア	u	22.8	28.9	47.0		
ペルー	u	28.1	43.0	78.7		

出所: Kishor, et al. (2004) p. 33より筆者作成。

の方が、暴力被害を訴えている。

仕事との関係を見た場合、仕事を持っている人ほど、暴力被害を受けた経験のある人の比率が 高くなっている。

家族や友人などへ支援を求めた人の比率は、アジア地域に比べると高い。いずれの地域も、自分の家族に支援を求めるのが一般的である。ほかに、友人や警察機関なども、被害者が助けを求める場所になっている。ニカラグアでは、友人や隣人へ26.3%、医療機関へは6.7%の人が助けを求めている。一方、ハイチでは、警察や医療機関に助けを求めた人の割合は低く、地域差が見られる。

暴力の加害者と飲酒や教育水準の低さとの関係性については、当事者である女性たちや様々な

表 2 - 33 暴力加害と教育水準

	教育		
	無し	初等教育	中等教育以上
コロンビア	50.7	46.7	41.4
ドミニカ	29.7	24.0	18.8
ハイチ	21.7	31.3	32.7
ニカラグア	32.2	31.9	26.9
ペルー	39.5	46.1	40.9

出所: Kishor, et al. (2004) p. 33より筆者作成。

研究者が指摘する通り¹⁰⁷、中南米地域では、頻繁に飲酒をしている人ほど、暴力を振るうケースが高くなっている。特に、コロンビア、ハイチ、ペルーでは、その比率は7割を超えている。一方、教育水準の高低には、関連性は見られない。

中南米地域では、被害者や加害者のファクターにかかわらず、ドメスティック・バイオレンス が頻繁に起きている状況にあり、深刻な社会問題となっている。

¹⁰⁷ Johnson (2003), Coker, et al. (2000)

3.女性に対する暴力についての国際的な取り組み

3 - 1 国際公約

3-1-1 国際社会における「女性への暴力」の問題化の過程

国際社会において女性の問題に取り組み始めたのは、国際連盟の時代にさかのぼる。1919年に世界各国の女性団体によって結成された連合国参政権会議は、国際連盟の意思決定ポストへの女性の参加の要求や、女性と子どもの人身売買防止などを提言した。当時、女性団体による女性の権利獲得運動が盛んに行われており、そうした動きと相まって、女性と子どもの人身売買防止、国際連盟での女性の採用などが国際連盟で決議された¹⁰⁸。

国際連合においても、当初から、女性の人権問題へのスタンスを明確にしている。国連憲章の前文では、「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し」と、男女同権についての信念を確認している¹⁰⁹。国連第1回総会の開かれた1946年には、国連経済社会理事会の下に、婦人の地位委員会が設立され、女性の人権問題に関する国際基準づくりが始まった。婦人の地位委員会が取り組んだのは、女性の参政権、女性の国籍問題や婚姻についてであり、それぞれが条約¹¹⁰として結実したものの、依然として取り組まねばならない女性問題は多かった。こうした動きの中、あらゆる女性問題に包括的に取り組むべく制定されたのが、「女性差別撤廃宣言」である¹¹¹。

ところで、女性差別を廃止すべく活動を行ったのは、婦人の地位委員会だけではない。1948年の第3回国連総会で採択された、いかなる差別をも容認できないとする「世界人権宣言」、そして、1966年の第21回国連総会において採択された世界人権宣言の内容を条約化した「国際人権規約」の中では、すべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利について、男女同権を確認することを、締約国の義務としている¹¹²。

数々の男女平等への取り組みにもかかわらず、依然として女性の地位が低い状態は続いていた。 そこで国連は、個別課題に対する基準づくりから、総合的基準づくりを目指す方向へと動いていった。

3-1-2 女子差別撤廃条約と女性への暴力

1967年に採択された女性差別撤廃宣言は、女性を差別する慣習や慣行の廃止を求めたものであったが、宣言であるがゆえに、実際に男女平等を推進していくだけの力はなかった。そのため、女性差別を撤廃するための法的拘束力を持った条約づくりが必要であった。

女性差別を撤廃するための条約の起草作業が1974年から始まり、1979年12月に第34回国連総会で国際条約として採択されたのが「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

🏁 国連広報センターウェブサイト (http://www.unic.or.jp/know/kensyo.htm) (2006年 1 月アクセス)

¹⁰⁸ 藤本(2004)p. 44

¹¹⁰ この時、女性の地位委員会が取り組んだ条約は、1952年の「女性の参政権に関する条約」、1957年の「既婚女性の国籍に関する条約」、1962年の「婚姻の同意、婚姻の最低年齢および婚姻の登録に関する条約」である。

¹¹¹ 山下 (1996) pp. 16-17

¹¹² 赤松 (1994) p. 3

(Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women:女子差別撤廃条約)」である。1980年に「国連女性の10年」の中間年会議としてコペンハーゲンで開かれた第2回世界女性会議で署名式が行われた。同会議では、条約が履行されているかどうかを監視するための、女性差別撤廃委員会(CEDAW)が設立されている¹¹³。

女性への暴力問題を、国際条約の中で取り上げているのが女子差別撤廃条約である。しかし、同条約の中では、VAW全般についての独立した条項を持っていなかった。1980年代に次々と明らかにされていった女性への暴力に対して、女子差別撤廃委員会では、第6条「締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む)をとる」との関連から審議していった¹¹⁴。そして、女子差別撤廃委員会の一般的勧告として、暴力問題への注意を喚起している。

第12号一般的勧告¹¹⁵(1987年)では、「女性に対する暴力(VAW)」に関する勧告で、家庭、職場で、そのほかの社会生活の場で発生するあらゆる種類の暴力について、統計をとり、女性を守るための法制や援助サービスなどの措置についての情報を報告することを締約国に要請している。また、第14号勧告(1990年)では女性の割礼について勧告しており、女性の健康に有害となることを述べている。

その後、各国のレポート結果を踏まえ、第19号一般的勧告(1992年)によって初めて、同条約第1条の定義に言及して、「性に基づく暴力」「VAW」が差別の一形態で、人権侵害であり、締約国にこれを撤廃するための措置を求めることが明示された。

ところで、VAWという言葉は最初からあったわけではない。家庭内暴力、レイプ、女子割礼、 人身売買など、個別の問題として取り上げられていたものが、VAWと名付けられ、これらが同 じ問題として認識されるようになり、VAW廃絶への運動として展開していったのである。

VAW廃絶が草の根レベルの運動として初めて国際舞台に登場したのは、1976年にブリュッセルで開かれた第1回女性に対する犯罪に関する国際法廷である。この法廷では、家庭内暴力や女子割礼など、VAW問題という枠組みで、40ヵ国から2,000人の女性が参加し、話し合われた。

1981年には「ラテンアメリカとカリブ地域のフェミニストの出会い」が開催され、11月25日を「女性に対する暴力(VAW)反対の日」とすることを提案している。1983年にはコペンハーゲンで女性の人身売買に関するワークショップが開かれ、1985年の第3回世界女性会議(ナイロビ)では、NGOフォーラムでVAW反対国際ネットワーク(International Network against Violence against Women: INAVAW)が結成された。1987年には、国連で「家族におけるVAW」に関する会議が開かれ、国連において、VAW問題への取り組みが、正式にスタートした¹¹⁶。

^{113 1979}年12月に2006年3月現在、182ヵ国が締約国となっており、日本は1980年に署名し、1985年に同条約を批准している。内閣府男女共同参画局ウェブサイト(http://www.gender.go.jp)(2006年3月アクセス)

¹¹⁴ 国際女性の地位協会 (1994) p. 115

¹¹⁵ 締約国は同条約18条に従ってレポートを提出し、女子差別撤廃委員会がその内容を審議する。そして、委員会は21条に基づき、提案及び一般的勧告を行う権限が与えられており、締約国に対する条約実施促進に関する事項については、国連総会に対して勧告を行う方法を通して、条約の内容を遵守することを求めている。

¹¹⁶ 藤本(2004)p. 54

表 3 - 1 女子差別撤廃条約

1条

「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものを言う。

2条

女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、 男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

5条

次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性もしくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

6条

あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。) をとる。

16条

- 1 婚姻及び家族関係にかかるすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。 あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度にかかる同一の 権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

出所:内閣府男女共同参画局ウェブサイト「女子差別撤廃条約(http://www.gender.go.jp/)」より抜粋。

表3-2 女子差別撤廃委員会による「女性への暴力」に関する一般勧告

第12号 女性に対する暴力(第8回会期1989年)

締約国に対し、委員会への定期報告の中に、次の点についての情報を記載すべきことを勧告する。

- 1.日常生活におけるあらゆる種類の暴力(性的暴力、家庭内の虐待、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどを含む)の発生から女性を保護するための現行法制
- 2. これらの暴力を根絶するためにとられたその他の措置
- 3.暴行又は虐待の犠牲者である女性のための支援サービスの存在
- 4. 女性に対するあらゆる種類の暴力の発生及び暴力の犠牲者となった女性に関する統計データ

第14号 女性性器の切除(第9回会期1990年)

1.女性性器の切除の慣行を根絶するために、適切かつ効果的な措置を講ずること。

伝統的な慣行に関する基本的なデータの収集、配布

女性性器切除等の女性に有害な慣行の廃止のために活動している女性団体の支援

政治家、職業専門家、宗教や共同体のリーダーに対し、女性性器の切除の根絶に対する態度に影響を及ぼ すよう協力を促す

女性性器切除から生じる問題の研究成果に基づき、適切な教育・訓練プログラムやセミナーの導入

- 2. 国内の保健政策の中に、公的ヘルスケアとしての女性性器の切除を根絶することを目的とする適切な戦略の実施を含むこと。
- 3.有害な伝統的慣行を撤廃するために行われている努力を支持し、援助するために、国連システムの適切な機関からの援助、情報、助言を要請すること。
- 4.委員会に提出する報告に、女性性器の切除を撤廃するためにとられた措置に関する情報を含めること。

第19号 女性に対する暴力(第11回会期1992年)

- A) あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を撲滅するために、適切かつ効果的な措置をとる
- B) ジェンダーに基づく暴力に対する法律が、すべての女性に適切な保護を与え、女性の保全と尊厳を尊重 するように確保する。
- C)暴力の範囲、原因及び影響、並びに、暴力を防止し、対処するための措置の有効性に関する統計や研究 の収集を奨励する。
- D) メディアが女性を尊重し、女性の尊重を促進するように確保するための効果的措置
- E) 女性に対する暴力を永続化させる慣習や慣行の性質、いかなる種類の暴力が生じるかを明らかし、着手 した措置、及び、その効果を報告する。
- F) 女性の平等を妨げる偏見の撤廃を促進する教育及び広報プログラムを導入する。
- G) 売買や性的搾取の撤廃のために、特別な防止措置や刑罰措置が必要である。
- H)性的搾取を受けた女性を保護するためにとられた措置、その有効性について説明する。
- I) 効果的な申し立て手続き及び救済措置が与えられるべき。
- J) 報告にセクシュアル・ハラスメントや職場における暴力の情報、及び女性を保護するための措置についての情報を含める。
- K) ジェンダーに基づく暴力被害者のためのサービスの確立
- L)健康問題に関して報告する場合、女性性器の切除に関する委員会の勧告(第14号)を考慮すべき。
- M) 生殖に関する強制を防止するための措置がとられるように確保すべき。
- N)報告において、これらの問題を述べ、とられた措置及び効果を示す
- O) 農村の女性が暴力の被害者のためのサービスを利用できるように確保すべき。
- P) 暴力から保護するための措置は、労働者の雇用条件の監視を含むべき。
- Q)農村女性が受ける暴力の範囲や性質、支援を享受する機会、並びに、暴力撤廃のための措置の有効性に ついても報告すべき。
- R) 家族による暴力撤廃のために必要な措置として、民事救済、刑事罰、安全確保サービス、加害者のため の社会復帰プログラム、家族への支援サービスを含む
- S) 家庭内暴力及び性的虐待の範囲、防止的、刑罰的、救済的措置についての報告
- T) ジェンダーに基づく暴力に対して、女性に効果的な保護を与えるために必要な措置。とりわけ、立法措置、防止措置、保護措置。
- U) 各形態の暴力の発生率や暴力の影響についての入手可能なすべてのデータを報告に含める。
- V) 女性に対する暴力を撲滅するためにとられた立法的、防止的、保護的措置と、それらの有効性について の情報を報告に含める。

出所:内閣府男女共同参画局ウェブサイト「女子差別撤廃委員会による一般勧告」(http://www.gender.go.jp/) より抜粋。

3-1-3 世界人権会議と女性に対する暴力撤廃宣言

1980年代を境に、VAWが問題として取り上げられるようになったものの、女子差別撤廃条約の条文には、VAWについての対応を明文化している条項はない。もちろん、女性への暴力の排除が女子差別撤廃の基本的前提ではあったが、明文規定がないため、様々な条項でそれぞれの問題に対処してきており、女子差別撤廃条約だけでは不十分であることが認識され始めていた。そこで、1991年以降、国連婦人の地位委員会を中心に、女子に対する暴力に関する宣言を制定するための作業が進められた。

1990年代には、国連環境開発会議、世界人権会議、国際人口開発会議など、それぞれのテーマに合わせて、世界レベルの会議が開催された。ジェンダーの視点はこれらの各会議に取り入れられている。例えば、国連環境開発会議(United Nations Conference on Environment and Development: UNCED)の採択文書「アジェンダ21」では、女性が持続可能な開発を推進する行動主体として活動し得るように、女性の地位向上のための取り組みを盛り込んでいる¹⁷⁷。

1993年にウィーンで開かれた世界人権会議では「女性の人権侵害に対する国際法廷」が開かれ、従軍慰安婦問題、家庭内での性的暴力、紛争下での集団レイプなどが証言された。当初、同会議の「ウィーン宣言及び行動計画」の草案には、女性の人権について言及していなかった。しかし、ジェンダーに基づく暴力は人権侵害であることを誓願した女性運動の結果、女性の人権が普遍的人権の一部であり、公的領域、私的領域を問わず、VAWは廃絶されるべき暴力であることが行動計画に盛り込まれた。そして、国連総会にVAWに関する宣言案の採択を要請したのである。こうして、同年12月に、第48会期国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、1994年には国連人権委員会により、スリランカのラディカ・クマラスワミがVAW特別報告官に任命されている¹¹⁸。

同宣言は、 VAWの構造と本質を明らかにした「前文」、 VAWの定義、 国家と国際機関の任務の3つの部分から構成されており、前文では、「VAWは、男女間の歴史的に不平等な力関係の表れであり、これが男性の女性に対する支配及び差別並びに女性の十分な地位向上の妨害に繋がってきたこと、及びVAWは女性を男性に比べ従属的な地位に強いる重要な社会的機構の一つである」と宣言している。

そして、VAWを、「女性に対する肉体的、精神的、性的又は心理的損害又は苦痛が結果的に生じるかもしくは生じるであろう性に基づくあらゆる暴力行為を意味し、公的又は私的生活のいずれで起こるものであっても、かかる行為を行うという脅迫、強制又は自由の恣意的な剥奪」を含むもの(第1条)と定義している。具体的には、「 殴打、家庭内における女児の性的虐待、持参金に関連した暴力、夫婦間の強姦、女性性器の切除及びその他の女性に有害な伝統的慣習、婚姻外暴力及び搾取に関連した暴力を含む家庭において起こる肉体的、性的及び精神的暴力。 強姦、性的虐待、職場、教育施設及びそのほかの場所における性的嫌がらせ及び威嚇、女性の人身売買及び強制売春を含む一般社会において起こる肉体的、性的及び精神的暴力。 起こる場所を問わず、国家により行われたか又は許容された肉体的、性的及び精神的暴力」(第2条)をはじめとするあらゆる暴力をVAWの範囲に含めている。

11

¹¹⁷ 藤本 (2004) pp. 51-58

¹¹⁸ 山下 (1996) pp. 27-29

同宣言の意義は、「 VAWが個人的な問題ではなく、歴史的に形成された男女の不平等な力関係が生み出す社会構造的な問題であることを明らかにしたこと、 ジェンダーに基づく暴力であり、女性支配・差別の社会的仕組みであると明記したこと、 国家の不介入という女性の人権侵害への無責任を正当化する論理として使われてきた「公私二分論」を廃し、私的領域を含めてあらゆるVAWの撤廃を目指して、包括的な定義を行ったこと、 あらゆるVAW撤廃についての国家の責任を示したこと、 被害者保護立法の重視だけではなく、VAW撤廃のための総合的・多元的な戦略の必要性を強調している」119ことである。

1994年には、カイロで国連国際人口開発会議(International Conference on Population and Development: ICPD)が開かれたが、この会議は、人口・開発と女性の健康に配慮し、リプロダクティブ・ヘルス / ライツに関する共通の理解を作り出した会議であった。

1995年に北京で開かれた第4回世界女性会議では、VAWへの関心が高まり、各国政府や国連に、女性への暴力問題を、深刻な人権侵害として、具体的な取り組みと成果を求めるようになった。北京世界女性会議では、189ヵ国の代表により、北京宣言、及び、北京行動綱領が採択された。世界女性会議行動綱領(北京行動綱領)の中では、VAWが12の重大問題領域の一つとされ、アクションプランとして具体化されている。

2000年には、第23回国連特別総会「女性2000年会議:21世紀に向けての男女平等、開発及び平和」がニューヨークで開かれ、北京女性会議での行動綱領が各国政府によって、どこまで実施されたかの報告と評価、そして、今後の男女平等社会実現のためのさらなる検討がなされた。

2005年には第49回「国連女性の地位委員会」閣僚級会合(通称「北京プラス10」)が開かれ、165ヵ国の政府代表とNGO7,800人が集まり、「北京宣言・行動綱領」を再確認し、各国政府にさらなる行動を求める「政治宣言」が採択された。

また、地域ごとに、VAW問題について取り組むための会議を立ち上げている例も見られる。例えば、「VAWの防止・処罰・根絶の汎アメリカ会議 (the Inter-American Convention on the Prevention, Punishment and Eradication of Violence against Women)」や「アフリカ人権会議 (the African Convention on Human and People's Rights)」がある¹²⁰。

このように、VAWは、深刻な人権侵害として、国際社会が取り組むべき問題となっていた。

3 - 2 国際機関による取り組み

本節では、国際機関の公表する資料、メールでの問い合わせや各出先機関への聞き取り調査を 通して得たデータを基に、国際機関による女性への暴力問題についての取り組みを概観する。

3-2-1 多国間援助機関

(1) 国連人口基金 (United Nations Population Fund: UNFPA)

UNFPAはDVに関するリサーチのサポート、女性ヘルスセンターの開設の支援や、女子割礼を

-

¹¹⁹ 戒能 (2001) p. 21

¹²⁰ UNICEF (n.d.) p. 3

なくすために活動しているNGOや政府、ローカルコミュニティのプログラムへのサポートなど、 VAWに対する支援を行っている。その取り組みの多くは、リプロダクティブ・ヘルスの枠組み の中で行われている¹²¹。

具体的な取り組みとしては、暴力に対処する医療サービスと法的サービスの整備支援等を行っている。パナマ政府への支援プログラムでは、学校における少女への性的虐待防止のための全国的プログラムを実施している。また、セックス・ツーリズムを禁止する法律(2000年成立)を社会に周知するために行っている全国女性問題庁の性的搾取撲滅マスメディアキャンペーンを支援している¹²²。

ほかにもベネズエラでは、銀行の貸付サービスに、暴力予防プログラムを取り入れることを支援している。これは、銀行の職員が、女性への暴力やリプロダクティブ・ヘルスについてのトレーニングを受け、金融業務のみならず、女性の暴力被害にも銀行職員が対処することができるようになることを期待したプログラムである。女性の経済的権利の促進が、女性への暴力の問題解決に寄与することが期待されており、銀行窓口での暴力被害者支援の効果が期待されている。

インドでは、UNFPAの支援を受けて、マドヤ・プラデシュ州警察に、夫の親族による妻への嫌がらせや、幼児婚、レイプなどの被害者に対し、カウンセリングと法的サービスを提供する「ファミリー・カウンセリング・センター」が設置されている。

ケニアでは、女子割礼や強制的結婚を逃れるために家出をした少女たちへのカウンセリングサービスの提供、中国では、ソーシャルワーカー向けの、家庭内暴力に対処するためのマニュアル製作の支援活動を行っている。

ホンジュラスでは、UNFPAと保安省、国家警察、国立女性問題研究所の連携のもと、警察官への訓練カリキュラムとして、「ジェンダーに基づく暴力のカリキュラム」が作成され、実際の訓練に使われている。また、警察官が家庭内暴力に介入する際に、二次被害をもたらさぬよう、ジェンダーに十分配慮した対応ができるような訓練が施されている。

トルコでは、2004年から、テレビ放送を通じた暴力反対キャンペーンや、反暴力の標語をプリントしたトルコサッカー連盟のTシャツを販売、宗教界の協力のもと、モスクでの女性に対する暴力問題についての説教など、女性に対する暴力をなくすための様々な活動への支援を行っている。

ブルンジでは、UNFPAが女性に対する性的暴力撲滅全国キャンペーンにて指導的な役割を果たしており、難民キャンプ内での性的暴力に関する調査への資金提供を行っている。

ネパールでは、政府が行っている早婚のもたらす影響についての住民啓発教材作りを支援している¹²³。

UNFPAの支援プログラムは、複数の援助機関が協力しながら対象国へ支援しているケースが多く、ケニアでの女子割礼廃止プログラムがそのケースに当たる。これは、UNFPA、国連女性開発基金(United Nations Development Fund for Women: UNIFEM)、NGOのMYWO(Maendeleo ya Wanawake)、保健分野適正技術プログラム(Program for Appropriate

_

¹²¹ リプロダクティブ・ヘルスの枠組みの中で、VAWに取り組むことは、費用対効果が高いことが指摘されている(国連人口基金(2005)p.69)

¹²² 国連人口基金 (2005) pp. 69-70

¹²³ *Ibid.* pp. 17, 70-73

Technology in Health: PATH)によって行われている女子割礼廃止のためのプログラムで、女子割礼の代替儀礼として「言葉を通じた割礼」を行うことを推進している。このプログラムの中心の代替儀礼とは、割礼と同様に少女を1週間隔離した後、伝統的な教義や保健教育などを行うとともに、食事や踊り、歌などの祝祭を行い、代替儀礼によって、女性は割礼儀礼を行ったのと同様に、一人前の女性になったとみなされる「24。

(2)国連女性開発基金(UNIFEM)

ジェンダー・バイオレンス問題は、UNIFEMの主要なフォーカスの一つである。UNIFEMでは、政府、女性団体、ほかの国連機関とパートナーシップを築くことを通して、ジェンダー・バイオレンスを廃止するためのプログラムを実行している。 暴力を撲滅する法的なフレームワークの創設や各国の行動プランづくり、 問題解決に向けた暴力のデータ収集と調査へのサポート、アドボカシーキャンペーンなどの予防策、 女性活動家の声を国の内外に発信するなどの活動を行っている女性組織へのサポート、 VAWのための信託基金による、暴力防止プロジェクトへの助成、などを行っている。

具体的には、ソマリランドでは、部族社会のチーフが集まる議会のメンバーに対し、3ヵ月に及ぶジェンダー・バイオレンスについての法律面のトレーニングを行っている。ウガンダでは、女性への暴力事件を専門に調査する部署を警察に作る際の支援を行っている。モロッコでは、UNDP、UNFPAとともに、ジェンダー暴力撲滅のためのモロッコ政府のプランをサポートしている。バングラデシュ、インド、ネパールでは、人身売買被害者のためのトラウマカウンセリングセンターの設立を支援し、また、中国では、ジェンダー暴力事件の警察への届け出への支援や、シェルターの創設など、中国政府のジェンダー・バイオレンス政策を支援したり、女性と子どもを守るための活動を行うためのグループの形成に一役買っている「256。

(3)国連児童基金(UNICEF)

ユニセフは、1946年の第1回国連総会で国連国際児童緊急基金(United Nations International Children's Emergency Fund: UNICEF)として設立されて以来¹²⁶、子どもの生存と健やかな発達を守るべく、保健、栄養、衛生、教育などの支援事業を、各国政府やNGO、コミュニティと協力しながら実施している。特に、1989年の国連総会で「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約): Convention on the Rights of the Child (CRC)」が採択されて以来、この条約の定める子どもの基本的人権の実現を目標に活動している¹²⁷。

同条約では、父母や保護者による暴力や虐待や搾取等から児童を保護すること(第19条) 経済的な搾取から保護すること(第32条) 売春などの性的搾取・虐待、誘拐など、あらゆる搾取からの保護(第34条~第36条)について明記されている¹²⁸。ユニセフでは、同条項に基づき、子

_

¹²⁴ *Ibid.* p. 21

¹²⁵ UNIFEMウェブサイト (www.unifem.org/gender_issues/violence_against_women) (2006年2月アクセス)

^{126 1953}年に国連児童基金 (United Nations Children's Fund)に改称。

¹²⁷ 日本は1994年に批准。締約国・地域数は192、未締約国は米国、ソマリアの2ヵ国。(日本ユニセフ協会ウェブサイト(http://www.unicef.or.jp/top3.html)(2006年10月アクセス))

¹²⁸ 日本ユニセフ協会ウェブサイト(http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html)(2006年10月アクセス)

どもへの暴力防止を目的とした活動が行われており、それらの活動は、子どものみならず、 VAWの防止・削減に寄与するものである。

具体的にはボリビアでは、VAWの防止と削減のためのナショナルプランの作成を支援しており、ヨルダンでは、ナショナルヨルダンテレビで放映している暴力防止啓発番組の作成を支援している。また、アフガニスタンをはじめとする南アジアの国々では、ジェンダーに基づく暴力に反対する運動の推進をサポートしている。

パキスタン、インド、バングラデシュでは、ジェンダー・バイオレンスを社会問題として認識するためのワークショップを支援している。さらに、バングラデシュでは、夫やその家族から酸をかけられた女性被害者をサポートするための基金を支援しており、インドでは、ダウリー不足による嫁殺しに反対するNGO活動や政府のプロジェクトへの支援活動を行っている¹²⁹。

ネパールでは、1997年からNGO団体との協力のもと、「パラリーガルコミッティ」プロジェクトを行っている。家族問題に対処する委員会を組織し、村落内で発生した問題を、村の中で民主的に解決しようとしたもので、このコミッティはもともと人身売買問題への対処の一部であった。しかし、人身売買問題のみならず、村内で起きるレイプやDVなど、女性への暴力問題をも取り扱っている。委員会のメンバーは、家庭内暴力の予防や暴力犠牲者への法的な支援、警察への届け出の補助や当事者の話し合いの調停に深く関わっている。委員は、152時間のスキルトレーニングを受けた上で、人身売買の予防と啓発、事件化した後のフォロー、早期の発見と介入、介入したケースの情報化など、地域社会や家庭内の問題の仲裁に取り組んでいる。UNICEFでは、パラリーガルコミッティのメンバーへのコミュニケーションスキル、リーダーシップスキル、読み書き能力、交渉スキル、発案スキルトレーニングを行うなど、同プロジェクトのモジュールの開発とともに、各地域で同プログラムを推進している「30。

(4) 国連難民高等弁務官事務所(Office of the U. N. High Commissioner for Refugees: UNHCR) UNHCRでは、難民を対象に、暴力の被害者が法的援助を受けるための支援や、暴力の予防に力を入れている。法律面でのカウンセリングの提供、法的代理や訴訟手続き、被害者と目撃者が裁判で証言できるようにサポートするなど、法律面での支援に力を入れている。同時に、ジェンダー・バイオレンスの予防策については、地域社会へのジェンダー平等化のための取り組みを行っている。

例えば、ネパールでは、ブータン難民キャンプ内で起きている女性への性的暴力の被害の深刻さを問題にし、被害女性たちの法的援助活動とともに、女性の生活改善を目的とした経済支援策として、ビジネスプログラム、技能訓練、収入創出プログラム、マイクロクレジットプログラムを実施している。また、ブータン難民女性フォーラム (Bhutanese Refugee Women's Forum: BRWF)への支援を行っている¹³¹。

48

¹²⁹ UNICEF newslineより。

¹³⁰ UNICEF Nepalでの聞き取り調査、JICA内部資料より。

¹³¹ UNHCR ニュースより。

3-2-2 二国間援助機関

(1) 米国国際開発庁 (The United States Agency for International Development: USAID)

USAIDでは、女性の持つ法的な権利が不十分であり、市民社会への参加も進まず、財産権においても制限があることを問題視している。すなわち、女性はNGOのリーダーや小企業の経営者は増加してはいるものの、依然として、政治活動を行うリーダーの多くを男性が占めていること、また、多くの社会では、女性のみに財産権の制約が存在し、女性が資産を蓄積する上で大きな阻害要因となっていることを問題視しているのである。また、女性のエンパワーメントを阻害する教育機会の不均衡、紛争時のレイプや性暴力など、紛争による負の影響にも注目している。

暴力は、女性の生活能力を低下させるのみならず、家計維持活動や社会開発においても女性の 貢献を阻害し、家族の不和をもたらし、健康被害、人身売買などの社会問題へと結びつくととら えられている。ジェンダー差別をなくすことを目指すUSAIDの取り組みでは、両性が参加する プログラム作りが重視されている¹³²。

特に力を入れているのが、人身売買問題である。人身売買撲滅のための啓発教育、支援活動グループへの能力開発プログラム、途上国政府の人身売買関係部署の担当者や司法関係者へのトレーニング、シェルターの設立やカウンセリングサービス提供者への人身売買被害者支援事業、さらに、人身売買に携わった加害者の刑事訴追を強化するための立法府の改革などを40ヵ国以上で行っている。2003年には、人身売買のための支援活動費として1500万米ドルを供出しており、人身売買問題は、優先度の高い課題として位置づけられている「33。

USAIDの支援活動は、予防プログラムと被害者保護・支援、加害者の訴追が中心である。WIDセクションが人身売買問題を担当しており、 人身売買撲滅のための活動や同問題を調査するための技術的な援助、 人身売買分野の活動を促進するための資金提供が援助のが中心である。また、USAIDでは、ほかのドナー機関とのアセスメントなどを通して、人身売買の知識の提供や、人身売買撲滅プログラムの質の向上を目指している。

具体例としては、ブラジルで行っている政府とNGOの人身売買撲滅活動に資金を提供しており、人身売買を未然に防ぐために、交通機関関係者や観光産業関係者が人身売買被害者を早期に発見し得るよう、人身売買問題についての啓発活動を支援している。ハイチでは、NGOによる人身売買被害者支援活動を強化するため、ドミニカに連れていかれたハイチの子どもの調査と、法律強化のためのロビー活動を行っている。また、マリでは地域社会への啓発事業とリーダーシップトレーニング、女児を学校に通わせることを親同士が啓発するため、グループ形成支援などを行っている¹³⁴。

(2) 英国国際開発省(Development for International Development: DFID)

DFIDでは、女性への暴力をミレニアム開発目標 (Millennium Development Goal: MDG) の達成に関わる重要な課題として認識しているが、ジェンダー・バイオレンス全体を包括するような特別な戦略をとってはいない。女性への暴力の問題については、貧困削減と女性のエンパワーメ

¹³² USAIDウェブサイト (www.usaid.gov/our_work/cross-cutting_purograms/wid)(2006年2月アクセス)

¹³³ USAIDウェブサイト (www.usaid.gov./press/releases/2004/pr040615.html)(2006年2月アクセス)

¹³⁴ USAIDウェブサイト (www.usaid.gov/our_work/cross-cutting_programs/wid/activities/trafficking)(2006年2月アクセス)

ント戦略の中で取り組んでおり、個々の出先事務所が独自に作成するカントリーアシスタンスプランの中で、VAW問題に関する事業へ資金提供をするかどうかを決定している。その実績は、2002年の事業として37例が報告されている

DFID本部のジェンダー・バイオレンス問題への取り組みは、DFID自身で行うことよりも、英国の国際NGOを通して「Civil Society Challenge Fund」プログラムの中で、各国へ資金提供を行っているのが実情である¹³⁵。

以下に、その事例を列挙する。

パキスタンでの取り組み例

- ・ロビー活動を行う女性組織への支援活動:初期の段階では、WID戦略を使って、ドアステッププログラムを展開し、パルダー¹³⁶によって隔離された一般女性が、家族計画プログラムや教育プログラムに参加し得るような戦略がとられた。1990年代には、女性の声がメディアや市民社会、立法府に届くよう、ロビー活動をする組織を重点的に支援している。
- ・女性支援プログラムへの資金提供:女性政策を推進する根拠となる統計基準生成プログラムへの資金提供を行っており、その統計結果は女性のロビー活動へと結びついている。さらに、シェルタープログラム、メディアプログラムへの支援を行っており、DVや子どもへの性的虐待などに関連する伝統的な規範の解消に役立っている。また、プログラムを行うことによって、女性への暴力についての活発な議論が行われるようになり、法律が成立するなど、VAWをめぐる状況が変化するなどの成果が上がっている¹³⁷。

南アフリカ共和国での取り組み例

南アフリカ共和国では、HIV/AIDSが深刻な社会問題となっていることを重視しており、HIV/AIDSの感染源となる性暴力についてのメディアキャンペーンやアドボカシーキャンペーンなどの啓発事業を支援している。1998年には、NGO団体のSOUL CITYへ、女性への暴力問題を取り上げたテレビ番組やラジオ番組の作成のための資金提供を行っている。また、1999年には、VAWのナショナルネットワークを強化するための資金を提供している¹³⁸。

中央アメリカ諸国の事例

中央アメリカでは、暴力の原因とその類型についての調査を行っており、パイロットプロジェクトにおいて、家庭の中で起きるジェンダー・バイオレンスの発生率が高いことが明らかにされた。また、同プロジェクトは、ジェンダー・バイオレンスが若年層の男女にどのように影響をもたらしているかを理解するのに役立っている。その結果を受けて、ニカラグアでは、政府による持続的暴力削減アプローチが形成され、国家開発計画に、社会保護システムの統合を提案し、暴力と貧困削減が結びついて行われている¹³⁹。

(3) ドイツ技術協力公社 (Deutsche Gesellschaft füt Technische Zusammenarbeit: GTZ)

VAW問題は、クロスカッティングイシューとしてすべてのプログラムの中で認識されてはいるものの、VAWに特化したプログラムはほとんど行われていない。GTZの場合も、VAW問題

¹⁵⁵ DFID本部Exclusion, Rights and Justice Teamの担当者へのメールインタビューより。

¹³⁶ イスラーム社会の女性たちが被るヴェール。

¹³⁷ Edbrooke, et al. (2005) pp. 15-16

¹³⁸ *Ibid.* pp. 18-19

¹³⁹ *Ibid.* pp. 19-20

への技術協力の分野と方策を模索している状況にあり、GTZ発行の『Ending Violence against Women and Girls』では、様々な技術協力方策を提案している。その中では女性の権利についての情報の普及事業として、NGOの法識字教育について提案されており、法識字教育には、男性や伝統的な権威者等を含むこと、女性が自信をつけるために自分たちの経験を話し合うことが盛り込まれている。

また、政府機関とNGOの強化策も提案している。その背景には、警察や保健機関のような政府の組織の多くが男性で占められており、女性被害者に適切な支援策を打ち出せない点がある。暴力問題を担当する専門部署の人々がVAW問題を理解し、トレーニングを行い、VAWの情報にアクセスすることの必要性が挙げられている。NGOについては、さらに力をつけるべく、ロビー活動の必要性や情報資源の収集支援など、政府やNGOへの技術支援が、協力の重要な分野であるとの見解に立っている。

各主体(NGOやセルフヘルプグループ、女性の権利組織、メディア、伝統的な権威組織、統計局、国際機関、地域団体、省庁、職業団体など)のネットワーク強化へのアドバイスや、VAW問題を一般に知らしめるためのメディアキャンペーンや、ジェンダー格差に対処するための行政や司法の再編プロジェクトなど、政策分野への技術協力をも提案している。カウンターパートナーは、法律委員会や省庁などで、行政サービスのジェンダー平等啓発についての支援事業も提案している。

これらの提案の中には、実際にプロジェクトが行われている事業もある。ニカラグアでは、警察へのWID / ジェンダー政策プロジェクト支援の中で、VAW対策が行われている。同サポートにより、現在、ニカラグアの警察のトレーニングコースの中に、ジェンダー・バイオレンスのモジュールが採用されている。また、DV被害者のための特別委員会が作られている。さらに、国立女性研究所内の、省庁の代表、司法、国会、女性組織が集まって、ニカラグアの女性や子どもに対する暴力対策について政策立案を行う委員会が組織されており、同組織への支援を行っている。これらのニカラグアの取り組みが、ほかの中央アメリカの国々のVAW対策へ良い影響を与えている¹⁴⁰。

カンボジアへは2000年9月~2006年6月に「女性の権利促進」プロジェクトの中で、女性・退役軍人省や立法府にジェンダー平等の視点を取り入れるための支援、ジェンダー関連の法律遵守のためのアドバイスを行っている。また、政府の法律キャンペーンへの支援も行っており、特に女性退役軍人省の上級官僚や専門家、判事、NGOや警察機関、司法関係者に対して、VAWが犯罪であることの認識を普及するための啓発行動を支援している。さらに、被害者向けのカウンセリングの質の向上のため、ソーシャルワーカー養成校の設立を支援している¹⁴¹。

(4) カナダ国際開発庁 (Canadian International Development Agency: CIDA)

ジェンダー平等は優先順位の高い分野であり、複数の問題に跨るクロスカッティングなテーマとの認識に立っている。CIDAが行うすべての開発支援活動で、女性と男性は平等なパートナー

¹⁴⁰ GTZ: Ending Violence against Women and Girls: Reduction and prevention of gender-based violence as a contribution to the protection of human rights and to development

¹⁴¹ GTZウェブサイト (http://www.gtz.de/en/weltweit/asien-pazfik/kambodscha/8825.htm) (2006年2月アクセス)

として参加することが前提となっている。援助活動の大部分は、ローカルNGOへの資金提供を通して行っている。例えば、インドでは、NGO団体Sakshiが司法関係者のジェンダー平等を促進するための教育プログラムを行っており、その団体を支援するという形で、VAW問題に取り組んでいる¹⁴²。

以上のように、二国間援助機関の取り組みについては、VAW問題については、重要な問題と 認識してはいるものの、そのアプローチの方法やプロジェクトの実施については、かなり差異が 見られる状況にある。

3-3 二国間援助機関の出先機関による取り組み (南アフリカ共和国、ネパールでの取り組み事例から)

二国間援助機関でのVAW問題への取り組みは、VAW問題に特化したプロジェクトの実施より も、様々なプロジェクトの中でのクロスカッティングイシューとして取り入れられている。各機 関の本部で決定した援助方針を受けて、各国に展開する出先事務所の中で、その国の問題に合わ せて対応しているのが現状である。それゆえ、同じ機関であっても、VAW問題への取り組みは 多様である。このような状況から、本節では、ネパールと南アフリカ共和国の二国間援助機関の 出先機関におけるVAW問題への取り組みを列挙する。

3 - 3 - 1 USAID Nepal

USAIDにおける女性への暴力対策の中心は、1997年から行っている人身売買、及び子どもの 労働問題についてのプログラムである。9ヵ所の郡で、人身売買防止のための啓発活動や法律面 での支援活動などのプログラムを行っている。また、女性の経済的なエンパワーメントを目指し、職業訓練、仕事の提供、マイクロクレジットなどを、人身売買の危険性のある若年層の女性や、人身売買の被害に遭ったサバイバーへ提供している。人身売買未然防止プログラムとして、女児 の就学を促す教育プログラムを実行している。

これらのプログラムを実施しているのはアジア基金とローカルNGOで、USAIDは資金提供とモニタリングを行っている。また、マオイスト問題¹⁴³の影響で、コミュニティから追放されたり、逃げてきた人を、特に、支援の対象としている。彼らは人身売買の危険性が高いため、そのような人々に向けて職業訓練を行うとともに、セーフティネットワークの強化を支援している¹⁴⁴。

3 - 3 - 2 DFID Nepal

DFIDでは、現在、ジェンダーという視点よりもソーシャル・エクスクルージョン(社会的排除)問題に焦点を当てており、カースト、エスニシティとともに、ジェンダーは、同問題の中での支援対象である。2003~2005年にかけて、世界銀行と合同で、ソーシャル・エクスクルージョ

¹⁴² CIDAウェブサイト (http://www.acdi-cida.gc.ca)(2006年2月アクセス)

¹⁴³ ネパールでは、1996年2月にマオイスト(ネパール共産党毛沢東主義派)が人民戦争を開始して以来、全国各地で犠牲者が出ている。その影響は一般民にも及んでいる。

¹⁴⁴ USAID Nepal 担当者への聞き取り調査より (2006年1月実施)。

ンについての調査を実施している。これは、健康と教育の分野で、マイノリティはどのように排除されていったのか、政府はどうやってその格差を解消しようとしているのかを、歴史から現在の状況をひもといて調査研究したもので、政策レベル、医療や教育へのアクセスレベル、当事者の声の視点からの変化を促すことを目指して行った調査である。

ネパール国内では、女性問題に関するNGOの数は多いが、女性NGO全体をまとめるような組織がないため、女性団体への支援がしにくい状況にある。カーストやエスニシティの違いがあるゆえに、女性運動についても一枚岩ではなく、DFIDでは女性問題についてどのようなサポートができるかを思案中である。

これまでは、ソーシャル・インクルージョン(社会的統括)のためのストラテジーがなく、排除されているグループを開発支援に取り込まねばならないという考えはあったが、その都度、機会に応じてサポートを行っていた。しかし、現在は、調査結果に基づいて、ソーシャル・インクルージョンのプランに沿ってサポートを行うことができ、さらに、ソーシャル・インクルージョンの点でどのような効果があるのかを明らかにすることができるようになっている。また、データとして示すことで、援助機関が社会的排除についてのプロジェクトの効果を示すことが容易になったため、内部の説得をしやすくなったとのことである。

ジェンダーについての視点は、今はソーシャル・インクルージョンの中に置かれているため、ジェンダーのみのプログラムはない。DFIDでは、人身売買やDVについては、ほかの団体がフォーカスしているのであれば、オーバーラップしないようにしている。また、VAWは主にDFID本部で、Oxfam (Oxford Committee for Famine Relief)を支援しているので、Oxfamが具体的な事業を行っており、DFIDが直接プロジェクトを動かしてはいない。

DFIDネパールでは、VAW問題は、ソーシャル・インクルージョンの一部であるとの認識であるが、各出先機関によって異なっており、DFIDバングラデシュでは、ジェンダー問題についてのフォーカスを続けるなど、各々のオフィスによってアプローチ方法は異なっている¹⁴⁵。

3 - 3 - 3 GTZ Nepal

GTZではVAW問題に特化したプログラムを行ってはいないが、「参加型学習活動 (Participatory Learning Action: PLA)」の中で、VAW問題が議論に上ることがある。PLAはコミュニティの中でどのような問題があるかを議論するグループで、地域開発プロジェクト (Rural Program Nepal)の中の一つのコンポーネントである。つまり、地域社会においてVAWが社会問題としてとらえられている場合は、PLAグループが取り扱う問題として取り上げられる。例えば、極西ネパールでは、月経時の女性の隔離が社会問題としてとらえられ、PLAグループで議論されたケースがある。GTZでは、その問題の解決のプロセスについて、テクニカルサポートを行っている。コミュニティで起きている問題を拾うソーシャルモビライザーの多くは女性で、多くの場合村民を雇用している。

GTZ本部では、ジェンダー・ストラテジーとして男女差だけを問題にしているが、ネパール事務所では、ソーシャル・インクルージョンとして、ジェンダーだけではなく、民族問題、カースト問題に焦点を当てている。

53

¹⁴⁵ DFIDネパール事務所担当者からの聞き取り調査より(2006年1月実施)。

ジェンダー問題はクロスカッティングイシューであり、ジェンダーに関する独自の予算がないため、調査にしてもジェンダープログラムにしても、すべてほかのプログラムから予算を割いてもらわねばならず、なかなかジェンダー問題に取り組むことができないのが現状である¹⁴⁶。

3 - 3 - 4 CIDA Nepal

CIDAにおける女性への暴力削減支援は、2つに分けられる。二国間協力プロジェクトの中での展開と、ローカルファンドプログラムの中で提供されるローカルNGOへの資金提供である。女性への暴力削減支援内容は、生計維持と健康についてのプログラムが主であり、人権問題、特にジェンダーとソーシャル・インクルージョンに焦点を当てている。

(1) 二国間協力プロジェクト

コミュニティの環境配慮とマネジメントプロジェクト(Community Environment Awareness and Management Project: CEAMP)、地域の地下水灌漑区域プロジェクト(Community Groundwater Irrigation Sector Project: CGISP)では、ジェンダー・アドバイザーを置き、ローカルレベルの女性にもこれらのプロジェクトが行き届くように、モビライザーの女性を配置している。

(2) ローカルNGOへの資金提供

NGO団体のプロパブリック (Pro Public) は、市民権を保護するための活動を行っているNGOで、司法関係者へのジェンダー問題の認識を普及するための啓発プログラムを行っている。司法関係者のほとんどは男性であり、ジェンダーの認識は低いため、ジェンダー問題の理解を促進するためのトレーニングなどを行っている。最高裁判事の1人が講師となり、弁護士、判事、検察官などへ、ジェンダー問題についてのトレーニングを行っており、CIDAでは、2006年からこのトレーニングへの資金協力を行っている。

女性のビジネス連盟エフウィン (Federation of Woman Entrepreneurs Association of Nepal: FWEAN) にも支援しており、同団体は女性の作った南アジアの産品の売買を行う南アジア地域に広がる組織であり、ロゴマークを統一して産品を流通させるなど、共同でビジネスを展開している。CIDAでは、女性の経済的エンパワーメントのため、同組織へ、資金提供を行っている。

(3) ジェンダー・バイオレンスについて

カナダのINGO (International Non-Governmental Organization) 団体セシィ (Centre d'étude et de coopération internationale: CECI) を中心として、ジェンダー・バイオレンスに焦点を当てたプログラム戦略を準備しており、ジェンダー・バイオレンス問題の特徴や各NGO団体の活動やキャパシティについて調査をしている。

また、2000年から行ったCNGO (Canada Nepal Gender Organization) プロジェクトでは、ローカルNGOのキャパシティ・ビルディングを行っている。同プロジェクトでは、ローカルNGOへのジェンダー・トレーニングを提供し、ネパール社会ではどのようなジェンダー問題があるの

¹⁴⁶ GTZネパール事務所担当者からの聞き取り調査より(2006年1月実施)。

かを調査できるように訓練していくものである。社会福祉協議会にもジェンダー・センシティブ のためのトレーニングを行っている。

3 - 3 - 5 USAID South Africa

USAID南アフリカでは、ジェンダー問題を専門に扱う部署を設け、同問題に取り組んでいる。 具体的には、ジェンダー問題の分析を5年間行った上で、2004年にアセスメントを行い、ジェンダー・プログラムとして何ができるかを分析した。その結果、ジェンダー主流化プログラムとして、東ケープ州の農業者への支援の中で、土地へアクセスする際のジェンダー不平等を是正するための、ジェンダー統合プログラムを行っている。

また、政府主導のVAWプログラムの支援を行っている。南アフリカ共和国では1998年にDV法、及び両性の機会平等に関する法律が成立しているものの、レイプやDVの件数は減少していない。このような状況から、リンポポ州のトワヤンドゥで行っているワンストップショッププログラムへの支援では、病院の横にワンストップショップを開設し、レイプやDV被害者を警察へ連れていったり、逃げるための交通費を支給するなど、被害者支援総合サービスを提供している。

西ケープ州では、法的手続きをアシストする「モザイクプログラム」を支援している。これは、レイプやDVの被害を受け、動揺している被害者や家族に対して、警察への届け出や、裁判手続きを援助するものである。

クワズル州では、子どものレイプ被害者に向けたプログラムを行っている。無料相談電話を設け、18歳以下の被害者専門のカウンセラーによるカウンセリング、被害者を病院やセーフハウスに連れていくなどのプログラムへの支援を行っている。

3 - 3 - 6 CIDA South Africa

VAW支援プログラムとして、HIV/AIDS問題への対応とともに、ジェンダー・バイオレンス問題への資金提供プログラムをいくつか持っている 147 。

2005年には裁判手続きをサポートするダーバンのNGO団体へ25万ランド¹⁴⁸を支援している。2004年には、ケープタウンにある「西ケープ州VAWネットワーク」が行う啓発活動、法的支援活動、警察での被害者へのサービスプログラムの提供に対し、25万ランドを支援している。2005~2007年には、トワヤンドゥ・ビクティム・エンパワーメントとして、ノーザンプロビンス州で行っている暴力撲滅とHIV/AIDSに関する活動に対して100万ランドを提供している。このプログラムでは、ワンストップセンターを設置し、暴力被害者がワンストップセンターで、医療サービス、リーガルサービスなどの社会的支援を迅速にかつ容易に受けることができるように支援するものである。

これらのサポートは、いずれも、NGOのプロポーザルに基づく資金提供であり、CIDAでは、 モニタリングをしているのみである。

¹⁴⁷ 資金提供の複数ある枠組みの一つは、Canada Fund for Local Initiative で、同ファンドの中でもジェンダー・ バイオレンス活動への支援を行っている。

^{148 1}ランド = 約18円 (2006年2月現在)。

3-4 国際機関と市民活動団体との連携(南アフリカ共和国での取り組み事例から)

本節では、VAW問題に取り組むNGO団体などから見た国際機関との連携について、南アフリカ共和国での事例調査によるデータを基に考察する。

3 - 4 - 1 Foundation for Human Rights

Foundation for Human Rights は人権問題に関係するNGOが参加する財団である。南アフリカ 共和国国内で活動するNGOに対して、補助金を助成し、特に、 子どもの人権問題、 人権啓 発事業、 人権に関する訴訟関係事業 人権サービス事業についての活動を支援している。そ のほかに、VAWについてのリサーチプロジェクト、女性団体の強化プロジェクトを行っている。

同財団のジェンダー・プログラムへの主な寄付は、欧州連合(European Union: EU)、Development Corporation Irelandと南アフリカ共和国政府のDepartment of Justice and Constitutional Developmentによるものである。そのほか、米国のチャールズスチュワートモット基金などからも資金が出ている。

女性問題に取り組むNGOは多々あるが、どの組織も人的資源や運営システムについての知識が不足しているため、同基金では、NGOを強化するための支援を行っている。

またVAWリサーチプロジェクトでは、どこが安全でどこが危険かを、農村、都会、貧困、富層地域、人種などを変えてインタビューを通して調べ、バイオレンスの内容についての調査を行っている。この調査は、VAWを削減すべく、政府に対してロビー活動をするために実施された。その調査結果を踏まえ、女性が暴力に遭う理由とその解決方法を、サービスプロバイダー(警察、裁判所)、ソーシャルワーカー、NGOなどへのインタビューを通して議論している。

EUや国際援助機関は、これらの活動へ資金提供を行う形で、VAW問題への支援活動を行っている。

3 - 4 - 2 POWA (People Opposing Women Abuse)

POWAはVAW問題に取り組むNGO団体である。2ヵ所のシェルターを運営し、ヨハネスブルグを拠点として、被害者支援活動から政府へのロビー活動、調査活動など、幅広く活動しているNGO団体である。

(1)活動

レイプやセクシュアル・ハラスメント被害者へのカウンセリングサービスを行っている。特に、ドメスティック・バイオレンス被害者は、夫の元を去るのが難しく、経済的にも抑圧された状況にある。逃げようとしても、夫が殺すと言って脅す場合も見られる。また、被害者は、自尊心が低く、自殺を試みる場合もあり、カウンセリングが欠かせない状況にあり、カウンセリングサービスは、POWAの中心的活動の一つである。

そのほか、法的アドバイス、パンフレットやポスター、ラジオ、テレビ、雑誌などを用いた啓発事業、ボランティアトレーニングの提供を行っている。リサーチセクションでは、VAW問題についてのリサーチとともに、同問題について社会に周知すべく、調査結果を様々な媒体で公表している。

(2)国際機関による支援

POWAの活動は、主に南アフリカ共和国政府機関や企業からの寄付金で賄われている。そのほか、国際機関や二国間援助機関へは、ウェブサイトなどから情報を得て、プロポーザルを随時提出しており、最近では、Norwegian Aidから、2006年1月から1年間、カウンセラー育成のためのトレーニングプログラムについては資金援助を受けている。

3 - 4 - 3 Lungelo

ルンゲロはHIV/AIDS、DVやレイプなど、女性への暴力問題について、ソウェトタウンシップ¹⁴⁹で活動を行っている小規模のNGO団体である。

(1)活動

生徒への性教育

7年生から12年生に対して、学校教育の中で、セクシュアリティや、性交渉の意思決定についての教育を行っている。

HIV予防プログラム

1~7年生の子どもに対して、ロールプレイゲームをしたり、寸劇を見せながら、HIVの知識についての教育を行っている。

レイプ・DV被害者回復のためのセラピー

性的な暴力を受けた被害者向けのセラピーを実施している。

司法手続きサポート

レイプやDVのサバイバーは、裁判所や警察へ行く際に、パニックになるなど、意思を伝えたり、事情を話すことが困難であることが予想されるため、裁判所への同行、加害者を告訴するためのサポートを行っている¹⁵⁰。

カウンセリングスキル・トレーニング

HIV/AIDSのソーシャルワーカーや、教師、医療関係者、コミュニティのメンバーを対象に、カウンセリングスキルを身につけるためのトレーニングを行っている。このトレーニングは、一般のコースのほかに、警察官への教育プログラムにも使われている。内容は、どのようにDVのケースを扱うか、DV被害者の救助、コミュニケーションスキルの向上のためのプログラムである。

サポートグループの形成

DVやレイプなどの暴力被害に遭った女性たちのサポートグループの形成を行っている。経験を共有し、コンフリクトマネジメントや家族との関係づくりをしながら、ジェンダー・バイオレンスやHIV問題に対応するためのスキルアップを行っている。

リーダーシップスキルプログラム。

暴力被害に遭った人たちが、地域社会の中でエンパワーメントするよう、金銭的なマネジメ

¹⁴⁹ ソウェトタウンシップとは、ヨハネスブルグ郊外に位置するアパルトへイト下に設置された非白人指定居住地 区を指す。現在でも、住民の大半は黒人が占めている。

¹⁵⁰ 暴力の被害者は、司法関係にアクセスするのが困難であり、証拠の提出についても、何らかのカウンセリングを受けないと証拠調べに耐え得ることが困難な状況にある。

ントや、警察機関へのレポートの仕方、コミュニティでリーダーシップ研修、政府や他機関の 協力を得るための方法などを学ぶプログラムを提供している。

啓発活動

地域の裁判所や警察署、教会、学校、コミュニティ活動で、女性への暴力問題についての認識を高めるよう、啓発活動を行っている。また、FMラジオで、家族問題やDVなどについて取り上げている。

(2)国際機関による支援

ルンゲロには、現在、国際機関からの支援は行われてはいない。同団体は、ホームページを持たず、国際機関の支援プログラムについての情報収集も乏しい状況にある。ルンゲロへの支援は、南アフリカ共和国政府(Department of Social Service and Population Development)ヨハネスブルグ市が主で、リーダーシップトレーニングについては、Pitseng Women's Fund から助成を受けているのみである。

3 - 4 - 4 ADAPT (Agisanang Domestic Abuse Prevention and Training)

ADAPTはアレクサンドラ・タウンシップで活動する小規模なNGOではあるものの、男性加害者への支援活動の草分けでもあり、その活動が南アフリカ共和国内外で高く評価されている。そのため、内外からのマスメディアによって取材を受ける知名度の高いNGOである。

(1)活動

女性の経済的エンパワーメントプロジェクト

ほとんどの女性は職がなく、パートナーに依存しているため、経済的な独立を支援すべく、小規模企業者となるためのビジネススキルを習得することによって、経済的な独立を目指している。ライフスキルプログラムでは、自分自身の生活を守るための貯蓄スキルや起業による自立を促すための支援を行っている。また、経済的支援のみならず、被害者の多くは自尊心が低下している状態にあることも少なくないため、両性は平等であることを教育し、エンパワーメントを促進している。被害経験者の経験を共有するグループの形成も、エンパワーメントの一環である。

24時間カウンセリングサービス

高いレイプ率に対応するため、警察署にADAPTのカウンセラーを常駐させている。またローカルクリニックには、4人のカウンセラーが常駐しており、レイプやDVを受けた後のメディカルチェックアップの後、精神面でのサポートを提供している。

加害者に向けたカウンセリングサービス

レイプをした後に逮捕され受刑している加害者向けのリハビリテーションプログラムを提供 しており、加害者の問題行動を改善すべく、カウンセリングを実施している。

メンズフォーラム

加害者向けのリハビリテーションの一環で行われるプログラムで、元加害者が現在収監中の加害者に対し、問題行動を改善することを説得するプログラムである。また、加害者になることを予防するため、DV問題について男性同士が話し合うトークプログラムも行っている。DV

の加害者は、酒場に出入りしている人が多いため、メンズフォーラムのメンバーが酒場へ行き、なぜDVが起きるのか、DVの加害者とならないための方法について議論する。

メンズフォーラムでは、裁判所の前で抗議活動も展開している。プラカードを持って、虐待は間違っているとスローガンを叫ぶなど、地域社会がVAW問題への関心を高めることを目的として啓発活動を展開している。

また、メンズフォーラムの通常の会議では、メディアで取り上げた話など、レイプ、虐待ストーリーについて話し合い、どのようにしたらVAW事件を止めさせることができるかを議論している。

(2)国際機関による支援

ADAPTは、南アフリカ共和国内外から、資金援助を得ている。国内的には、南アフリカ共和国政府や民間財団(ケロッグファウンデーションなど)、ナショナルロータリーボード、NEDCO銀行などのものである。

国際NGOからの支援も受けており、英国やドイツのINGOから、海外のミーティング参加費・メンズフォーラムの資金等を受けている。

3 - 4 - 5 SOUL CITY

SOUL CITYはマスメディアを通して社会問題を大衆に知らしめる活動を行う大規模なNGO団体である。知名度も高く、JICAをはじめとする国際機関から、多数の支援を受けている。

(1)活動

啓発番組製作

SOUL CITYでは、DVをトピックとしたドラマを1996年に作成するなど、VAW、プライマリーヘルスケアやHIV問題などについて、一般大衆へ、テレビドラマを通してメッセージを伝えている。それぞれのトピックは、18ヵ月間、リサーチを実施して、十分にドラマの中で伝える内容を話し合った上で、メッセージを決定する。これらのシリーズは、11言語に訳し、多様な民族の人々が理解できるように工夫されている。

VAWについてのトレーニングマニュアルの作成

DV法の内容を実施するためのトレーニングマニュアルを作成し、警察やジャーナリスト、 教育団体へ配布している。

教育プログラムの実施

6~12歳の子どもに対してVAWやHIV/AIDS問題を教えるため、教育プログラムを実施している。

(2)国際機関による支援

知名度の高さゆえに、様々な国際機関の支援プログラムを受けている。DVに関するホットラインを 1 年間設けた際には、DFIDからの資金提供を受けた。南アフリカ共和国政府 (Department of Health) からの支援や、EU、オランダ大使館、アイリッシュエイドやJICAなどから支援を受けている。JICAからは、モバイルのための機材、車両、コンピュータ、TV、OHP

などの機材の提供を受けている。これらの支援は、SOUL CITYが各機関の公募するプログラムにプロポーザルを提出する競争的資金である。

3 - 4 - 6 NICRO (National Institute for Crime Prevention and the Reintegration of Offenders) NICROは20年以上、VAW問題についての活動を行っている、南アフリカ共和国全土にオフィスを持つ大規模なNGO団体である。

(1)活動

被害者へのカウンセリングサービス

レイプ、DV等の被害者向けにカウンセリングサービスを行っている。

被害者への実用的サポートサービス

裁判手続きの支援、経済的な自立機会を得るためのトレーニングとして、ビジネストレーニングを行っている。

加害者支援プログラム

加害者が自分の行動に責任を持つことが、DVを止める方法であり、犠牲者への活動だけでは不十分であるとの視点から、2001年から加害者へのプログラムを行っている。加害者が、刑期を終えて刑務所から出てきた時に再出発しやすいよう、刑務所にいる間に、提供されるプログラムで、刑期終了後に職を得るための技術訓練を行う。加害者家族に対しては、服役中の加害者の子どもへの奨学金の提供、コミュニティによる、加害者家族への住宅の提供や就職を促進するプログラムが行われている。

若年加害者支援プログラム (ダイバージョンプロジェクト)

若年層の子どもが初めて犯罪を犯した時に、犯罪処罰ではなく、彼らの行為に責任を持たせることを目的とした教育プログラム。若年層の加害者や、加害者になる危険のある若者に犯罪記録がつかないよう、普通の犯罪処罰ではなく、教育を与えている。

具体的には加害者や学校中退者などの若者に対し、コンフリクト解決、意思決定、ジェンダー、社会化、法律、責任の取り方を教えており、検察からも若年加害者に課すプログラムとして、委託されることもある。

(2)国際機関による支援

NICROでは、INGOや援助機関から多くの支援を受けており、加害者プログラムについては、オランダ大使館やEUからのサポートを受けている。フィンランド大使館からは、被害者への裁判手続き支援プログラムへのサポートを受けている。オーストラリアエイドからは、青少年向けの啓発プログラムと加害者プログラムを作成するためのリサーチ事業への支援を受けている。フィンランド大使館からは、犯罪に対する訴訟手続きをサポートするプログラムへの支援を受けており、OxfamからもDV被害者向けのプログラムについて支援を受けたことがある。USAID やオランダ大使館、フィンランド大使館とは、モニタリングやレポート提出のほかに、ともにセミナーを実施するなどの交流がある。

南アフリカ共和国政府も、被害者サポートセンターの運営を支援しており、ボランティアのトレーニングや教育、啓発事業、コミュニティの安全教育プログラムを支援している。そのほか、

ナショナルロータリーなどの民間団体からも資金提供を受けている。

NICROでは資金を得るために、毎年申請書を提出するなど、ドナーとなる団体を探す専門部署があり、組織的効率的に資金を獲得するシステムを持っている。

3 - 4 - 7 Rape Crisis Cape Town

レイプ・クライシス・ケープタウンはケープタウン郊外にあるマナンバーグ・タウンシップの ワンストップセンターの一角で活動する小規模なNGOで、レイプ問題を専門に活動している。

(1)活動

カウンセリング

レイプ被害者へのカウンセリング、レイプ被害経験者によるピアサポートグループ活動を行っている。

レイプ防止のための啓発活動

学校やコミュニティで、レイプ防止のためのワークショップを行っている。また、警察や医療機関、法律関係者(検事、弁護士、判事)に対して、レイプ問題についての正しい理解を促進するための啓発活動を行っている。特に、レイプ被害者が男の子の場合、適切な被害者への対応が遅れているため、啓発活動に力を入れている。

レイプ予防のための若者への啓発活動(「Birds and Beesプロジェクト」)

10代の子どもを対象に、1年に1回、5日間のキャンプを行っている。セクシュアリティ、ジェンダー、HIV、自尊心を育て、基本的な愛情表現の方法などのライフスキルについて、教えている。

その他

リサーチやトレーニング&ディベロップメント、ロビー活動とアドボカシー活動を行っている。

(2)国際機関による支援

様々なINGO団体(Oxfam Canada、Women Kind in UKなど)の資金協力を受けている。活動資金の7割は国外のINGOや財団で、南アフリカ共和国政府からの資金的援助は受けてはいない。毎年、資金提供をしてくれる所を探して、申請書を出している。

以上のように、南アフリカ共和国では、各NGO団体は、それぞれが資金面での支援を得るべく、国際NGOや外国政府機関に支援を申請している。各NGOとの結びつきは主に資金面での結びつきにとどまり、モニタリングやレポートを除くと、各国際機関との交流は非常に少ない。各NGOの経験や知識を各ドナー機関にフィードバックしたり、NGO同士の横のつながりを形成することはほとんどなく、VAW問題を通して、ドナーやローカルNGOの知識と経験の共有を進めることで、各機関のVAW支援は著しく進むものと思われる。

4. 日本における女性に対する暴力撤廃への取り組み

4-1 日本における取り組み

1990年代に入り、VAWの撤廃に関する様々な宣言や行動綱領が打ち出されるなどの国際社会の動きと並行して、日本国内においても、VAWが、深刻な人権侵害として、社会問題としてとらえられるようになりつつある。1996年には「男女共同参画2000年プラン」、2000年には「男女共同参画基本計画」が打ち出され、その中で、夫やパートナーからの暴力について言及し、新たな法制度や方策の検討が盛り込まれた。

しかし、わが国において家庭内、特に、夫やパートナーからの暴力についての対策が、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下、DV防止法)」として立法化されたのは2001年4月のことである。DV防止法の中では、配偶者からの暴力が、「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることが前文に謳われている。

4-1-1 法整備

1998年8月、参議院において超党派議員で構成された「共生社会に関する調査会」が、「男女等共生社会の構築に向けて」をテーマに、VAW問題に取り組み始めた。数十回にわたる討議やヒアリングを経て、議員提出の法律案として提出され、2001年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」として公布された。

DV防止法が「配偶者からの暴力の防止」とある通り、同法が保護命令の対象として、当初、配偶者、もしくは、事実婚の配偶者に限定していたが、改正DV防止(2004年)法以降は離婚後の元配偶者、及び被害者の子もその対象とされた。また、DV防止法にて、国、及び地方公共団体の責務が明確に示され、配偶者からの暴力防止、及び被害者保護については、国、地方公共団体の責務となった¹⁵¹。

DV防止法では、都道府県が、配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者保護のために、相談業務、心身の健康を回復するためのカウンセリング、一時保護、自立して生活することを促進するための就業促進、住宅の確保、援護制度利用に関する情報提供、助言業務を行うものと規定している。

4-1-2 保護命令制度の設置と機能

DV防止法によって新たに、被害者保護のための「保護命令」が裁判所から出されることとなった。これまでにも、加害者による被害者への接近を禁止する命令を裁判所が出すことは可能であったが、「民事保全法上の仮処分」を申し立てるしかなく、決定までに時間がかかる上、手続きの煩雑さ、また、加害者からの損害賠償請求のための担保を必要とするなど、ドメスティック・バイオレンスの被害者保護制度として用いるには困難であった。しかし、DV防止法によって、迅速に、かつ、煩雑な手続きを経ずして、加害者の接近禁止を命じることができるようになったのである。

-

¹⁵¹ 堂本 (2003) pp. 101-186

保護命令は、被害者への接近を禁止する接近禁止と、加害者が被害者とともに生活の本拠して いる住居から退去する退去命令から成る152。

保護命令の要件となる暴力については、被害者の「身体に対する暴力によりその生命又は身体 に重大な危害を受ける恐れが大きい時□□」と限定されている。

当初退去命令は2週間と規定されていたが、2004年の改正154によって、2ヵ月間に延長された。 また、保護命令が、被害者の成年に達しない子についても適用され、さらに被害者が離婚をした 場合についても、元配偶者が婚姻時に引き続いて行う暴力により、被害者の生命または身体に重 大な危害を受ける恐れが大きい時には、元配偶者についても、保護命令の対象となった。

DV防止法が定義する暴力は、身体的暴力であり、相談支援センターに関する規定については、 精神的暴力、性的暴力も含めるものとして整理されている。また、被害者への接触は禁止されて いるものの、電話やFAX、電子メールなどによる接触については禁止されておらず、保護命令 による禁止事項は、物理的な力の行使に限定されている155。

4-1-3 被害者保護・救済・自立支援

被害者の保護については、配偶者からの暴力を発見した者が、配偶者暴力相談支援センターや 警察に通報するよう努めることが明記されているが、実際には、家庭内の問題であるため、通報 することはほとんどない。また、医療機関関係者が配偶者暴力相談支援センターなどの利用につ いて、情報提供を行うように努めることが明記されてはいるものの156、医師によってDV防止関 連の情報量が異なっているため、医療現場との連携には、時間がかかるものと推測される。

DV防止法では、警察官の措置についても明記されており、警察官が被害の発生を防止するた めに必要な措置を講ずるよう努めることが明記されている。

4-1-4 法識字・暴力防止啓発活動

暴力を防止するための啓発活動については、様々な取り組みがなされている。内閣府の男女共 同参画推進室では、毎年、11月25日の「女性に対する暴力撤廃国際日」に合わせて、11月12日か ら25日までの2週間にわたり、「女性に対する暴力をなくす運動157」を実施し、女性の人権を尊 重するための意識啓発活動を行っている。具体的には、「 VAWに関するシンポジウムを開催す ポスター、リーフレットの作成配布及びテレビ、ラジオ、インター るなど、啓発活動の実施、 ネットなどのメディアを利用したキャンペーンなどの広報活動、 臨時の相談窓口を開設するな

命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居その他の場所において被害者の身辺につきまと い、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。 命令の 効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居 の付近をはいかいしてはならないこと」(DV防止法第10条)

¹⁵³ 「被害者が配偶者からの更なる身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大き いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当 該配偶者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする」(DV防止法第10条)

^{154 2000}年6月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」として公布、同 年12月より施行されている。

¹⁵⁵ 南野他(2004)pp. 43-48

¹⁵⁶ DV防止法第6条

¹⁵⁷ 内閣府男女共同参画推進室ウェブサイト「平成17年度「VAWをなくす運動」実施要綱(http://www.gender.go.jp) (2005年12月アクセス)

ど、被害者相談活動の充実、未然防止のための女性に対する防犯指導や、青少年に対する生活 指導、街頭補導などの実施、VAWにかかる犯罪行為の取り締まり及び関係営業に対する行政 指導の強化」などを行っている。

4-1-5 加害者に対する支援

加害者の更正プログラムについては、現在、議論されているところであり、現段階では更正プログラムには手がつけられていないのが現状である。内閣府において、諸外国の加害者更正制度の調査を2002年度に実施しているが、その後、加害者更正プログラムの策定には至っていない。地方自治体についても同様で、現段階では、加害者への対応よりも、被害者の問題について、取り組んでいる状況である¹⁵⁸。

加害者支援プログラムは、公的機関よりも、むしろいくつかのNPO団体などが行っている。大阪や京都ではDV加害者らのケアに取り組む「メンズサポートルーム」や、「日本家族再生センター」(京都)、DV加害行動変容プログラム研究会(JABIP-Japanese Association of Batterers' Intervention Programs)(東京)などの数ヵ所の民間組織が、加害者向けのカウンセリングプログラムを実施しているが、首都圏や近畿圏に集中しており、地方都市では加害者向けのプログラムがほとんど開かれていない。

加害者の更正については、長期間のカウンセリングが必要であり、時間と費用がかかる上、加害者としての認識が低いため、加害者プログラムに自主的に参加する加害者はごく少数にすぎない。

4-1-6 調査研究

DV防止法第25条では、国及び地方公共団体が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更正方法や被害者の心身の健康回復のための方法について、調査研究を推進することや、人材の育成について定めている。これに基づき、内閣府では、「配偶者等からの暴力にかかる相談員等の支援者に関する実態調査(平成16年9月)」¹⁵⁹、「配偶者からの暴力に関する取り組み状況等調査(平成16年3月)」¹⁶⁰、「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究(平成15年4月)」¹⁶¹、「配偶者等からの暴力に関する調査(平成15年4月)」¹⁶²、「配偶者等からの暴力に関する事例調査(平成13年11月)」¹⁶³、「男女間における暴力に関する調査(平成12年2月)」¹⁶⁴など、暴力の実態調査を行うとともに、近年では、支援者、加害者の側面からの調査研究が実施している。

都道府県や市町村など、地方公共団体においても、ドメスティック・バイオレンス問題に関す

札幌市でも加害者についての調査研究をする余裕はなく、国の方針を待っているとのことであった。また内閣府についても、加害者よりも、まずは被害者への対応を考えているとのことであった。(担当者への聞き取り調査より。内閣府については2003年、札幌市には2005年にアクセス)

¹⁵⁹ 内閣府男女共同参画局ウェブサイト(http://www.gender.go.jp/) (2006年 2 月アクセス)

¹⁶⁰ Ibid.

¹⁶¹ Ibid.

¹⁶² 内閣府男女共同参画局(2003)

¹⁶³ 内閣府男女共同参画局(2002)

¹⁶⁴ 内閣総理大臣官房男女共同参画室(2000)

る様々な調査研究が行われている。具体的には配偶者や親密な関係にある男女の暴力の実態や暴力への意識調査¹⁶⁵、加害者へのアプローチについての調査¹⁶⁶、子どもへの虐待を視野に入れた調査¹⁶⁷、被害者の二次被害についての調査¹⁶⁸などである。また、男女共同参画の視点から、ジェンダー暴力についての研究も実施されている。

国、自治体のみならず、様々な研究グループやNGO団体においても、調査研究を行っている。 実態調査¹⁶⁹に加え、子どもへの影響¹⁷⁰、被害者への支援状況や支援者が直面する問題¹⁷¹、加害者 教育¹⁷²、飲酒との関連性¹⁷³、都市と農村の比較¹⁷⁴、外国人女性¹⁷⁵、アジア諸国のDVと比較する視 点¹⁷⁶など、様々な視点からドメスティック・バイオレンスについての調査研究が行われている。

4-2 日本における国際協力

わが国では、VAW問題への支援として、NPO、外務省やJICAによる支援、民間団体による国際協力が行われているが、本節では、主に、外務省とJICAが行っている国際協力支援事例を取り上げる¹⁷⁷。

外務省の国際協力では、ODAイニシアティブに基づいて、草の根・人間の安全保障無償資金協力のスキーム、及び、UNIFEMに設置された「VAWに関するUNIFEM信託基金¹⁷⁸」への資金の拠出を通して、VAW問題に取り組んでいる。

JICAについては、VAWの協力支援事業は非常に少ないが、いくつかのプロジェクトでVAW問題を取り上げたり、また、VAWに焦点を当てた事業が数件見られる。本節では、VAW問題をメインに取り上げたカンボジアとインドネシアでの事業、及び、ヘルスケアやリプロダクティブ・ヘルスの中でVAWに取り組んでいるペルー、ニカラグアでのプロジェクトを取り上げ、日本におけるVAW問題への国際協力の先行事例を列挙する。

4-2-1 外務省による「女性に対する暴力」への取り組み

2003年8月に改訂されたODA大綱の中で、「良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途

¹⁶⁵ 仙台市(2005) 沖縄県DV加害者対策研究会聴き取り調査班(2005) 福岡県女性財団編(2003) 富山県生活環境部男女参画・ボランティア課編(2003) 北九州市市民局女性行政推進部編(2001)など。

¹⁶⁶ 熊本県環境生活部編(2005)

¹⁶⁷ 松山市男女共同参画推進財団 (2001)

¹⁶⁸ とちぎ女性センター (2003)

¹⁶⁹ 福岡県女性財団編 (2003) DV防止サポートシステムをつなぐ会・岡山 (2005)

¹⁷⁰ 女性と子どもに対するDV研究グループ編(2001)

¹⁷¹ 夫・恋人からの暴力を考える研究会編(2001) 家庭問題情報センター編(2002)

¹⁷² 家庭問題情報センター (2003)

¹⁷³ アルコールとDV研究会編 (2002)

⁵⁷⁴ 坂本(2002)

¹⁷⁵ 吉田 (2001)

¹⁷⁶ 庄司 (2003) 台湾におけるドメスティック・バイオレンス政策調査研究」報告書編集委員会編 (2006)

¹⁷⁷ 日本国内では、多くの民間NPOによってDV被害者支援やDV加害者支援、DV被害者家族への支援、そして、調査研究が行われている。DV問題についての民間の蓄積が多数あるにもかかわらず、国際協力の場面でそのノウハウが活かされているとは言い難い。調査研究については、韓国の研究者との間で学術的交流が見られるものの、それ以外の分野での協力はほとんど見られないのが現状である。

¹⁷⁸ 日本が1995年の国連総会でイニシアティブをとった総会決議による設置された基金で、VAWに特化した基金。 UNIFEW本体の基金でもVAWに関するプロジェクトを行っているが、特に、VAW問題に特化している。

上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、わが国ODAの最も重要な考え方であるため、開発途上国の自主性(オーナーシップ)を尊重し、その開発戦略を重視する。その際、平和、民主化、人権保障のための努力や経済社会の構造改革に向けた取り組みを積極的に行っている開発途上国に対しては、これを重点的に支援する」¹⁷⁹ことを基本方針の中で確認し、男女共同参画の視点から、女性の地位向上に一層取り組むことを明示している。

2005年2月に策定された「ODAに関する中期政策」では、重点課題の中で、「人間の安全保障」の視点とともに、ジェンダーの視点や社会的弱者への配慮を含めた公平性の確保などを踏まえるものとしている¹⁸⁰。

ODA大綱、ODA中期政策のもと、2005年3月には、途上国におけるジェンダー平等推進のための自助努力を効果的に支援すべく、第49回国連婦人の地位委員会において「ジェンダーと開発 (Gender and Development: GAD) イニシアティブ」を発表している。

ジェンダー主流化のための基本的なアプローチは、「 援助政策におけるジェンダー平等の視 ジェンダー分析の強化及び女性の参加促進、 点の導入強化、 ジェンダー平等を推進する政 策・制度支援、 国際社会・NGOとの連携強化、 組織の能力向上及び体制整備」であり、国 際開発機関への拠出や二国間援助を通して、貧困削減、持続的成長、平和構築とともに、地球規 模の問題への取り組みとして、人権及び暴力に取り組むことを掲げている。特に「人権及び暴力 に関しては、法制化のみならず実質的なジェンダー平等達成のため、女子差別撤廃条約をはじめ とする人権文書に基づく開発途上国の取り組みを支援する。また、ジェンダーに関する伝統的な 固定観念を背景とするVAW、女性移住者に対する暴力や人権侵害などの問題解決に努める。具 体的には、女性の人権に関する意識向上のための情報普及、先住民族などマイノリティや障害を 持つ女性に対する偏見や差別の撤廃、女性の人権を侵害する伝統的悪習の排除、DVなど女性に 対するあらゆる形態の暴力防止・対策のための法律や制度の整備、人身取引にかかる包括的な対 策の推進、被害を受けた女性とその子どもの支援・保護のための法制度及び組織やシェルターの 整備支援」に取り組むことを明記している181。

(1)草の根・人間の安全保障無償資金協力

GADイニシアティブの具体的な取り組みは、草の根・人間の安全保障無償資金協力スキームの中で行われており、保健医療分野、基礎教育分野などの基礎生活(Basic Human Needs)分野から、人間の安全保障まで幅広い問題に対応している。

同スキームの中で女性への支援を目的とした事業が多数行われている。事業の多くは、女性の 所得向上や職業訓練に関係する事業で、訓練センターの建設などのインフラ整備、職業訓練計画

¹⁷⁹ 外務省政府開発援助ウェブサイト(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou.html)(2006年3月アクセス)

¹⁸⁰ 外務省政府開発援助ウェブサイト (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/chuuki/pdfs/seisaku_050204.pdf) (2006年3月アクセス)

¹⁸¹ 外務省経済協力局開発計画課へのメールによる問い合わせ、及び、外務省政府開発援助ウェブサイト (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/bunya/gender/gad_initiative_g.html)(2006年3月アクセス)より。

表4-1 草の根・人間の安全保障無償資金協力スキームによるVAW関連の案件

G/C 締結日	国	案件名	被供与団体	団体の 種類	供与額 (円)
2001	フィリピン	マニラ首都圏マリキナ市少女たちの 保護・自立のための家建築計画	女性の搾取に反対する 第三世界運動	ローカルNGO	5,778,000
2002	ブラジル	家庭内・性的暴力被害女性対応 センターインフラ拡充計画	サンパウロ市	地方公共団体	4,397,165
	マケドニア	暴力被害女性シェルター・センター 自活計画	シェルター・センター	ローカルNGO	5,229,500
2003	ペルー	リマ市貧困地区における女性のため のケア施設改善計画	マヌエラ・ラモス 活動協会	ローカルNGO	7,297,674
	フィリピン	女性と子供のためのシェルター建設 計画	ラグーナ州政府	地方公共団体	9,667,890
2005	ラオス	女性カウンセリング・保護センター 建設計画	ドロップ・インセンター	政府関係機関	9,999,330
	コスタリカ	家庭内暴力被害者総合ケアコミュニ ティセンター改修計画	健康と開発のための 女性団体	ローカルNGO	9,427,342

出所:外務省草の根・人間の安全保障無償資金協力約束状況を基に筆者作成。

への援助が主なものである。そのほか、女性のための識字教育や学校建設、女性のための集会所の整備、女性団体への農作業機器の導入支援、女性のための医療施設の整備などが行われている182。

VAW問題に関わる事柄を、直接、支援する事例は多くはない¹⁸³ものの、2001年の「マニラ首都圏マリキナ市少女たちの保護・自立のための家建築計画」、2002年のブラジルのサンパウロ市への「家庭内・性的暴力被害女性応対センターインフラ拡充計画」、マケドニアのローカルNGOへの「暴力被害女性シェルター・センター自活計画」、2005年のコスタリカへの「家庭内暴力被害者総合ケアコミュニティセンター改修計画」事業など、約7件の案件がある。

コスタリカの事例では、NGO団体が所有する家庭内暴力被害者総合ケアコミュニティセンターのインフラ改善と機材の供与を行っている。この支援は、もともと青年海外協力隊員が当該地域の女性の置かれる立場を分析し、その結果に基づくケアセンターと経済自立プログラムを立てているローカルNGOへの支援であり、同地域のVAW問題について無償資金協力と技術協力が相互に補完し合う形で支援を行っている。

マケドニアでは、暴力被害女性支援シェルター・センターを運営するローカルNGOが、将来的にも活動を継続できるよう、また、被害女性が自活していくためのスキルを身につけるよう、ストッキング製造機を購入し、製品を製造している。そのための機械やソフトウェアプログラムなどを購入するための支援を行っている。

¹⁸² 外務省政府開発援助ウェブサイト (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/anken/zyoukyou.html)(2006年3月アクセス)より。

¹⁸³ 南アフリカ共和国での草の根・人間の安全保障無償資金協力では、ジェンダー問題に焦点を当ててはいないため、VAW分野で活動しているローカルNGOへの支援事例はほとんど見られない。むしろ、中心は、学校設備への支援などのインフラ整備への支援が多い(在南アフリカ共和国大使館担当者からの聞き取り調査より)。

フィリピンでは、性産業で働かされている女性や家庭で虐待を受けている若年層の女性たちの保護・自立のためのプログラムを提供するローカルNGOへ、ホーム建て替えのための資金提供、ラオスでは、家庭内暴力を受けた女性の保護、被害者へのリハビリテーションの提供を目的としたセンターの設置のための建設費を援助している。ブラジルにおいても、家庭内・性的暴力被害者の受け入れを行っているセンターの改築、備品整備について援助を行っている194。

(2) UNIFEMへの拠出金

わが国のUNIFEMへの拠出は、1975年にUNIFEMの前身の「国連国際女性の10年基金」が設置されて以来、拠出を続けている。1995年からは、UNIFEMの中に、新たに設置された「VAWに関するUNIFEM信託基金」への拠出も行っていたが、2005年度からは、信託基金への拠出が停止している。UNIFEMへの拠出金についても図4 - 1の通り2001年度は1416千米ドルであったが、2005年度には797千米ドルに減少している。

UNIFEMへの拠出金の場合、特に、使途が決められているわけではないため、VAW問題のみならず、ジェンダー問題全般についての様々な計画に用いられている。

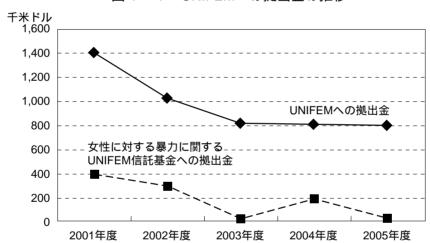


図 4 - 1 UNIFEMへの拠出金の推移

出所:外務省国際社会協力部資料より筆者作成。

4 - 2 - 2 JICAによる「女性に対する暴力」への取り組み

(1) カンボジアでの支援

カンボジアでは、1995年から、日本弁護士連合会の協力を得て、法整備支援事業に取り組んでいる。2002年からの3年間のプロジェクトの中では、弁護士養成校の設置・運営、法律扶助制度の構築、弁護士教育、ジェンダー問題についての支援を行っている。

2003年からは、「カンボジア社会・ジェンダー政策立案・制度強化支援計画」(期間:2003年4月~2008年3月)がスタートし、カンボジア女性・退役軍人省によるジェンダー問題分析や調査スキルアップ、そして、ジェンダー問題について、政府、NGO、研究期間などのネットワーク

¹⁸⁴ 外務省経済協力局開発計画課資料より。

の構築が期待されている。

同国での女性の社会経済的地位は低く、男女格差が人間中心の開発を進めるための阻害要因になっている状況から、カンボジア政府はジェンダーに根差した貧困削減戦略やジェンダー主流化を打ち出し、女性や少女は貧困削減のターゲットとなっている。しかし、その中心となる女性・退役軍人省は、サービス提供を実施するものの、ジェンダー情報整備、ジェンダー分析、分析結果に基づく政策立案や事業のモニタリング・評価などの能力が不足しており、政策提言や調整面での活動が課題である。そのような中、同省によるジェンダー主流化のための情報整備・分析、調査、政策立案能力強化のための技術協力要請に応える形で、プロジェクトがスタートしている¹⁵⁵。

(2) インドネシアでの支援

インドネシアにおいて、JICAでは、女性の人権保護、伸長に関する政策・施策の立案を目的とする情報整備、モデル事業への支援を試行的に行っている。同国では2004年9月に家庭内暴力禁止法が成立しており、同法の施行に向けて、女性エンパワーメント国務大臣府のアジス副大臣などが、DV法の施行プロセスを学習するために、日本での研修を受講している。内閣府、女性と開発議員連盟、千葉県と愛知県、民間シェルター、加害者更正プログラムなどの協力のもと、DV法に基づく施策についての日本の持つ知識や経験を習得している。この研修に参加した後、同副大臣は、インドネシア国内にDV法に基づく施策を実行するためのモデル州を抽出し、DV関連予算10億ルピアを確保した上で、家庭内暴力禁止のための事業に着手している。

さらに、JICAからは、インドネシアへ専門家が派遣されており、女性や子どもの人権侵害について、警察、教育関係者、両親が、暴力撤廃運動を持続的に行い得るよう、コミュニケーション手段、法識字などについて提言している¹⁸⁶。

(3)ペルーでの支援

ペルーでは、2005年3月に開始した「ペルー国人権侵害及び暴力被害住民への包括的ヘルスケア強化プロジェクト」(2005年3月~2008年3月)にて、政治的暴力とともに家庭内暴力問題に触れている。

同国では、長年にわたる政府とテロリストグループの対立により、地域社会にも暴力被害を受けた住民が多数いるが、被害者とその家族は、貧困と暴力被害による精神的身体的健康障害に苦しんだ生活を送っている。本プロジェクトは、人間の安全保障に立脚し、暴力被害住民の心身の健康を持続的に改善する地域保健システムの確立を目指し、大学における人材養成メカニズムの構築、 現職の保健医療従事者の技能向上、 住民組織やNGOを中心にしたコミュニティレベルでの参加型保健活動に取り組んでいる。裨益対象者は、病院・研究機関の専門職、保健医療従事者の他に、多数の暴力被害者とその家族が含まれる。

本プロジェクトの位置づけは、被害者が暴力を受けた後、最初に接する保健医療従事者が、暴力による被害とそれを取り巻く状況を理解し、柔軟に対処し得る能力を身につけるためのもので

69

¹⁸⁵ JICA内部資料より。

¹⁸⁶ Ibid

ある。暴力被害者とその家族は、社会から阻害されることが多いため、コミュニティへの参加を サポートしながら、社会面をも視野に入れた包括的ヘルスケアによって被害者のエンパワーメン トを図っている。

本プロジェクト終了時の達成目標の指標は、「暴力により被害を受けたと確認された人たち の公的保健医療施設利用率が増加する、 暴力により被害を受けたと確認された人たちの包括的 ヘルスケアの受診率が増加する」ことであるが、終了後に達成が期待される上位目標は、暴力被 害を受けた住民の健康の改善であり、その指標として「

暴力被害を受けた住民の精神保健状態 家庭内暴力が減少する」が挙げられている。このように、本プロジェクトは、 が改善される、 人権侵害、ヘルスケアのコンテクストから、政治的暴力及び家庭内暴力問題に取り組んだもので ある187。

(4) ニカラグアでの支援

2005年にスタートした「ニカラグア国思春期リプロダクティブ・ヘルス強化プロジェクト」 (2005年11月~2009年10月)においては、家庭内暴力や性暴力の問題が大きく扱われている。こ のプロジェクトは、思春期の若者が、リプロダクティブ・ヘルスに関する正しい知識のもと、適 切な行動をとり、質の良い保健サービスを利用することを目指したもので、サービスの質の向上 と啓発普及活動の推進、並びに効率的・効果的にこれらの活動を実施するためのマネジメントの 仕組みを強化するものである。特に、 安全な妊娠・出産、 家族計画、 性感染症、HIV/AIDS 家庭内暴力対策に重点的に取り組んでいる。

ニカラグアでは、初交年齢の低年齢化が進んでおり、若年層には避妊についての正しい知識や 保健サービスの利用が少なく、避妊や保健サービスを利用しにくい状況にある。若者は、性感染 症、HIV/AIDSのリスクとともに、家庭内暴力や性的暴力のリスクにも直面している。合意に基 づかない性行動の問題が注目されてきており、10~14歳の妊娠の多くが、家族や親族、知人によ る性的暴力の被害の結果との指摘があるが、現在のプログラムはこうした暴力被害者のニーズに 応えられるプログラムとはなっていない。それゆえ、同プロジェクトの終了時には、思春期の若 者のリプロダクティブ・ヘルスに関する正しい知識の増加などとともに、暴力被害を受けた思春 期層の保健施設へのアクセスの増加が目標として挙げられている。

同プロジェクトの具体的な活動内容は、保健施設における質の良い継続的・包括的な保健サ ービスの提供、 学校、知育、NGO、マスコミなどと公的保健セクター間でのネットワークが 強化され、思春期リプロダクティブ・ヘルスに関する啓発普及活動の推進、 における思春期リプロダクティブ・ヘルスを効率的・効果的に実施するためのマネジメントの什 組みの強化である188。

以上のように、VAWに関する国際協力は、法・政策分野における技術支援、もしくは、保健 分野におけるリスクへの対処の一部として行われている。

¹⁸⁷ JICAウェブサイト(www.jica.go.jp/evaluation/before/2004)(2006年3月アクセス)より。

¹⁸⁸ JICA内部資料より。

5.国際協力における女性に対する暴力撤廃-支援の今後の方向性

VAWは、世界中の至るところで、普遍的に生じている問題であり、深刻な社会問題である。その影響は大きく、被害者のみならず、当該社会や当該国の経済に与える影響も甚大である。それゆえ、各国際機関、二国間援助機関、国際NGO、ローカルNGOなど、様々な支援機関が、同問題に取り組むことの重要性を認識している。しかしながら、VAWの多くは、社会的支援の手が差し伸べられ難い「家庭」で生じていること、伝統的な価値観のもとに人権侵害としてとらえられてこなかったことなどの複雑な要因と相まって、積極的な対応策が講じられてこなかった経緯がある。現在でも、VAW問題についての国際援助分野での実績は乏しい。

VAW問題についての支援ニーズは、年々、高まりつつある。JICAにおいても、各地域の文化的社会的背景、当事者や当該社会の特徴に留意しながら、積極的にVAW問題への援助・支援を講じることが求められている。本章では、前章までの研究を踏まえ、JICAにおけるVAW問題への支援の今後の方向性を提案したい。なお、提案については、VAW問題に関わる当事者として、国家や地方自治体などの政策レベル、NGOや地域社会、当事者の3つの層に分けて、その支援策を述べる。

5 - 1 政策レベルへの支援

被援助国の多くは、VAW問題についてのデータが不足しており、同問題の状況の把握が進んでいない。今後、被援助国においてVAW問題を、各政府機関や社会のコンセンサスを得ながら進めていくため、VAWについての量的質的データ、及び、被害者の声を生かした援助ニーズを組み立てることが早急な課題である。これらの分野においては、わが国において豊富な蓄積があり、それらを活用することが可能である。

法整備支援、法律の運用についての援助も、JICAが行う支援として重要な位置を占める。当該諸国がVAW問題について立法化するためのデータに加え、立法化のためのロビー活動の方策、各部署との調整、立法化する内容等について、また、立法化した後に、具体的政策の実施体制と方法について、わが国が蓄積したツールや情報を基に、専門家派遣や当該国の専門家研修などによってソフトや技術を移転していくことが望まれる。

VAW問題と関係する機関へのジェンダー教育や、同問題に取り組む人々のスキルアップやフォローアップなどの人材育成プログラムの提供も、欠くことのできない支援策である。特に、政策策定に携わる人々、司法関係者、医療関係者、警察機関関係者、教育機関関係者などへ、被援助国の文化的社会的背景に配慮した教育ツールによってプログラムを提供することが望まれる。

また、定期的なフォローアッププログラムを提供することも、人材育成においては重要である。 現場で得た知識、現場での問題点を、関係機関が共有し得るよう、フォローアッププログラムに 持ち込み、政策や被害者への支援がなぜうまくいかないのか、その阻害要因の分析を行うことで、 さらに、各国の実情に適したVAW問題への施策の構築につながる。

また、被害者本人が援助機関にたどり着くまでのプロセスの煩雑性や被害者本位の援助体制が進んでいない国も多々見られる。VAW問題に取り組むに当たっては、被害者保護の立場から、被害者本位の福祉制度を充実することが望ましい。被害者への救済策として、シェルターやリカ

バリーハウスなどの避難場所の提供、暴力によって被害を被った人々の心身を癒すための医療サービスやカウンセリングの提供、自立した生活を送るためのジョブスキルトレーニングの提供と収入を得るための仕組みづくりなどを、福祉当局が行う必要がある。このような被害者支援のために提供するサービスについて、各担当者への情報の提供、及び、専門家などによるアドバイスは、JICAの蓄積した経験によって行うことが強く求められる分野であり、被害者支援の質を高めるための重要な国際協力である。

VAW問題について、被害者と接し、被害者支援の役割の中心を担っているのはNGOや地域社会である。そのため、行政機関においても、NGOや地域社会との連携が不可欠である。同問題に取り組む主体の連携ネットワークの構築、各NGOなどが持続的に活動を行い得るような財政援助やスキルアップの機会の提供など、国においてもこれらの活動を支えていく仕組みが必要である。従って、国とNGOや地域社会との連携強化のための支援を行うことは、JICAにおいても可能な援助分野であり、重要な分野だと考えられる。

5 - 2 NGO・地域社会への支援

VAW問題において、当事者支援の役割を担っているのは、NGOや地域社会の場合が多い。支援活動を行うこれらの団体への援助は、JICAに期待される大きな役割である。

NGOについては、持続的な活動をし得るよう、また、より質の高いサービスを当事者に提供できるよう、運営面での支援やスキルアップトレーニングの提供を積極的に行うことが求められる。JICAにおいても、JOCVやシニアボランティア、専門家を派遣して、VAW支援における様々なツールを移入することが考えられる。特に、二次被害防止のため、地域で活動する医療従事者や教育機関職員、裁判所、警察、役所機関などの職員に向けたトレーニングは、非常に重要である。

地域社会で活動する人々が、暴力が発生した場合に、適切に、迅速に、法的措置を講じることができるよう、法識字教育を行うことも重要な支援である。また、VAWを社会が対処する問題として認識しうるよう、社会に対し、ジェンダー平等についての啓発教育や人権教育を行うことも重要である。このような活動を実際に行っている主体はNGOであるため、JICAにおいても、NGOの人権教育プログラムや法識字ツールの開発を支援することが可能である。さらに、利用者本位のサービスの提供など、サービス提供面における改善プログラムへの支援や、専門家によるアドバイス提供することも効果的である。

5-3 当事者への支援

被害当事者に対する支援としては、まず、被害者が人身売買などの被害に遭わないよう、リスクを軽減するための教育や、被害に遭遇した際に、周囲に助けを求めることができるよう法識字教育等の提供が必要である。また、被害者が、社会福祉サービスにアクセスし、住宅の提供や自立支援サービスを受けられることが望ましい。

特に、予防プログラムとしては、若年層が人身売買やレイプ、DVなどの被害に遭わないよう、 セクシュアリティについての教育も重要である。また、加害防止のため、VAWが深刻な人権侵 害であることを理解するための、加害者教育プログラムも必要である。

これらのサービス提供に取り組んでいるNGO団体や教育機関などへ、プログラム構築支援を 行うことは、JICAの蓄積した経験を生かすこととなるだろう。

5-4 女性に対する暴力問題における国際援助の留意点

VAW問題については、地域による文化的社会的差異が大きい。それゆえ、支援をする際には、地域による社会的文化的背景に十分に配慮した上で行うことが不可欠である。例えば、人身売買については、コミュニティの反応が、人身売買について一般的に理解する場合と、実際に被害者と接する場合とでは異なることがある。つまり、人身売買予防のための教育プログラムでは、地域の人々は、人身売買の被害者を「被害者」として擁護する存在として理解するが、実際には、「ふしだらな娘」として糾弾することもあり得る。女子割礼については、割礼をしなくなることで失職してしまう人の存在や、誰が施術の意思決定に関わっているかなど、文化的社会的背景を理解しなければ、援助の効果に結びつかない。それゆえ、地域の状況に合わせて、柔軟に対応していく必要がある。

また、VAWは、伝統的な価値観に根差す問題でもあり、近代化によって助長された問題でもある。農村部だけでなく都市部で発生する率も高い。農村部、都市部、それぞれの特徴に合わせた支援が必要である。

政策立案者、警察・司法機関、医療機関、NGOなど、様々なアクターが関与する問題であるため、できるだけ多くの主体に、国際援助が届くよう、また、国際援助についての理解が得られるようにする必要がある。また、持続的な援助が必要であることから、被援助国内部の知識や人材を最大限生かした上での援助が望ましい。そして、これまでにわが国で培った経験のみならず、南南協力など、VAW問題への近隣諸国の経験や知識を国際援助に活用することが望まれる。

JICAにおける具体的な援助活動として、草の根無償資金との連携、日本のNGOとのコラボレーション、技術移転のための専門家の派遣、多国間援助機関やほかの二国間援助機関との連携を進め、VAW問題を解決する持続的な仕組みができるよう、中長期的に取り組む必要がある。

終わりに

わが国では「人間の生存、生活、尊厳に対する脅威から各個人を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現するために、一人ひとりの視点を重視する取り組みを強化しよう」と、「人間の安全保障」の実現に向けた国際協力に取り組んでいる¹⁸⁹。貧困や紛争下で暴力にさらされているのは、多くの場合、女性であり、人間の安全保障委員会においても、女児教育の重要性や紛争下での暴力から保護を国際社会が積極的に支援を行うことを勧告している。

VAWは、世界的に注目されている問題にもかかわらず、国際援助活動においては、支援方法が未だ確立しておらず、また、国際機関の取り組みの少ない分野である。人間の安全保障の視点をいち早く取り入れたわが国において、VAW問題に、積極的に取り組み、国際的な援助方策の構築に努めることは、わが国に課せられた義務と言っても過言ではない。

-

¹⁸⁹ 外務省人間の安全保障ウェブサイト(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hs/image.pdf) (2006年 3 月アクセス)

参考文献

日本語文献

- 青山温子・原ひろ子・喜多悦子(2001)『開発と健康-ジェンダーの視点から』有斐閣
- 赤松良子(1994)「女子差別撤廃条約の意義」国際女性の地位協会編『女子差別撤廃条約注解』 3-7、尚学社
- アジア・太平洋人権情報センター編 (2001) 『ドメスティック・バイオレンスに対する取組みと 課題』現代人文社
- アルコールとDV研究会編(2002)『飲酒とドメスティック・バイオレンス委託調査報告書』女性 のためのアジア平和国民基金
- ウィメンズサポートセンターにいがた (2004) 『ドメスティックバイオレンスは「子どもへの暴力」である:「子どもに関するDV被害」聞き取り調査報告』ウィメンズサポートセンター にいがた
- 江原由美子編(1998)『性・暴力・ネーション』勁草書房
- 大塚和夫(1998)「女子割礼及び/または女性性器切除(FGM) 人類学者の所感 」江原由美子編『性・暴力・ネーション』
- 沖縄県DV加害者対策研究会聞き取り調査班(2005)『家庭内での暴力に関する意識等に関する調査報告書』沖縄県文化環境部平和・男女共同参画
- 夫・恋人からの暴力を考える研究会編(2001)『ドメスティック・バイオレンス援助アセスメント試論:委託調査報告書』女性のためのアジア平和国民基金
- 戒能民江(2001)「「女性に対する暴力撤廃宣言」をどう生かすか ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント根絶のために」『女達の21世紀』20-2
- 外務省(2003)『政府開発援助(ODA)大綱』
 - (2005) 『ODAを通じた「ジェンダーと開発」イニシアティブの発表』
- 外務省国際社会協力部政策課(2005)『人間の安全保障基金』
- 家庭問題情報センター(2003)『DVに対する男性の意識とDV防止のための加害者教育に関する 実情調査:委託調査報告書』女性のためのアジア平和国民基金
- 家庭問題情報センター編(2002)『女性に対する暴力に関する電話相談の実情:委託調査報告書』 女性のためのアジア平和国民基金
- 北九州市市民局女性行政推進部編(2001)『配偶者等への暴力に関する調査報告書』北九州市市 民局女性行政推進部
- 国広陽子(2003)『女性に対する暴力・男性の暴力性の構築についてのジェンダー論的研究』科研費研究成果報告
- くまもと県民交流館男女共同参画センター(2003)『男女間における暴力に関する調査報告書』 くまもと県民交流館男女共同参画センター
- 熊本県環境生活部編(2005)『DV加害者に対するアプローチに関する調査研究報告書(平成16年度)』熊本県環境生活部
- クマラスワミ・ラディカ・クマラスワミ報告書研究会(2000)『女性に対する暴力:国連人権委

員会特別報告書』明石書店

- 国際女性の地位協会(1994)『女子差別撤廃条約注解』尚学社
 - (1998)『女性関連法データブック:条約・勧告・宣言から国内法まで』有斐閣
- 国連広報センター(2000)『女性2000年会議:21世紀に向けた男女平等、開発及び平和』
 - 『人間の安全保障基金:21世紀を人間中心の世紀とするために』
 - 『国連憲章』
- 国連人口基金 (2003) 『世界人口白書 10億の思春期の若者のために:健康と権利への投資』ジョイセフ
 - (2005)『世界人口白書 平等の約束:ジェンダーの公正、リプロダクティブ・ヘルスそしてミレニアム開発目標』ジョイセフ
- 坂本佳鶴恵(2002)『農村地域における家庭内暴力についての意識及び実態:東北地方を対象として:委託調査報告書』女性のためのアジア平和国民基金
- 庄司洋他(2003)『ドメスティック・バイオレンス:日本・韓国比較研究』明石書店
- 女性と子どもに対するDV研究グループ編(2001)『女性への暴力の実態及び子どもへの影響:委託調査報告書』女性のためのアジア平和国民基金
- 仙台市(2005)『配偶者やパートナーとの日常生活に関する調査報告書:配偶者やパートナー間での暴力等について』仙台市市民局市民生活部男女共同参画課
- 台湾におけるドメスティック・バイオレンス政策調査研究報告書・編集委員会編(2006)『台湾におけるドメスティック・バイオレンス政策調査研究報告書』お茶の水女子大学21世紀COEプログラム
- 田中雅一・中谷文美編(2005)『ジェンダーで学ぶ文化人類学』世界思想社
- 田中由美子・大沢真理・伊藤るり編(2002)『開発とジェンダー』国際協力出版会
- 男女共同参画会議・女性に対する暴力に関する専門調査会 (2003) 『配偶者暴力防止法の施行状 況等について』内閣府男女共同参画局推進課
- DV防止サポートシステムをつなぐ会岡山(2005)『医療関係者がみたDV(ドメスティック・バイオレンス)被害者の調査報告書』岡山
- 天童睦子(2003)「家族関係と男性の暴力」『女性に対する暴力・男性の暴力性の構築についての ジェンダー論的研究』
- 東京都生活文化局総務部男女平等参画室編(2004)『配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状 に関する調査報告書』東京都生活文化局総務部男女平等参画室
- 堂本暁子(2003)『堂本暁子のDV施策最前線』新水社
- とちぎ女性センター(2003)『平成14年度 夫・パートナーからの暴力に関する二次被害の実態 調査』とちぎ女性センター
- 富山県生活環境部男女参画・ボランティア課編(2003)『男女間における暴力に関する調査報告書』富山県生活環境部男女参画・ボランティア課
- 内閣総理大臣官房男女共同参画室(2000)『男女間における暴力に関する調査』
 - (2003)『配偶者等からの暴力に関する調査』国立印刷局
 - (2004)『配偶者等からの暴力に係る相談員等の支援者に関する実態調査』
- 内閣府男女共同参画局編(2002)『配偶者等からの暴力に関する事例調査』国立印刷局

- 中谷茂一編(2004)『女性に対する暴力:支援者が直面する問題:「援助者育成のためのワークショップ」アンケート分析結果報告書』女性のためのアジア平和国民基金
- 南野知恵子・神本美恵子他監修 (2004) 『詳解 改正DV防止法』ぎょうせい
- 日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク (2003) 『女性差別撤廃条約とNGO:「日本レポート審議」を生かすネットワーク』明石書店
- 福岡県女性財団編(2003)『日常生活における男女の意識と女性の人権に関する調査研究:ドメスティック・バイオレンスの実態を通じて』福岡県女性財団
- 藤掛洋子(2002)「パラグアイの女性政策とジェンダー:「国連女性の10年」と民主化の中で」『ラテンアメリカ・レポート』19(1): 32-42
- 藤本俊明(2004)「社会権規約」山下泰子・植野妙実子編『フェミニズム国際法学の構築』411-28、中央大学出版会
- 松山市男女共同参画推進財団 (2001) 『家庭におけるパートナーシップと児童の健全育成に関する調査報告書:ドメスティック・バイオレンス及び子どもの虐待実態調査』 松山市男女共同参画推進財団
- 山下泰子(1996)『女性差別撤廃条約の研究』尚学社
- 山下泰子・植野妙実子(2004)「グローバルな女性運動の形成と展開」山下泰子・植野妙実子編『フェミニズム国際法学の構築』41-68、中央大学出版部
- 吉田恭子(2001)『マイノリティ女性に対するドメスティック・バイオレンスに関する研究:フィリピン人女性移住者の経験』シェルター・DV問題調査研究会議

外国語文献

- Adelman, M. (1997) Gender, Law and Nation: The politics of domestic violence in Israel. UMI Dissertation Services: Ann Arbor.
- Asling-Monemi, K., et al. (2003) "Violence Against Women Increases the Risk of Infant and Chile Mortality: A Case-Referent Study in Nicaragua." *Bulletin of the World Health Organization*, Vol.1: 10-9.
- Bursby, C. (1999) "Agency, Power and Personhood: Discourses of gender and violence in a fishing community in south India." *Critique of Anthropology*, 19(3): 227-248.
- Buzawa, E. S. and Buzawa, C. G. (1996) *Do arrests and restraining orders work?* Thousand Oaks, CA: Sage Publications.
- Central Bureau of Censuses and Population Studies (2005) *Cameroon Demographic and Health Survey 2004.* Central Bureau of Censuses and Population Studies: Yaoundé.
- Central Bureau of Statistics (2004) Kenya Demographic and Health Survey 2003.
- Coker, A. L., et al. (2000) "Frequency and Correlates of Intimate Partner Violence by Type: Physical, Sexual, and Psychological Battering." *American Journal of Public Health*, Vol.90: 553-559.
- Counts, D. A., Brown, J. and Campbell, J. (1992) *Sanctions and sanctuary: Cultural perspectives on the beating of wives.* Westview Press: Boulder, CO.
- Department of Health Republic of South Africa (2002) South Africa Demographic and Health

- Survey 1998.
- Edbrooke, J. and Peters, C. (2005) *Evaluation of DFID Development Assistance: Gender Equality and Women's Empowerment* (Phase Thematic Evaluation: Gender Violence). DFID.
- Edleson, J. L. (1995) "Intervention for Men Who Batter: A Review of Research," in Stith, S. M. and Straus, M. A. (eds.), *Understanding Partner Violence: Prevalence, Causes, Consequences, & Solutions.* National Council on Family Relations.
- Ellsberg, M. C. (2000) Candies in Hell: Research and Action on Domestic Violence Against Women in Nicaragua. Umea, Sweden: Umea University.
- El-Zanaty, F. et al. (1996) *Egypt Demographic and Health Survey 1995.* National Population Council: Cairo and Macro International Inc.: Calverton.
- El-Zanaty, F. and Way, A. (2004) *Egypt Interim Demographic and Health Survey 2003.* National Population Council: Cairo, and Macro International Inc.: Calverton.
- Espanioly, N. (1997) "Violence Against Women: A Palestinian Women's Perspective." *Women's Studies International Forum*, Vol.20, Nos. 5/6: 597-2.
- Flanzer, J. (1993) "Alcohol and Other Drugs are Key Causal Agents of Violence," in Gelles, R. and Loseke, D. (eds.), *Current Controversies on Family Violence*, 171-81. Thousand Oaks, CA: Sage.
- FORUM-ASIA (2002) Workshop on National Legislation on Domestic Violence in the Mekong Sub-region: Cambodia, Lao PDR, Thailand and Vietnam. Forum-Asia: Bangkok.
 - (2004) East & Southeast Asia Regional Workshop on Domestic Violence Legislation: Moving Towards Regional Networking and Strategies. Forum-Asia: Bangkok.
- Ganatra, B. R., et al. (1998) "Too Far, Too Little, Too Late: A Community-Based Case-Control Study of Maternal Mortality in Rural West Maharashtra, India." *Bulletin of the World Health Organization*, Vol.6: 591-8.
- GTZ (n.d.) Ending Violence against Women and Girls: Reduction and prevention of gender-based violence as a contribution to the protection of human rights and to development.
- Habazaki, M. (2006) "Laments for Unfortunate Marriages: Domestic Violence in the Nepali Context," in Ishii, H. et al. (eds.), *Nepalis Inside and Outside Nepal*, 273-302. Delhi: Manhor.
- Hassan, Y. (1995) The haven becomes hell: a study of domestic violence in Pakistan. Shirkat Gah Women's Resource Centre: Lahore.
- Heise, L. L., Pitanguy, J. and Germaine, A. (1994) "Violence Against Women. *The Hidden Health Burden.*" *Discussion paper* No.225: 46. The World Bank: Washington D. C.
- Heise, L., Ellsberg, M. and Gottemoeller, M. (1999) "Ending Violence against Women" *Population Reports.* Johns Hopkins University School of Public Health: Maryland.
- ICRW (International Center for Research on Women) (2003) How to Make the Law Work? : Budgetary Implications of Domestic Violence Policies in Latin America. ICRW: Washington D. C.
- International Institute for Population Sciences (2001) India National Family Health Survey

- 1998-99.
- Johnson, K. (2003) Dialectics of Power and Violence in the Home: A Comparative Analysis of Women's Experience of Domestic Violence in Haiti and Nicaragua. Ph.D. Dissertation: University of Maryland.
- Kantor, G. K. and Jastinski, J. L. (1998) "Dynamics and Risk Factors in Partner Violence," in J. Jasinski, L. et al. (eds.), Partner violence: a comprehensive review of 20 years of research, CA.: Sage Publications.
- Kingdom of Cambodia (2001) *Cambodia Demographic and Health Survey 2000.* National Institute of Statistics, Ministry of Planning, Ministry of Health: Phnom Penh, and ORC Macro: Calverton.
- Kishor, S. and Johnson, K. (2004) *Profiling Domestic Violence: A Multi-Country Study*. ORC Macro.
 - (2005) "Women at the Nexus of Popery and Violence: How Unique is Their Disadvantage?" in Kishor, S. (ed.), *A Focus on Gender: Collected Papers on Gender Using DHS Data*, 147-80. Calverton, Maryland: ORC Macro.
- Krung, E. G., et al. (eds.) (2002) World Report on Violence and Health. Geneva: WHO Publications.
- Laing, L. and Bobic, N. (2002) Economic Costs of Domestic Violence. Sydney: UNSW.
- Levinson, D. (1989) Family violence in cross-cultural perspective. CA: Sage.
- Lloyd, S., et al. (1999) "The Effects of Male Violence on Female Employment." *Violence Against Women*, Vol.5: 370-92.
- Malhotra, A. and Mather, M. (1997) "Do Schooling and Work Empower Women in Developing Countries? The Case of Sri Lanka." *Sociological Forum,* Vol.4: 599-630.
- Marciniak, E. (1994) Community policing of domestic violence: neighborhood differences in the effect of arrest. University of Maryland.
- McClusky, L. J. (2001) Here, our culture is hard: Stories of domestic violence from a Mayan community in Belize. University of Texas Press.
- Mehrotra, A. (1998) Gender and Legislation in Latin America and the Caribbean. New York: UNDP.
- Mercy, J. A. et al. (1993) "Intentional Injuries," in Mahaly. A., et al. (eds.), *Injury in Egypt: An Analysis of Injuries as a Health Problem*, Cairo: Rose El Youssef New Presses.
- Mullender, A. (1996) *Rethinking Domestic violence: The social work and probation response.*London: New York: Routledge.
- National Population Commission, Federal Republic of Nigeria (2004) *Nigeria Demographic and Health Survey 2003.* National Population Commission and Macro International Inc.: Calverton.
- Nicaragua (1999) *Nicaragua: Domestic Violence*, DHS Dimensions: A biannual newsletter of the Demographic and Health Surveys Project.
- NIPORT (2005) Bangladesh Demographic and Health Survey 2004. National Institute of

- Population Research and Training and Macro.
- Nwajie, S. D. and Otiono, A. I. (2003) "Female Genital Mutilation: Implications for Female sexuality." *Women's Studies International Forum*, Vol.26, No.6, pp.575-580.
- Rose, L. E. and Campbell, J. (2000) "The Role of Social Support and Family Relationships in Women' Responses to Battering," *Health Care for Women International*, Vol.1: 27-39.
- Scheper-Hughes, N. (1992) *Death without weeping: The violence of everyday life in Brazil.*University of California Press: Berkeley.
- Sudan Department of Statistics (1991) Sudan Demographic and Health Survey 1989/1990.

 Department of Statistics: Khartoum and Macro International Inc.: Columbia.
- UNICEF and Innocenti Research Centre (n.d.) *Domestic Violence Against Women and Girls.*UNICEF: Florence Italy.
- UNIFEM (2003) Say NO to Gender Based Violence: Responses from South Asia. Impression Communications: India.
- United Nations (1995) *The world's women 1995: trends and statistics.* New York: United Nations.
- United States of America Department of State (2005) Trafficking in Persons Report.
- WHO (2004) The Economic Dimensions of Interpersonal Violence. WHO: Geneva.

 (2005) Summary Report WHO Multi-country Study on Women's Health and Domestic Violence Against Women: Initial Results on prevalence, Health Outcomes and Women's Responses. Geneva WHO Press.
- Yoder, S. P., et al. (2004) Female Genital Cutting in the Demographic and Health Surveys: A Critical and Comparative Analysis, Maryland, USA: ORC Macro.
- Zaman, H. (1999) "Violence Against Women in Bangladesh: Issues and Responses." *Women's Studies International Forum*, Vol.22, No.1, pp.37-48.

< インターネットによる情報 >

- CIDA Web site (http://www.acdi-cida.gc.ca)(2006年2月アクセス)
- Demographic and Health Surveys Web site, "NIPORT, Bangladesh Demographic and Health Survey 2004, Bangladesh, Editor. 2005, ORC Macro" (http://www.measuredhs.com) (2006年2月アクセス)
- Demographic and Health Surveys Web site, "Cambodia Demographic and Health Survey 2000 Cambodia, Final Report" (http://www.measuredhs.com) (2005年11月アクセス)
- Demographic and Health Surveys Web site, "Cameroon 2004" (http://www.measuredhs.com) (2005年11月アクセス)
- Demographic and Health Surveys Web site, "El-Zanaty, F., et al., Egypt Demographic and Health Survey 1995" (http://www.measuredhs.com) (2005年11月アクセス)
- Demographic and Health Surveys Web site, "El-Zanaty, F. and Way, A. A. Egypt 2003 Egypt Interim Demographic and Health Survey, 2003 Egypt "(http://www.measuredhs.com) (2005年11月アクセス)

- Demographic and Health Surveys Web site, "India 1998/99 Final Report" (http://www.measuredhs.com) (2005年11月アクセス)
- Demographic and Health Surveys Web site, "Central Bureau of Statistics, Kenya Demographic and Health Survey 2003" (http://www.measuredhs.com) (2005年11月アクセス)
- Demographic and Health Surveys Web site, "National Population Commission, Nigeria Demographic and Health Survey 2003" (http://www.measuredhs.com) (2005年11月アクセス)
- Demographic and Health Surveys Web site, "Department of Health, Republic of South Africa, South Africa Demographic and Health Survey 1998" (http://www.measuredhs.com) (2005年11月アクセス)
- Demographic and Health Surveys Web site, "Department of Statistics, Sudan Demographic and Health Survey 1989/1990" (http://www.measuredhs.com) (2005年11月アクセス)
- GTZ Web site (http://www.gtz.de/en/weltweit/asien-pazfik/kambodscha/8825.htm)(2006年2月アクセス)
- JICAウェブサイト (www.jica.go.jp/evaluation/before/2004)(2006年3月アクセス)
- UNIFEM Web site, "Violence Against Women"
 - (http://www.unifem.org/gender_issues/violence_against_women) (2006年2月アクセス)
- USAID Web site (www.usaid.gov/our_work/cross-cutting_purograms/wid)(2006年2月アクセス)
- USAID Web site (www.usaid.gov./press/releases/2004/pr040615.html)(2006年2月アクセス)
- USAID Web site (www.usaid.gov/our_work/cross-cutting_programs/wid/activities/trafficking) (2006年 2 月アクセス)
- WHO Web site, "Fact Sheets, Female genital mutilation: What is female genital mutilation?" (http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs241/en/index.html) (2006年1月アクセス) 外務省条約ウェブサイト
 - 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止、抑止し及び処罰するための議定書(略称 国際組織犯罪防止条約人身取引議定書)」(http://mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty162_la.pdf)(2006年3月アクセス)
- 外務省人間の安全保障ウェブサイト
 - 「人間の安全保障イメージ図」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hs/image.pdf) (2006年3月アクセス)
- 外務省政府開発援助ウェブサイト(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou.html) (2006年3月アクセス)
- 外務省政府開発援助ウェブサイト
 - (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/chuuki/pdfs/seisaku_050204.pdf)(2006年3月アクセス)
- 外務省政府開発援助ウェブサイト(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/anken/zyoukyou.html) (2006年 3 月アクセス)
- 内閣府男女共同参画局ウェブサイト「女子差別撤廃委員会による一般勧告」

(http://www.gender.go.jp/main_contents/category/kankoku.pdf)(2006年2月アクセス)

「女子差別撤廃条約」(http://www.gender.go.jp/)(2006年1月アクセス)

「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究(概要版)」

(http://www.gender.go.jp/e-VAW/report/h14kagaisha_s.htm)(2005年12月アクセス)

「第4回世界女性会議 行動綱領(総理府仮訳)」

(http://www.gender.go.jp/kodo.html)(2005年10月アクセス)

「平成17年度「女性に対する暴力をなくす運動」実施要綱」

(http://www.gender.go.jp/dv/campaign_outline.html)(2005年12月アクセス)

「第49回国連婦人の地位委員会 / 「北京 + 10」閣僚級会合について」

(http://www.gender.go.jp/fujin_chii/chii49-g.html)(2006年1月アクセス)

<その他>

2005年12月6日 ヒマラヤンタイムズ紙

略 歴

幅崎 麻紀子(はばざき まきこ)

埼玉大学文化科学研究科にて修士号を取得した後、民間シンクタンクにて約5年間、研究員として地域振興、観光振興、及び、家族問題の研究に携わる。その後、北海道大学文学研究科博士後期課程に入学し、人類学理論及び開発理論を学び直すとともに、ネパール・トリブバン大学社会文化人類学部客員研究員として、ネパールにてフィールドワークを行う。2002年から、家族の中のジェンダー問題、リプロダクションの変容等、女性の身体と開発援助をテーマに、ネパールを中心に参与観察、及び、聞き取り調査を継続的に実施。2002年より名寄市立大学、2006年より札幌学院大学、浅井学園大学、藤女子大学ほかで、文化人類学、開発人類学、ジェンダー論の非常勤講師を務める。2003年11月~2006年3月、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同研究員。2006年10月から国立民族学博物館共同研究員。現在、博士論文執筆中。